

**利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領
及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに
係る技術資料**

平成 31 年 3 月

**国土交通省都市局都市計画課
都市計画調査室**

はじめに

本技術資料は、平成 31 年 3 月 26 日付国土交通省都市局長通知「都市計画基礎調査実施要領の見直し等について」において、それぞれ改訂・策定した「都市計画基礎調査実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に関し、オープンデータ・バイ・デザインの考え方を実践するために必要な調査項目、フォーマット、コーディングの共通化等のための技術的詳細、ガイドラインにおいてデータ共通化の過渡的対応として示した、データの互換性を確保するために公開すべき対照表の作成・活用方法、及びオープン化の取組の評価方法等について示す参考資料である。

目次

I.	調査項目、フォーマット、コーディングの共通化、互換性確保の方法	
1.	概要	1
2.	集計の手順	2
3.	集計の単位	3
4.	データの整理方法	4
5.	集計フォーマット	
1)	小地域（町丁目・字等）単位の集計フォーマット	7
2)	区域単位（区域別）の集計フォーマット	11
3)	オープン化する際の秘匿処理について	15
6.	項目等のコーディング	
1)	各種調査項目のコード表（標準）	20
2)	独自に細分化する場合	25
7.	集計データ（CSV ファイル）の入力における留意事項	27
8.	過渡期対応の方法	
1)	『都道府県調査項目対照表』と『(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対象表』の利用イメージ <過渡期対応>	28
2)	『都道府県調査項目対照表』と『(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対照表』の使用方法及び管理方法	30
II.	オープン化の取組の評価	31

〔添付書類〕

別表 1.	都市間比較のための『都道府県調査項目対照表』	32
別表 2.	都市間比較・全国均質データ作成のための 『(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対照表』	41

I. 調査項目、フォーマット、コーディングの共通化、互換性確保の方法

1. 概要

- ・都市計画基礎調査情報の共通化に向けては、全国都道府県が実施要領及び本技術資料に準拠することが最終的な目標となるが、まずは現有するデータを可能なところからオープン化する。
- ・土地利用現況、建物利用現況で個人情報を含むものについても、「地区にまとめる集計処理」を行った上で公開する。
- ・都市計画基礎調査での独自調査データで利活用ニーズの高い項目であるにもかかわらず、現時点では調査項目やデータのフォーマット、コーディングの共通化が十分に図られていない土地利用現況、建物利用現況については、過渡期対応として『都道府県調査項目対照表』及び『(国)実施要領コード／各都道府県実施コード対照表』を公開する。
- ・データ利用者は、上記の対照表に基づいて変換等を行う。
- ・調査項目の変更やコーディングの変更があった際には、都道府県が都度、各対照表を更新する。



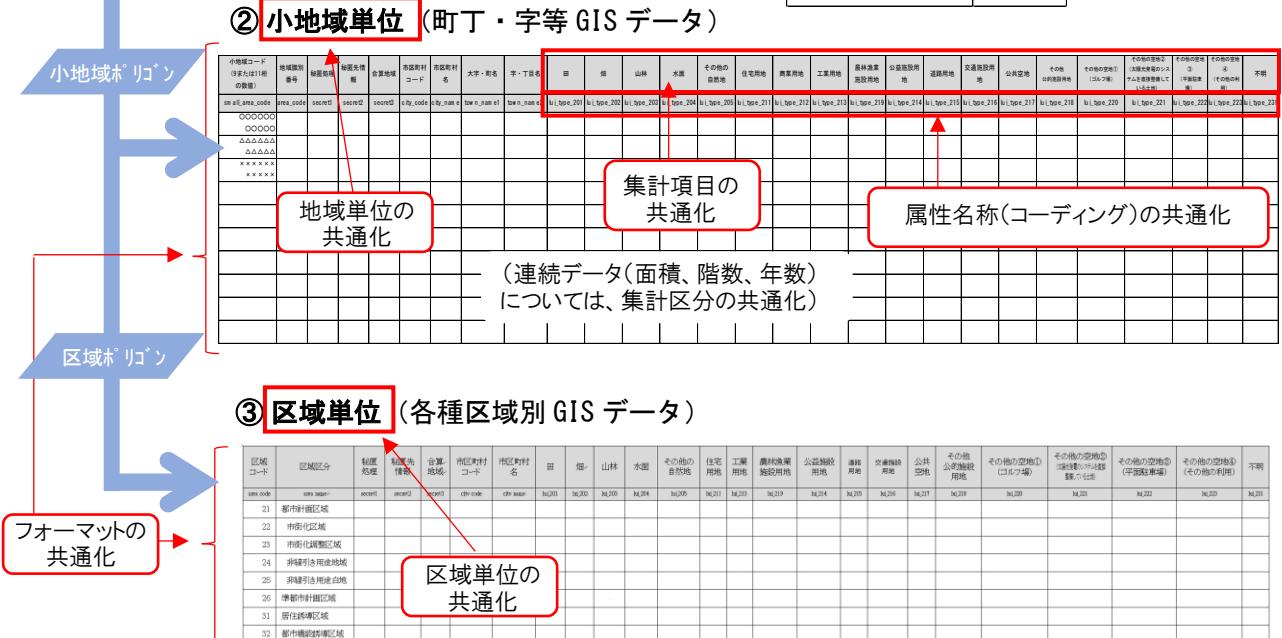
2. 集計の手順

- ・以下の用途別土地利用面積の集計例に示す通り、個別単位データ作成後に、小地域単位及び区域単位データを集計し、オープンデータとして公開する。

①個別データ単位（土地利用別 GIS データ）

(土地利用の用途コード番号表)

土地利用の用途	コード番号
田	201
畑	202
山林	203
水面	204
その他自然地	205
住宅用地	211
商業用地	212
工業用地	213
農林漁業施設用地	219
公益施設用地	214
道路用地	215
交通施設用地	216
公共空地	217
その他の公的施設用地	218
その他の空地①(大規模な利用: ゴルフ場、メガソーラー発電所)	220
その他の空地②(平面駐車場)	221
その他の空地③(他の利用)	222
不明	231



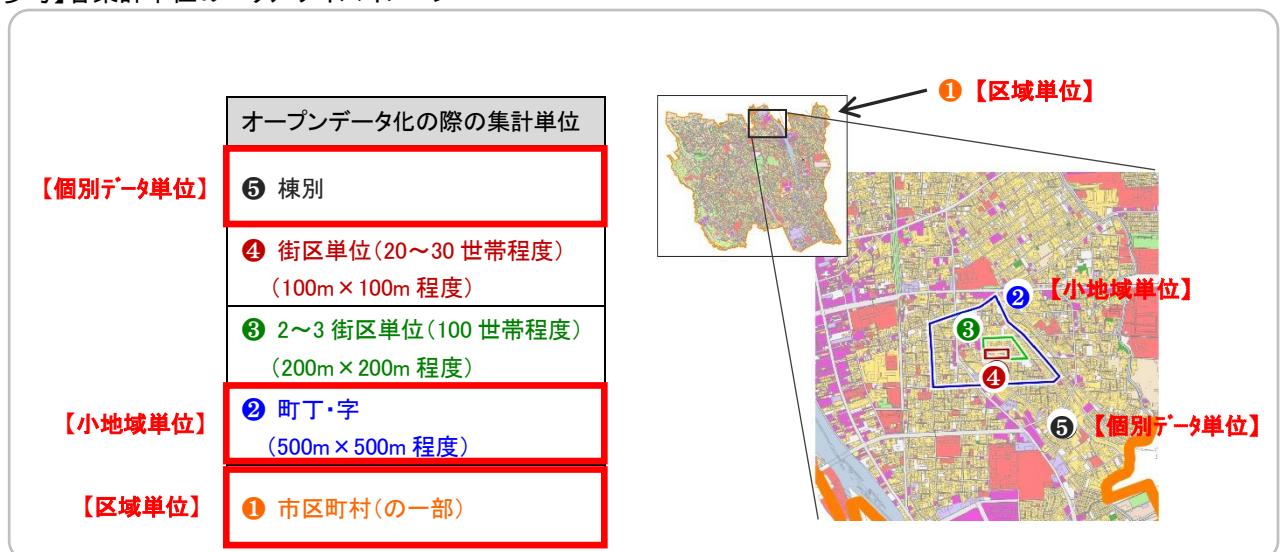
3. 集計の単位

- ・下表に示す3つの集計単位を想定し、②および③については集計値として整理する。
- ・また、新たに立地適正化計画の各区域を集計項目として設定する。

集計単位	①個別データ単位	②小地域単位	③区域単位
単一エリアの大きさ	小	中	大
データ集計の有無	無	有	有
データの具体例	・建物利用現況の棟別データ ・土地利用現況の土地利用別データ	・町丁・字等データ	・行政区域データ ・都市計画の各区域データ ・立地適正化計画の各区域データ

共通的にオープン化可能

【参考】各集計単位のエリアサイズイメージ



4. データの整理方法

■各データの整理・集計方法イメージ

集計単位	①個別データ単位	②小地域単位	③区域単位
同一範囲での情報量	大	中	小
GIS ファイル (ポリゴン・属性データ)	○ (独自作成)	○ (小地域ポリゴン)	○ (区域ポリゴン)
CSV ファイル (集計データ)	—	○ GISソフトで CSV ファイルを出力 (5. にて整理)	○ GISソフトで CSV ファイルを出力 (5. にて整理)
表計算ソフトファイル (集計表)	—	○ 〔 CSV データを整理 実施要領に新規追加 〕	○ 〔 CSV データを整理 現要領の内容追加 〕

【①個別データ単位】

- ・ GIS ファイルを基本とする（実施要領に定める調査項目や本技術資料に定めるコーディングをもとに作成）。

【②小地域単位、③区域単位】

- ・ GIS ソフトを用いて、土地利用・建物の GIS データと小地域・区域のポリゴンデータを重ね合わせ、土地利用・建物の GIS データに小地域・区域のコード番号を付与する。
- ・ 小地域ポリゴンは総務省が公開している直近の国勢調査の町丁字等境域データを使用することを基本とする。ただし、直近の国勢調査実施後に住居表示がなされたケースなどの場合に、新たな小地域ポリゴンおよびコードが公開される前提であれば、当該小地域で集計することもできる（人口などの集計データについても、同様に新たな小地域単位のデータが必要となる）。
- ・ 区域ポリゴン（都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、非線引き用途地域、非線引き用途白地）、準都市計画区域、都市計画区域外、居住誘導区域、都市機能誘導区域）は各地方公共団体において作成したものを使用する。
- ・ 土地利用現況の 1 つの敷地が小地域や区域を跨っている場合には、複数の小地域、区域で重複して計上されないよう、適切な処理を行う。例えば、当該小地域又は区域のポリゴンの境界で土地利用の敷地を分割することが考えられる。
- ・ 建物現況の 1 つの建物が小地域や区域を跨っている場合には、複数の小地域、区域で重複して計上されないよう、適切な処理を行う。例えば、当該建物ポリゴンの重心を求め、当該重心が含まれる小地域又は区域のコード番号を付与して集計する。
- ・ 小地域・区域コードを付与した土地利用・建物の GIS データの属性データを I. 5. (1) 及び (2) に定めるフォーマットに従って CSV ファイルとして出力し、公開する。

- ・上記 CSV ファイルを実施要領に準拠して表計算ソフトファイルで小地域及び区域単位で集計・整理し、公開する。
- ・小地域が区域を跨る場合には、区域ごとに集計する方法（例： A 町（市街化区域）と A 町（市街化調整区域）を別々に集計）が望ましい。
- ・収録範囲が都市計画区域及び準都市計画区域に限られている場合には、収録範囲の外に存在する小地域については集計対象としない。集計範囲の内外に跨る場合は、「データは都市計画区域又は準都市計画区域内のものに限る」等、適切な注釈を記載する。
- ・データが、行政区域全体で収集可能な場合は、都市計画区域に限らず、集計、公開することは可能である。

【参考】CSV ファイル(GIS データ出力)イメージ

(テキストエディタで開いた場合)

```

1 |区域コード,区域区分,秘匿処理,秘匿先情報,合算地域,市区町村コード,市区町村名,田,畑,山林,水面,その他の自然地,↓
2 |area_code,area_name,secret1,secret2,secret3,city_code,city_name,lui_type_201,lui_type_202,lui_type_203,lui_type_204,lui_type_205,↓
3 |21,都市計画区域,.....,↓
4 |22,市街化区域,.....,↓
5 |23,市街化調整区域,.....,↓
6 |24,非線引き用途地域,.....,↓

```



(表計算ソフトで開いた場合)

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	田	畠	山林	水面	その他の自然地
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	lui_201	lui_202	lui_203	lui_204	lui_205
21	都市計画区域										
22	市街化区域										
23	市街化調整区域										
24	非線引き用途地域										

【参考】集計・公開イメージ

①調書から小地域または区域単位に集計し、出力・整理した CSV ファイル（1行目：集計項目（タイトル）、2行目：属性情報、3行目以降：小地域または区域集計データ）を公開する。

◆区域単位の CSV ファイルイメージ

```
1 区域コード,区域区分,秘密処理,秘密先情報,合算地域,市区町村コード,市区町村名,田,畑,山林,水面,その他の自然地,↓  
2 area_code,area_name,secret1,secret2,secret3,city_code,city_name,lui_type_201,lui_type_202,lui_type_203,lui_type_204,lui_type_205,↓  
3 ↓  
4 21,都市計画区域,↓  
5 22,市街化区域,↓  
6 23,市街化調整区域,↓  
7 24,非線引き用途地域,↓
```

②表計算ソフトファイルは、CSV ファイルを Excel で開き、属性情報や不要なコード等を削除し、必要に応じてセルの結合を行うなど、表の体裁を整えたファイルを公開する。

◆区域単位の表計算ソフトファイルイメージ

(○○市調査 (基準日 : ○○年○○月○○日現在)

区域区分	農地		自然的土地利用			宅地		都市的土地利用		
	田	畑	山林	水面	その他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地
都市計画区域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市街化区域										
市街化調整区域										
非線引き用途地域										
非線引き用途白地										
準都市計画区域										
居住誘導区域										
都市機能誘導区域										

…

③各地方公共団体の公開ホームページにおいて、①、②を公開する。

◆各地方公共団体ホームページでの公開イメージ（一例）

○○県ホームページ

○○年都市計画基礎調査

※青字、下線部分に各ファイルをリンク

1. △△市

1) 土地利用現況

(1) 区域単位

・用途別土地利用面積 [CSV 表計算ソフトファイル](#) (基準日 : ○年○月○日現在)

(2) 小地域単位

・用途別土地利用面積 [CSV 表計算ソフトファイル](#) (基準日 : ○年○月○日現在)

※表計算ソフトファイルは、実際にはソフト名等を表示

2) 建物利用現況

(1) 区域単位

・建物用途（棟数、建築面積、延床面積）

[CSV 表計算ソフトファイル](#) (基準日 : ○年○月○日現在)

・階数（地下、地上） [CSV 表計算ソフトファイル](#) (基準日 : ○年○月○日現在)

⋮

(2) 小地域単位

・建物用途（棟数、建築面積、延床面積）

[CSV 表計算ソフトファイル](#) (基準日 : ○年○月○日現在)

・階数（地下、地上） [CSV 表計算ソフトファイル](#) (基準日 : ○年○月○日現在)

⋮

※ [区域ポリゴンファイル \(GIS ファイル\)](#) (基準日 : ○年○月○日現在)

2. ××市

⋮

※表計算ソフトファイル中の集計表は、画像等に変換し、直接 WEB ページ上において閲覧できるようにする方法もある。
※各データの調査基準日がわかるよう表示すること。

5. 集計フォーマット

1) 小地域（町丁目・字等）単位の集計フォーマット

（1）集計フォーマットイメージ

土地利用現況及び建物利用現況に関する小地域（町丁・字等）単位の集計フォーマットは、国勢調査の集計表に準拠し、以下のとおり整理する。本集計表は、電子ファイル（CSV ファイル）で公開する。小地域コード、地域識別番号、秘匿処理、秘匿先情報、合算地域、市区町村コード、市区町村名、大字・町名及び字・丁目名は数値ではなく半角文字列として作成する。

◆小地域（町丁・字等）単位の集計イメージ（CSV ファイルを表計算ソフトで開いた場合）

小地域コード (9 または 11 桁 の数値)	地域識 別番号	秘匿 処理	秘匿先 情報	合算 地域	市区町 村コード	市区町 村名	大字・町 名	字・丁目 名	50 m ² 以下	75 m ² 以下	150 m ² 以 下
small_area_code	area_code	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	town_name2	b_fl_a_801	b_fl_a_802	b_fl_a_803
50101210001	3	合算地域 あり		50101210002	50101	○○市	▲▲町	1丁目	2.2	1.0	3.0
50101210002	3	秘匿地域	50101210001		50101	○○市	▲▲町	2丁目	X	X	X
50101210003	3				50101	○○市	▲▲町	3丁目	2.0	2.0	4.0

（つづき）

500 m ² 以下	1500 m ² 以下	3000 m ² 以下	3000 m ² 超	不明	合計面積	平均面積
b_fl_a_804	b_fl_a_805	b_fl_a_806	b_fl_a_807	b_fl_a_811	b_fl_a_821	b_fl_a_822
1.0	0.5	1.0	0.5	0.2	9.4	
X	X	X	X	X	X	X
0.2	0.5	2.0	1.0	0.1	11.8	

(2) 集計区分

①土地利用現況

(用途別土地利用面積)

(集計項目)	小地域コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	田	畑	山林
(属性情報)	small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	town_name2	lui_201	lui_202	lui_203

(つづき)

水面	その他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地
lui_204	lui_205	lui_211	lui_212	lui_213	lui_219	lui_214	lui_215	lui_216	lui_217

(つづき)

その他公的施設用地	その他の空地①(ゴルフ場)	その他の空地②(太陽光発電のシステムを直接整備している土地)	その他の空地③(平面駐車場)	その他の空地④(その他の空地①～③以外の都市的土地区画)	不明
lui_218	lui_220	lui_221	lui_222	lui_223	lui_231

※その他の空地④は住宅地図等から現況が分かれる大規模な利用の用途があれば、自治体の判断で独自に分ける。

②建物利用現況

(建物用途(棟数、建築面積、延床面積))

小地域コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	大字・町名	業務施設	商業施設
small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	b_use_401	b_use_402

(つづき)

宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設
b_use_403	b_use_404	b_use_411	b_use_412	b_use_413	b_use_414	b_use_415	b_use_421	b_use_422

(つづき)

運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	不明
b_use_431	b_use_441	b_use_451	b_use_452	b_use_453	b_use_454	b_use_461

(階数(地下、地上))

小地域コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	大字・町名	地下階なし_地上1階	地下階なし_地上2階
small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	b_flr_501	b_flr_502

(つづき)

地下階なし_地上3階	地下階なし_地上4-5階	地下階なし_地上6-7階	地下階なし_地上8-10階	地下階なし_地上11-15階	地下階なし_地上16階以上	地下階あり_地上1階	地下階あり_地上2階
b_flr_503	b_flr_504	b_flr_505	b_flr_506	b_flr_507	b_flr_508	b_flr_511	b_flr_512

(つづき)

地下階あり_地上3階	地下階あり_地上4-5階	地下階あり_地上6-7階	地下階あり_地上8-10階	地下階あり_地上11-15階	地下階あり_地上16階以上	不明
b_flr_513	b_flr_514	b_flr_515	b_flr_516	b_flr_517	b_flr_518	b_flr_521

(構造)

小地域コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	大字・町名	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造
small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	b_st1_601	b_st1_602

(つづき)

鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造 ・石造	不明
b_st1_603	b_st1_604	b_st1_605	b_st1_606	b_st1_611

(建築面積)

小地域コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	大字・町名	50 m ² 以下	75 m ² 以下
small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	b_area_701	b_area_702

(つづき)

150 m ² 以下	500 m ² 以下	1500 m ² 以下	1500 m ² 超	不明	合計面積	平均面積
b_area_703	b_area_704	b_area_705	b_area_706	b_area_711	b_area_721	b_area_722

※建物の規模は地域差が大きいため、各自治体が地域の実情に応じてより細分化することも想定

(延床面積)

小地域コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	大字・町名	50 m ² 以下	75 m ² 以下
small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	b_fl_a_801	b_fl_a_802

(つづき)

150 m ² 以下	500 m ² 以下	1500 m ² 以下	3000 m ² 以下	3000 m ² 超	不明	合計面積	平均面積
b_fl_a_803	b_fl_a_804	b_fl_a_805	b_fl_a_806	b_fl_a_807	b_fl_a_811	b_fl_a_821	b_fl_a_822

※建物の規模は地域差が大きいため、各自治体が地域の実情に応じてより細分化することも想定

(建築年)

小地域コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	大字・町名	昭和 46 年以前	昭和 47 年～56 年
small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	b_age_901	b_age_902

(つづき)

昭和 57 年～平成元年	平成 2 年～平成 11 年	平成 12 年～平成 21 年	平成 22 年～	不明
b_age_903	b_age_904	b_age_905	b_age_906	b_age_911

(耐火構造種別)

小地域 コード	地域識別 番号	秘匿 処理	秘匿先 情報	合算 地域	市区町村 コード	市区町村 名	大字・町名	耐火	準耐火
small_area_code	area_id_no	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	b_st2_1001	b_st2_1002

(つづき)

その他	不明
b_st2_1003	b_st2_1011

2) 区域単位（区域別）の集計フォーマット

（1）集計フォーマットイメージ

土地利用現況及び建物利用現況に関する区域（各種区域別）単位の集計フォーマットは、以下のとおり整理する。本集計表は、電子ファイル（CSV ファイル）で公開する。区域コード、区域区分、秘匿処理、秘匿先情報、合算地域、市区町村コードは数値ではなく半角文字列として作成する。

◆区域（各種区域別）単位の集計イメージ（CSV ファイルを表計算ソフトで開いた場合）

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	50 m ² 以下	75 m ² 以下	150 m ² 以下	500 m ² 以下	1500 m ² 以下	3000 m ² 以下
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_fl_a_801	b_fl_a_802	b_fl_a_803	b_fl_a_804	b_fl_a_805	b_fl_a_806
21	都市計画区域				50101	○○市	3.0	4.0	9.0	0.4	1.0	4.0
22	市街化区域				50101	○○市	2.0	2.0	4.0	0.2	0.5	2.0
23	市街化調整区域	秘匿地域	24		50101	○○市	X	X	X	X	X	X
24	非線引き用途地域	合算地域あり		23;25	50101	○○市	1.0	2.0	5.0	0.2	0.5	2.0
25	非線引き用途白地	秘匿地域	24		50101	○○市	X	X	X	X	X	X
26	準都市計画区域				50101	○○市	0.2	1.2	4.2	0.2	0.5	1.2
31	居住誘導区域				50101	○○市	1.5	1.5	3.5	0.1	0	1.5
32	都市機能誘導区域				50101	○○市	1.2	1.2	2.0	0.1	0	1.2

（つづき）

3000 m ² 超	不明	合計面積	平均面積
b_fl_a_807	b_fl_a_811	b_fl_a_821	b_fl_a_822
0.8	5.0	27.2	
0.3	2.0	13	
X	X	X	X
0.5	3.0	14.2	
X	X	X	X
0.5	2.2	10.2	
0.2	1.0	9.3	
0.1	0.2	6	

(2) 集計区分

①土地利用現況

(用途別土地利用面積)

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	田	畠	山林	水面	その他の自然地	住宅用地
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	lui_201	lui_202	lui_203	lui_204	lui_205	lui_211

(つづき)

商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他公的施設用地	その他の空地①(ゴルフ場)	その他の空地②(太陽光発電のシステムを直接整備している土地)	その他の空地③(平面駐車場)	その他の空地④(その他の空地①～③以外の都市的土地利用)
lui_212	lui_213	lui_219	lui_214	lui_215	lui_216	lui_217	lui_218	lui_220	lui_221	lui_222	lui_223

(つづき)

不明	合計	可住地	非可住地
lui_231	lui_241	lui_251	lui_252

*その他の空地④は住宅地図等から現況が分かる大規模な利用の用途があれば、自治体の判断で独自に分ける。

②建物利用現況

(建物用途 (棟数、建築面積、延床面積))

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系複合施設	住宅	共同住宅
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_use_401	b_use_402	b_use_403	b_use_404	b_use_411	b_use_412

(つづき)

店舗等併用共同住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	不明
b_use_413	b_use_414	b_use_415	b_use_421	b_use_422	b_use_431	b_use_441	b_use_451	b_use_452	b_use_453	b_use_454	b_use_461

(階数 (地下、地上))

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	地下階なし_地上1階	地下階なし_地上2階	地下階なし_地上3階	地下階なし_地上4-5階
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_flr_501	b_flr_502	b_flr_503	b_flr_504

(つづき)

地下階なし_地上6-7階	地下階なし_地上8-10階	地下階なし_地上11-15階	地下階なし_地上16階以上	地下階あり_地上1階	地下階あり_地上2階	地下階あり_地上3階	地下階あり_地上4-5階	地下階あり_地上6-7階
b_flr_505	b_flr_506	b_flr_507	b_flr_508	b_flr_511	b_flr_512	b_flr_513	b_flr_514	b_flr_515

(つづき)

地下階あり_地上8-10階	地下階あり_地上11-15階	地下階あり_地上16階以上	不明
b_flr_516	b_flr_517	b_flr_518	b_flr_521

(構造)

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	木造・土蔵造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_st1_601	b_st1_602	b_st1_603	b_st1_604

(つづき)

軽量鉄骨造	れんが造・コンクリートブロック造・石造	不明
b_st1_605	b_st1_606	b_st1_611

(建築面積)

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	50 m ² 以下	75 m ² 以下	150 m ² 以下	500 m ² 以下
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_area_701	b_area_702	b_area_703	b_area_704

(つづき)

1500 m ² 以下	1500 m ² 超	不明	合計面積	平均面積
b_area_705	b_area_706	b_area_711	b_area_721	b_area_722

※建物の規模は地域差が大きいため、各自治体が地域の実情に応じてより細分化することも想定

(延床面積)

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	50 m ² 以下	75 m ² 以下	150 m ² 以下	500 m ² 以下
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_fl_a_801	b_fl_a_802	b_fl_a_803	b_fl_a_804

(つづき)

1500 m ² 以下	3000 m ² 以下	3000 m ² 超	不明	合計面積	平均面積
b_fl_a_805	b_fl_a_806	b_fl_a_807	b_fl_a_811	b_fl_a_821	b_fl_a_822

※建物の規模は地域差が大きいため、各自治体が地域の実情に応じてより細分化することも想定

(建築年)

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	昭和 46 年以前	昭和 47 年～56 年	昭和 57 年～平成元年	平成 2 年～平成 11 年
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_age_901	b_age_902	b_age_903	b_age_904

(つづき)

平成 12 年～平成 21 年	平成 22 年～	不明
b_age_905	b_age_906	b_age_911

(耐火構造種別)

区域コード	区域区分	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	市区町村コード	市区町村名	耐火	準耐火	その他	不明
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	b_st2_1001	b_st2_1002	b_st2_1003	b_st2_1011

3) オープン化する際の秘匿処理について

(1) 秘匿処理の必要性の判断

- ・小地域・区域で集計したデータを公開する際には、個人または事業者等の権利利益を保護するため、集計データの秘匿処理が必要となる場合がある。
- ・具体的には個人情報保護条例に基づき保護の必要があると判断される情報や情報公開条例で非開示情報に相当する情報については公開することが適当ではない。
- ・このため、秘匿すべきデータ項目及び個人や事業者等が特定できないように秘匿する方法をこれらの条例等を踏まえて判断する必要がある。

(2) 秘匿処理が必要となる可能性のある状況の例

【例 1】建物利用現況 用途別棟数の集計表

- ・建物が 1 棟のみや 2 棟のみの小地域

小地域コード (9 または 11 桁 の数値)	町丁・字等	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	不明	合計
○○○○○○○ ○○○○○○	○○町 ○丁目	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2
△△△△△△△ △△△△△△		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
××××××× ××××××		-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
:																			

【例 2】建物利用現況 階数別棟数の集計表

- ・建物が 1 棟のみや 2 棟のみの小地域

小地域コード (9 または 11 桁 の数値)	町丁・字等	地上1階なし	地下1階なし	地上2階なし	地下2階なし	:	地上1階	地下1階なし	地上1階	地下1階あり	地上1階	地下2階あり	地上2階	地下1階あり	地上1階	地下1階あり	地上1階	地下1階以上	合計
○○○○○○○ ○○○○○○	○○町 ○丁目	-	-			-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	
△△△△△△△ △△△△△△		-	-			-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
××××××× ××××××		-	-			-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
:																			

- ・これらの例について、秘匿処理が必要であるかについて、検討が必要になる。

(3) 秘匿処理の有無の実例とその考え方

- 既存の公開されている統計（国勢調査、工業統計）の例では、総人口、男女別人口、世帯数、事業所数、従業者数等のデータは秘匿されていないが、年齢別人口、配偶関係別人口、現金給与総額、製造品出荷額等などのデータは秘匿されている。
- 秘匿の方法としては、町丁字の人口や世帯数、特定の産業分類の事業所数が少數の場合に、個人や事業所等が特定されるおそれがあるため上記のデータ項目が秘匿されている。また、秘匿した数値について、国勢調査では他の町丁字の行に合算処理がなされ、工業統計では他の産業分類への合算処理はなされていない。

【例1】国勢調査（基本単位区）の人口総数、男女別人口、世帯数 [秘匿処理なし]

図1は国勢調査における基本単位区ごとの男女別人口及び世帯数の集計表である。人口や世帯数が1又は2の基本単位区においても総人口、男女別人口、世帯数は秘匿されていない。

[図1] 基本単位区ごとの男女別人口及び世帯数の集計表

基本単位区番号	調査区番号	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	総数(男女)	男	女	世帯数
		東京都	千代田区			58406	29343	29063	33262
1001010	16.3.27	東京都	千代田区	丸の内	1丁目	-	-	-	-
:									
1003080	16.3.42	東京都	千代田区	丸の内	3丁目	-	-	-	-
2001010	16.3.4	東京都	千代田区	大手町	1丁目	-	-	-	-
2001020	16.3.3	東京都	千代田区	大手町	1丁目	-	-	-	-
2001030	16.3.2	東京都	千代田区	大手町	1丁目	2	2	-	2
2001040	16.3.1	東京都	千代田区	大手町	1丁目	-	-	-	-
2001050	16.3.5	東京都	千代田区	大手町	1丁目	-	-	-	-
2001060	16.3.6	東京都	千代田区	大手町	1丁目	-	-	-	-
2001070	16.3.7	東京都	千代田区	大手町	1丁目	-	-	-	-
2001080	16.3.8	東京都	千代田区	大手町	1丁目	-	-	-	-
2001090	16.3.9	東京都	千代田区	大手町	1丁目	1	1	-	1
2002010	16.3.11	東京都	千代田区	大手町	2丁目	-	-	-	-
2002020	16.3.12	東京都	千代田区	大手町	2丁目	-	-	-	-
2002030	16.3.10	東京都	千代田区	大手町	2丁目	-	-	-	-
2002040	16.3.14	東京都	千代田区	大手町	2丁目	-	-	-	-
2002050	16.3.13	東京都	千代田区	大手町	2丁目	-	-	-	-
2002060	16.3.16	東京都	千代田区	大手町	2丁目	2	2	-	2
2002070	16.3.15	東京都	千代田区	大手町	2丁目	-	-	-	-
3001010	18.3.1	東京都	千代田区	内幸町	1丁目	3	2	1	2
:									

(出典：「平成27年国勢調査」（小地域集計 第1表 男女別人口及び世帯数－基本単位区）をもとに作成)

【例2】国勢調査（町丁・字等）年齢別人口、配偶関係別人口等 [秘匿、合算あり]

- 図2、図3は国勢調査における町丁・字等ごとの男女別人口及び世帯数の集計表である。平成27年国勢調査の町丁字等集計には表2～表16の15表があるが、いずれも同じ町丁字等について秘匿処理がなされており、年齢別人口や配偶関係別人口等が秘匿されている。東京都千代田区内幸町1丁目については秘匿処理がなされ、千代田区有楽町1丁目に合算処理がなされている。千代田区内幸町1丁目の人口は3人、世帯数は2である。なお、町丁字集計では各表での秘匿町丁字と合算先を統一して各表に跨るデータ計算を可能とするため、第2表の人口総数、男女別人口、世帯数も秘匿処理がなされている。

- ・このように、年齢別人口や配偶関係別人口等は個人情報保護や防犯上の理由から秘匿している一方で、全て秘匿してしまうと統計表として成立しなくなってしまうことから、これらのバランスを衡量して検討されている。

[図 2] 町丁字等ごとの男女別人口及び世帯数の集計表

町丁字コード	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	総数(男女別)	男	女	世帯数
10				東京都	千代田区			58406	29343	29063	33262
1001	3 秘匿地域	29001		東京都	千代田区	丸の内	1丁目	X	X	X	X
1002	3 秘匿地域	29001		東京都	千代田区	丸の内	2丁目	X	X	X	X
1003	3 秘匿地域	29001		東京都	千代田区	丸の内	3丁目	X	X	X	X
20				東京都	千代田区	大手町		X	X	X	X
2001	3 秘匿地域	29001		東京都	千代田区	大手町	1丁目	X	X	X	X
2002	3 秘匿地域	29001		東京都	千代田区	大手町	2丁目	X	X	X	X
30				東京都	千代田区	内幸町		X	X	X	X
3001	3 秘匿地域	4001		東京都	千代田区	内幸町	1丁目	X	X	X	X
3002	3 秘匿地域	4001		東京都	千代田区	内幸町	2丁目	X	X	X	X
40				東京都	千代田区	有楽町			34	27	7 29
4001	1 合算地域あり	003001:003002:004002:0130		東京都	千代田区	有楽町	1丁目		34	27	7 29
4002	3 秘匿地域	4001		東京都	千代田区	有楽町	2丁目	X	X	X	X
50				東京都	千代田区	霞が関		X	X	X	X
:											

(出典：「平成 27 年国勢調査」(小地域集計 第 2 表 男女別人口及び世帯数－町丁・字等) をもとに作成)

[図 3] 町丁字等ごとの配偶関係、男女別 15 歳以上人口の集計表

町丁字コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	総数(男女別)		配偶	死別・離別	配偶関係「不詳」	男	女	配偶関係	未婚	…
									総数(配偶・未婚)	有配偶								
1	1				東京都	千代田区			49850	14594	24333	3679	7244	24863	7394			
10	2				東京都	千代田区	丸の内		X	X	X	X	X	X	X			
1001	3 秘匿地域	29001			東京都	千代田区	丸の内	1丁目	X	X	X	X	X	X	X			
1002	3 秘匿地域	29001			東京都	千代田区	丸の内	2丁目	X	X	X	X	X	X	X			
1003	3 秘匿地域	29001			東京都	千代田区	丸の内	3丁目	X	X	X	X	X	X	X			
20	2				東京都	千代田区	大手町		X	X	X	X	X	X	X			
2001	3 秘匿地域	29001			東京都	千代田区	大手町	1丁目	X	X	X	X	X	X	X			
2002	3 秘匿地域	29001			東京都	千代田区	大手町	2丁目	X	X	X	X	X	X	X			
:																		
30	2				東京都	千代田区	内幸町		X	X	X	X	X	X	X			
3001	3 秘匿地域	4001			東京都	千代田区	内幸町	1丁目	X	X	X	X	X	X	X			
3002	3 秘匿地域	4001			東京都	千代田区	内幸町	2丁目	X	X	X	X	X	X	X			
40	2				東京都	千代田区	有楽町		34	3	11-			20	27			
4001	3 合算地域あり	003001:003002:004002:0130			東京都	千代田区	有楽町	1丁目	34	3	11-			20	27	1		
4002	3 秘匿地域	4001			東京都	千代田区	有楽町	2丁目	X	X	X	X	X	X	X			
50	2				東京都	千代田区	霞が関		X	X	X	X	X	X	X			
:																		

(出典：「平成 27 年国勢調査」(小地域集計 第 4 表 配偶関係(3 区分)、男女別 15 歳以上人口 一町丁・字等) をもとに作成)

【例 3】工業統計の事業所数・従業者数【秘匿なし】、現金給与総額等【秘匿、合算なし】

- ・工業統計における市町村ごとの事業所数等の集計では、産業分類別に集計がなされているが、事業所数、従業者数は事業者数が 1 ないし 2 の産業分類においても秘匿されていない。
- ・一方、現金給与総額等のデータは秘匿処理されている。国勢調査の町丁字等集計と異なり、秘匿されたデータの他の産業分類の行への合算処理はなされていない。当該データでは、2 以下の場合、該当者は総額と自社の値の差額が他社となることが算出できてしまうが、3 の場合には、総額と自社の値だけでは他社のそれぞれの金額が明確にはならないことから秘匿の対象としていない。
- ・秘匿処理として非表示("X" の記入)を行う際、合計値を算出している範囲内で非表示を行う場合は、合計値からの差引きによって秘匿している数値を算出できないよう、その範囲内でもう一箇所非表示を行っている。

[図4] 市区町村ごとの事業所数等の集計表

市区町村	産業分類	事業所数 計	従業者数		現金給与 総額	原材 料 使 用 額 等	製 造 品 出 荷 額 等	粗付加 価 値 額
			内従業者	内従業者				
01 北海道	00 製造業計	2016 5,189	1,162	57	187,770	59,135,323	387,665,310	605,759,436 186,041,961
01100 札幌市	00 製造業計	2016 892	183	8	27,029	8,890,741	29,224,527	53,459,685 21,368,785
01101 札幌市中央区	00 製造業計	2016 89	17	—	1,853	572,132	1,053,427	2,225,426 1,076,315
01101 札幌市中央区	09 食料品製造業	2016 20	5	—	545	120,722	295,641	520,180 208,166
01101 札幌市中央区	10 飲料・たばこ・飼料製造業	2016 3	—	—	40	12,197	29,659	67,057 23,767
⋮								
01110 札幌市清田区	29 電気機械器具製造業	2016 1	1	—	98	X	X	X X
01110 札幌市清田区	32 その他の製造業	2016 1	—	—	4	X	X	X X
01202 開館市	00 製造業計	2016 270	58	3	7,844	2,440,380	12,012,023	18,344,663 5,908,395
01202 開館市	09 食料品製造業	2016 125	40	1	4,576	1,221,365	7,468,674	10,686,584 2,987,421
01202 開館市	10 飲料・たばこ・飼料製造業	2016 6	2	—	142	34,538	118,279	220,151 94,347
01202 開館市	11 銀縫工業	2016 11	1	—	155	37,723	83,339	149,985 61,718
01202 開館市	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	2016 6	1	—	63	27,197	53,741	81,285 25,654
01202 開館市	13 家具・装備品製造業	2016 9	—	—	99	31,354	47,613	115,199 62,581
01202 開館市	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2016 2	1	—	53	X	X	X X
01202 開館市	15 印刷・同関連業	2016 16	1	—	228	69,323	143,368	243,439 93,112
01202 開館市	16 化学工業	2016 4	1	—	118	54,602	146,295	424,801 258,553
01202 開館市	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2016 2	—	—	50	X	X	X X
01202 開館市	19 ゴム製品製造業	2016 1	—	—	13	X	X	X X
01202 開館市	21 塗業・土石製品製造業	2016 5	1	—	61	21,353	45,631	126,240 74,638
01202 開館市	22 鉄鋼業	2016 3	1	—	110	47,473	117,227	218,788 94,723
01202 開館市	23 非鉄金属製造業	2016 1	1	—	65	X	X	X X
01202 開館市	24 金属製品製造業	2016 22	1	—	255	104,772	260,397	565,101 282,175
01202 開館市	25 はん用機械器具製造業	2016 7	—	—	66	17,754	32,414	87,530 51,034
01202 開館市	26 生産用機械器具製造業	2016 12	3	—	358	181,537	510,723	1,191,263 650,305
01202 開館市	27 業務用機械器具製造業	2016 3	—	—	36	17,618	52,949	130,586 71,887
01202 開館市	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	2016 3	1	1	446	135,140	761,386	1,140,185 354,030
01202 開館市	29 電気機械器具製造業	2016 3	—	—	23	8,604	20,554	40,415 18,390
01202 開館市	30 情報通信機械器具製造業	2016 2	1	—	87	X	X	X X
01202 開館市	31 輸送用機械器具製造業	2016 19	2	1	754	298,958	1,808,387	2,244,308 413,897
01202 開館市	32 その他の製造業	2016 8	—	—	86	24,836	40,528	102,751 57,614
01203 小樽市	00 製造業計	2016 218	69	2	7,687	2,410,728	10,285,780	17,041,257 6,237,123
01203 小樽市	09 食料品製造業	2016 95	35	2	4,337	1,230,330	5,749,872	9,415,126 3,407,177
⋮								

(出典：「平成29(2017)年工業統計表」

地域別統計表データ

3. 市区町村別産業中分類別統計表 従業者4人以上の事業所に関する統計表

事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等及び粗付加価値額

をもとに作成)

(4) 秘匿の具体的方法の例

①非表示による方法

- ・秘匿が必要な数値等のみを表示しない方法が考えられる。
- ・データを秘匿する箇所（元データが0（ゼロ）の箇所を含む）には”X”（エックス（半角大文字））を入力する。ただし、秘匿しない箇所の元データが0（ゼロ）の場合には“-（ハイフン（半角文字））”を入力する。
- ・合計値を算出している範囲内で非表示を行う場合は、合計値からの差引きによって秘匿している数値を算出できないよう、その範囲内でもう一箇所非表示を行う（秘匿する箇所の次に小さい数値を基本とする）。

②隣接する小地域や同一区域に属する小地域等との合算集計による方法

- ・一定の小地域（小地域A）において区分の該当数が少数で秘匿処理が必要な場合、隣接する小地域や同一区域に属する小地域等（小地域B）との合算集計により対応する。
- ・その際、小地域Bの小地域コードを採用し、各集計区分の該当数を合算する。なお、小地域Aが合算されたことが判読できるよう調査結果として取りまとめる。



③集計区分の集約化による方法

- ・秘匿処理が必要な小地域 A の集計区分を集約化して、該当数を増やすことで対応する方法も考えられる。
- ・例えば、建物用途区分の集計区分（全 18 区分）について、秘匿処理が必要と判断された場合には、用途が比較的近い複数の区分を集約化する（ポリゴンの統合は不要）。この場合、集計区分の方法を事前に設定すれば、自動処理等も可能となる。

6. 項目等のコーディング

1) 各種調査項目のコード表（標準）

①区域区分

区域単位の集計において、以下に示す区域コード番号表を参照の上、GIS ソフトを用いて土地利用現況の個別データ及び建物利用現況の個別データに「区域コード」に該当するコードを入力する。

<区域コード番号表>

区域名称	区域コード
行政区域	11
都市計画区域	21
市街化区域	22
市街化調整区域	23
非線引き用途地域	24
非線引き用途白地	25
準都市計画区域	26
都市計画区域外	27
居住誘導区域	31
都市機能誘導区域	32

②小地域コード^{※1}

最新の国勢調査で使われている小地域コードを使用し、GIS ソフトを用いて土地利用現況の個別データ及び建物利用現況の個別データにコードを入力することを基本とする。当該コードは、市区町村を、町丁・字等によって細分した地域を表すコードで、おおむね市区町村内の「△△町」、「○○2丁目」、「字□□」などの区域に対応している。ただし、直近の国勢調査実施後に住居表示がなされたケースなどの場合に、新たな小地域ポリゴンおよびコードが公開される前提であれば、当該小地域で集計することもできる（人口などの集計データについても、同様に新たな小地域単位のデータが必要となる）。小地域コードは数値ではなく半角文字列として入力する。

※1：国勢調査町丁・字等別境界データ（平成 27 年）では、小地域コードは「マッチング番号（属性情報：KEY_CODE）」として定義されており、データ接続時には当該情報を活用する。

【参考】小地域コードについて

- 国勢調査の小地域コードの桁数は、以下の 11 桁の数値で構成されている。
1 桁目から 5 桁目：市区町村のコードを意味する。
6 桁目から 11 桁目：町丁・字等のコードを意味する（大字・町名単位の地域の場合は 4 桁のコード）
(例)
【大字・町名】
012020310 北海道 函館市 港町
※町丁・字等のコードが 3 桁（港町：310）の場合には、6 桁目を「0（ゼロ）」とし、7 桁以降を町丁・字等のコードとする

【字・町目】

01202031001 北海道 函館市 港町1丁目
01202031002 北海道 函館市 港町2丁目

※大字・町名のコード9桁に加えて、町目番号の枝番（1丁目の場合には01）を付番

- なお、小地域コードの上位概念である「標準地域コード」は、都道府県及び市町村の区域を示す統計情報の表章及び当該情報の相互利用のための基準であり、統計審議会の答申を踏まえ、昭和45年4月（1970年4月）に定められたものである（以後、合併等により市町村等の区域に変更が生じた場合には、その都度、改正）。
- 情報処理の効率化と円滑化に資するために、総務省（当時：自治省）が昭和43年に全国の都道府県及び市町村のコードを「全国地方公共団体コード」として設定しているが、統計に用いる「標準地域コード」はこれを踏襲するとともに、全国地方公共団体コードにおいては設定されていない支庁・振興局、郡に係るコードも整備している。
- また、「都道府県コード」及び「市区町村コード」は、JISX0401及びJISX0402でそれぞれ規格化されているが、「標準地域コード」はこれと同様である。

【小地域コードの上位概念：標準地域コードの桁数（5桁）】

1桁目から2桁目：都道府県のコードを意味する。

3桁目から5桁目：市区町村等のコードを意味する（000は都道府県）。

（例）

00000 全国
01000 北海道
01100 札幌市
01101 札幌市中央区
01330 渡島総合振興局

③地域識別番号

小地域単位の集計において、以下に示す地域識別番号表を参照の上、GISソフトを用いて「地域識別番号」に該当するコードを入力する。

<地域識別番号表>

地域識別番号	地域識別コード
市区町村単位	1
大字・町名単位	2
字・町目単位	3

④秘匿処理

小地域単位の集計において、以下に示す「秘匿処理」に該当する場合に入力する。

<秘匿処理>

秘匿処理内容	秘匿処理
秘匿されている他の地域を当該地域に合算する場合 ※「合算地域」欄には合算された地域の番号を記載	合算地域あり
非開示情報に相当する情報の場合 ※「秘匿先情報」欄に合算先の番号を記載	秘匿地域

⑤土地利用現況

土地利用現況の個別データ（土地利用別 GIS データ）について、各土地利用（ポリゴン）に用途コード番号表を参照の上、GIS ソフトを用いて「土地利用の用途」に該当するコードを入力する。

＜土地利用の用途コード番号表＞

土地利用の用途	コード番号
田	201
畠	202
山林	203
水面	204
その他自然地	205
住宅用地	211
商業用地	212
工業用地	213
農林漁業施設用地	219
公益施設用地	214
道路用地	215
交通施設用地	216
公共空地	217
その他の公的施設用地	218
その他の空地①(ゴルフ場)	220
その他の空地②(太陽光発電のシステムを直接整備している土地)	221
その他の空地③(平面駐車場)	222
その他の空地④(その他の空地①～③以外の都市的土地利用)※	223
不明	231
合計	241
可住地	251
非可住地	252

土地利用現況の個別データ(土地利用別 GIS データ)

※建物跡地、視座置場、改変工事中の土地、法面（道路、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

※その他の空地④(223)については、住宅地図等から現況が分かる大規模な利用の用途を自治体の判断で独自に細分化する場合には、後続コード番号の224～230を使用。

⑥建物利用現況

建物利用現況の個別データ（建物別 GIS データ）について、各建物（ポリゴン）に下記コード番号表 1～7 を参照の上、GIS ソフトを用いて各データ属性に該当するコードを入力する。

建物利用現況の個別データ（土地利用別 GIS データ）

ID	(中心座標: 緯度)	(中心座標: 経度)	市区町村 コード	用途	地上 階数	地下 階数	階数 コード	構造	建築 面積	建築面積 コード	延床 面積
1											
2											
3											
...											

コード番号表1

番号表2 番号表3

番号表4

(つづき)

延床面積 コード	建築年	建築年 コード	耐火構造 種別

番号表5

番号表6

番号表7

<コード番号表1：建物用途コード番号表>

建物用途	コード番号
業務施設	401
商業施設	402
宿泊施設	403
商業系用途複合施設	404
住宅	411
共同住宅	412
店舗等併用住宅	413
店舗等併用共同住宅	414
作業所併用住宅	415
官公庁施設	421
文教厚生施設	422
運輸倉庫施設	431
工場	441
農林漁業用施設	451
供給処理施設	452
防衛施設	453
その他	454
不明	461

<コード番号表2：階数コード番号表>

建物階数	コード番号
地下階なし_地上1階	501
地下階なし_地上2階	502
地下階なし_地上3階	503
地下階なし_地上4-5階	504
地下階なし_地上6-7階	505
地下階なし_地上8-10階	506
地下階なし_地上11-15階	507
地下階なし_地上16階以上	508
地下階あり_地上1階	511
地下階あり_地上2階	512
地下階あり_地上3階	513
地下階あり_地上4-5階	514
地下階あり_地上6-7階	515
地下階あり_地上8-10階	516
地下階あり_地上11-15階	517
地下階あり_地上16階以上	518
不明	521

<コード番号表3：構造コード番号表>

建物構造	コード番号
木造・土蔵造	601
鉄骨鉄筋コンクリート造	602
鉄筋コンクリート造	603
鉄骨造	604
軽量鉄骨造	605
れんが造・コンクリートブロック造・石造	606
不明	611

<コード番号表4：建築面積コード番号表>

建築面積	コード番号
50 m ² 以下	701
75 m ² 以下	702
150 m ² 以下	703
500 m ² 以下	704
1500 m ² 以下	705
1500 m ² 超	706
不明	711
合計面積	721
平均面積	722

<コード番号表5：延床面積コード番号表>

延床面積	コード番号
50 m ² 以下	801
75 m ² 以下	802
150 m ² 以下	803
500 m ² 以下	804
1500 m ² 以下	805
3000 m ² 以下	806
3000 m ² 超	807
不明	811
合計面積	821
平均面積	822

<コード番号表6：建築年コード番号表>

建築年	コード番号
昭和46年以前	901
昭和47年～56年	902
昭和57年～平成元年	903
平成2年～平成11年	904
平成12年～平成21年	905
平成22年～	906
不明	911

<コード番号表7：耐火構造種別コード番号表>

耐火構造種別コード	コード番号
耐火	1001
準耐火	1002
その他	1003
不明	1011

2) 独自に細分化する場合

標準コードと重ならないように付番する。

【参考】コード番号表 1：建物用途コード番号表（細分類）

- ・建物用途例（細分類）のコードに関しては、各地方公共団体において過去調査との整合を図る場合には、下表に示すコード番号（細分類）の限りではない。今後、細分類を実施する場合には、下表に則ったコーディングを推奨するものである。
- ・下表から細分類の内容を組み替える場合には、該当するコード番号（細分類）の後続番号を使用すること（例：文教厚生施設の（2）小・中・高等学校、保育所 等のうち、保育所のみを別分類とする場合には 4228 を使用）。
- ・また、細分類を更に細分化して集計する場合には、5 行の数字を付すこと。（例：文教厚生施設の（5）病院について、更に細分化（第 1 次医療機関、第 2 次医療機関、第 3 次医療機関に区分）して集計する場合には 42251～を使用）。

建物用途	コード番号	建物用途例 (細分類)	コード番号 (細分類)
業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	4011
商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	4021
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	4022
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	4023
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	4024
		(5)劇場、映画館 等	4025
		(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	4026
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	4027
宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	4031
商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の 1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の 3/4 に満たないもの	4041
住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	4111
共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	4121
店舗等併用住宅	413	住宅（上の 5）と商業施設等（上の 1～4,10,11）の併用	4131
店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の 6）と商業施設等（上の 1～4,10,11）の併用	4141
作業所併用住宅	415	住宅（上の 5,6）と工業系用途（下の 13）の併用	4151
官公庁施設	421	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	4211
文教厚生施設	422	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	4221
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	4222
		(3)図書館、博物館、文化ホール、集会所、動物園 等	4223
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	4224
		(5)病院	4225
		(6)診療所、老人ホーム、介護福祉施設、公衆浴場、公衆便所 等	4226
		(7)神社、寺院、教会 等	4227
運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	4311
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	4312
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等	4313
工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融 等（準工業地域において立地不可）	4411
		(2)原動機を使用する 150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造 等（商業地域において立地不可）	4412
		(3)原動機を使用する 50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めつき 等（住居地域において立地不可）	4413
		(4)50 m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	4414
		(5)自動車修理工場	4415
農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	4511
供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	4521
防衛施設	453	防衛施設	4531
その他	454	仮設建築物その他 1～16 に分類できない施設	4541
不明	461	不明な建物	4611

7. 集計データ（CSV ファイル）の入力における留意事項

①小地域（町丁目・字等）単位の集計表〔I. 5. (1) 関係〕

小地域（町丁目・字等）単位の集計表（CSV ファイル）においては、小地域コード、地域識別番号、秘匿処理、秘匿先情報、合算地域、市区町村コード、市区町村名、大字・町名及び字・丁目名は数値ではなく半角文字列として作成する。

◆小地域（町丁・字等）単位の集計データ（CSV ファイル）のイメージ

小地域コード (9 または 11 桁 の数値)	地域識 別番号	秘匿 処理	秘匿先 情報	合算 地域	市区町 村コード	市区町 村名	大字・町 名	字・丁目 名	田	畠	…
small_area_code	area_code	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	town_name1	town_name2	lui_201	lui_202	
50101210001	3	合算地域 あり		50101210002	50101	○○市	▲▲町	1丁目	22.5	10.5	
50101210002	3	秘匿地域	50101210001		50101	○○市	▲▲町	2丁目	X	X	
50101210003	3				50101	○○市	▲▲町	3丁目	20.2	20.5	

②区域単位の集計表〔I. 5. (2) 関係〕

区域単位の集計表（CSV ファイル）においては、区域コード、区域区分、秘匿処理、秘匿先情報、合算地域、市区町村コードは数値ではなく半角文字列として作成する。

◆区域（各種区域別）単位の集計データ（CSV ファイル）のイメージ

区域 コード	区域区分	秘匿 処理	秘匿先 情報	合算 地域	市区町 村コー ド	市区町 村名	田	畠	山林	水面	その他 の 自然地	住宅 用地	…
area_code	area_name	secret1	secret2	secret3	city_code	city_name	lui_201	lui_202	lui_203	lui_204	lui_205	lui_211	
21	都市計画区域				50101	○○市	51.0	71.3	110.5	35.0	51.3	51.3	
22	市街化区域				50101	○○市	20.2	20.5	40.5	2.5	5.5	20.5	
23	市街化調整区域	秘匿 地域	24		50101	○○市	X	X	X	X	X	X	
24	非線引き用途地域	合算 地域あり		23;25	50101	○○市	10.8	20.8	50.0	2.5	5.8	20.8	
25	非線引き用途白地	秘匿 地域	24		50101	○○市	X	X	X	X	X	X	
26	準都市計画区域				50101	○○市	2.8	12.8	42.0	2.5	5.8	12.8	
31	居住誘導区域				50101	○○市	15.2	15.5	35.5	1.5	0.5	15.5	
32	都市機能誘導区域				50101	○○市	12.8	12.8	20.0	1.5	0	12.8	

③非表示の方法による秘匿〔I. 5. (3) (4) ①関係〕

秘匿が必要な数値等のみを非表示にする際にデータを秘匿する箇所（元データが 0（ゼロ）の箇所を含む）には”X”（エックス（半角大文字））を入力する。ただし、秘匿しない箇所の元データが 0（ゼロ）の場合には “-（ハイフン（半角文字））” を入力する。

8. 過渡期対応の方法

(1) 『都道府県調査項目対照表』と『(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対照表』の利用イメージ <過渡期対応>

[I] 『都道府県調査項目対照表』の利用

2つの異なる地方公共団体 A県とB県の土地利用現況「田／畑」の用途集約・整合

※現状、調査項目の区分等が異なる場合（実施要領：田／畑 ⇄ B県：農地）

都市間比較のための『都道府県調査項目対照表』

A県 「自然的土地利用：農地」 ⇄ B県 「自然的土地利用：田／畑」
不整合

【B県の用途区分をA県の「農地」と整合させて都市間比較】

例 1) 「都道府県調査項目対照表(CSV ファイル)」をもとに、B県の土地利用コードを「キーコード(リンク用 ID)」として GIS ソフトを用いて「都道府県調査項目対照表」をファイルリンクすることで、A県の用途区分「農地」と整合を図る

※ファイルリンクに加えて、別途、GIS データ(Shape ファイル)に A 県の農地コード(B 県の用途コードとの重複がないように設定する必要あり)を取り込む場合には、GIS データに新規列(A 県のコード入力用のデータ属性)を追加し、そこにリンクした「A 県の農地コード」を一括入力して、データ取り込みを実施

例 2) B県の GIS データ(小地域／区域)をもとに、「田／畑」の集計項目を統合し、各面積を合算した上で、「A県:農地」の集計項目・属性名称と整合を図る

※B県の用途コードとの重複がないように設定する必要あり

[II] 『(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対照表』の利用

地方公共団体 C県 土地利用現況「自然的土地利用：田」のコード変換

※調査項目の区分等は共通だが、コーディングが異なる場合

①都市間比較のための『都道府県調査項目対照表』

国の実施要領 「自然的土地利用：田」
↔ 整合
C県 「自然的土地利用：田」

②全国均質データ作成のための『(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対照表』

国の実施要領 「田 コード 201」
↔ 不整合
C県 「田 コード 611」

【C県のコーディングを共通コード化(実施要領との整合)】

例 1) 個別対比表(CSV ファイル)をもとに、C県の土地利用コードを「キーコード(リンク用 ID)」として GIS ソフトを用いて個別対比表をファイルリンクすることで、国の実施要領のコードを活用

※ファイルリンクに加えて、別途、GIS データ(Shape ファイル)に国の実施要領のコードを取り込む場合には、GIS データに新規列(国のコード入力用のデータ属性)を追加し、そこにリンクした「国の実施要領のコード」を一括入力して、データ取り込みを実施

例 2) C県の GIS データ(小地域／区域)をもとに、国の実施要領における「田」の集計項目・属性名称と不整合がある場合には、適宜整合を図る

【参考】「都道府県調査項目対照表」：(例)A県及びB県の土地利用現況

H25要領用途区分	自治体における各調査の実施区分												備考		
	田	畠	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	運動用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その後の空地
A県			農地	森林	河川・湖沼等	原野	(様式Aを参照)	(様式Aを参照)	(様式Aを参照)	(様式Aを参照)	道路	(様式Aを参照)	公園緑地	—	未通過不可 既往内の建築物の有無で、データを分類している。 ・建築物がある場合：(様式A)建物敷地利用データ ・建築物がない場合：(様式B)土地利用データ 土地利用状況は、上記2つのデータ合わせること必要。
B県	田	畠	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	運動用地	交通施設用地	公共空地	防衛施設用地	その他の空地、未利用地 「土木施設データ」としての区分 田」「畠は「農地」として分類。

【参考】「都道府県調査項目対照表」：(例)C県の土地利用現況

H25要領用途区分	自治体における各調査の実施区分												(平成31年1月時点)		
	田	畠	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	運動用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その後の空地
C県	田	畠、樹園地、採牧場、草地	森林	水面・河川・水路	原野	独立住宅、集合住宅、住商併用建物、住居併用工場	事務所・倉庫、物販用商業施設、宿泊・遊憩施設、スポーツ・興業施設	専用工場	農林漁業施設	官公庁施設、教育文化施設、厚生施設、施設、医療施設、記念施設、道路、運動場、駐車場、港湾施設、供給処理施設、通信施設	道路	鉄道・港湾等、倉庫、運動関係施設	公園、運動場等	—	未通過可能 「土木施設データ」としての区分 田」「畠は「農地」として分類。

【参考】「(国)実施要領コード／各都道府県実施コード対照表」：C県の土地利用現況(一部抜粋)

都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①～④)は、改訂予定分				C県出典：平成26年度都市計画基礎調査 調査編 データベース定義書 実施要領未入手 内容不明				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード
田	201			水田	田	611		
畠	202			畠、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畠	612		
山林	203			樹園地	樹園地	613		
水面	204			採草放牧地	620			
その他自然地	205			森林	900			
				水面・河川・水路	700			
				原野	800			
都市的 的土地 利用	211	5. 住宅 6. 共同住宅 7. 店舗等併用共同住宅 8. 店舗等併用共同住宅 9. 作業所併用住宅	411 東宝住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む) 412 アパート、マンショングループ等 413 住宅(上の6)と商業施設等(1～4、10、11)の併用 414 住宅(上の6)と商業施設等(1～4、10、11)の併用 415 住宅(上の5、6)と工業系用途(13)の併用	独立住宅 集合住宅 住商併用建物 住居併用工場	131 132 123 142			
都市的 的土地 利用	212	1. 業務施設 2. 商業施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等 402 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	事務所建築物 専用商業施設	121 122	商業施設	1	

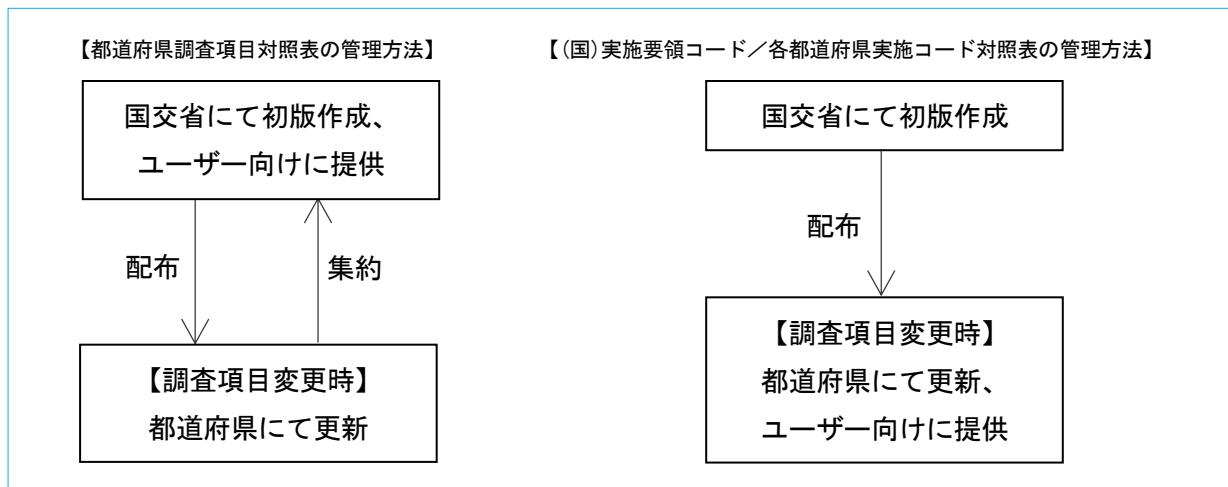
(2) 『都道府県調査項目対照表』と『(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対照表』の使用方法及び管理方法

○ 「都道府県調査項目対照表」は、各地方公共団体で調査項目等が均質となっていない過渡期において、全国のデータ整備状況を俯瞰して、ユーザー側で分析の対象地方公共団体や分析の目的を踏まえて、調査項目の統合等により、横並び比較可能なデータを作成するための一覧表である。

- ・ 国土交通省が全国対照表（初版：別表1. 参照）を作成し、調査項目が変更された際には、該当行を都道府県にて書き換えることとする。それを国土交通省で集約し、国土交通省のWEBサイトで公開する。

○ 一方、「(国) 実施要領コード／各都道府県実施コード対照表」は、国の実施要領と各都道府県のデータとの個別対比を目的としており、国の実施要領と当該都道府県の項目のコーディングを対比表形式で公開し、実施要領に基づくコード変換が可能な場合に、ユーザー側で個別の都道府県データをコード変換の上、加工・編集するための一覧表である。

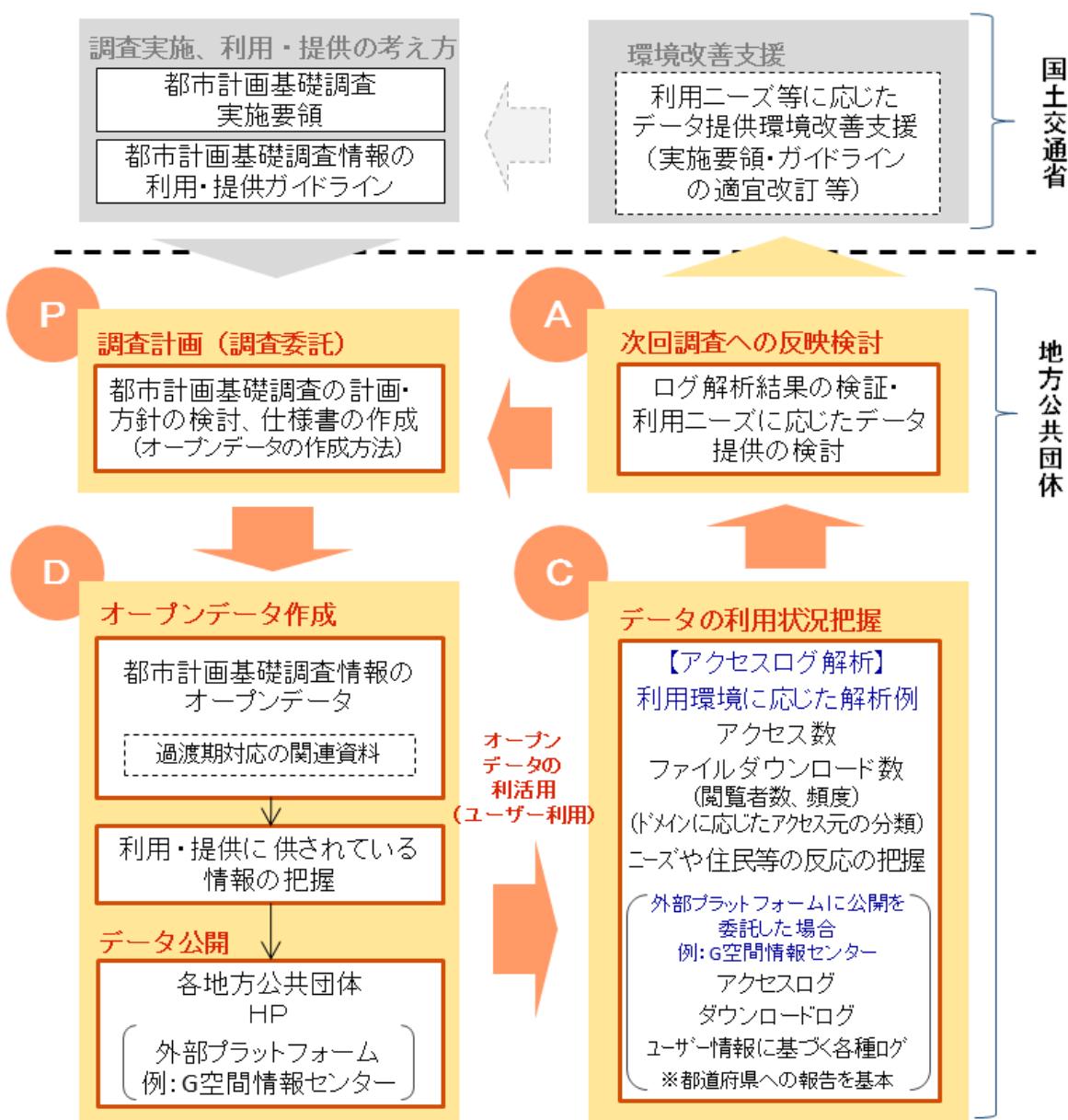
- ・ 国土交通省が個別対比表（初版：別表2. 参照）を作成し、その後の管理は都道府県にて実施し、調査項目が変更された際には、該当行を都道府県にて書き換えることとする。本表は、各地方公共団体が都市計画基礎調査情報のオープンデータと合わせてユーザー向けに掲載するWEBサイトで公開する。



II. オープン化の取組の評価

- 都市計画基礎調査情報がどれだけ利用されているかを把握・分析し、よりよい環境への改善を図るPDCAの取組が重要である。
- 都市計画基礎調査の業務委託の際、オープンデータ・バイ・デザインの考え方を踏まえ、仕様項目としてオープンデータの作成を盛り込むことで、標準的かつ共通的なオープンデータの作成・公開が容易になる。

- ・各地方公共団体HPや外部プラットフォームへのアクセスログを解析することで、次回調査への反映や環境改善についての検討に活用する。
- ・国は、地方公共団体のPDCAの取組結果をいただき、必要に応じて施策の検討に活用する。



別表1. 都市間比較のための都道府県調査項目対照表

(1) 土地利用現況に関する対照表

(平成31年1月時点)

H25要領用途区分	自治体における各調査の実施区分														備考	
	自然的					都市的										
	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	
北海道						(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	(様式A:建物敷地利用データより)	共通化不可 敷地内の建築物の有無で、データを分けている。 ・建築物がある敷地…[様式A]建物敷地利用データ ・建築物のない敷地…[様式B]土地利用データ 土地利用状況は、上記2つのデータを合わせることが必要。	
						専用住宅、共同住宅、一般店舗併用住宅、事務所併用住宅、飲食店併用住宅、作業所併用住宅、集合販売施設、興行施設、遊戯施設、スポーツ施設、専用店舗施設、教育施設、供給処理施設、通信施設	業務施設、集合販売施設、宿泊施設、興業施設、風俗営業施設、スパ、内工業施設	重化学工業施設、軽化学工業施設、サービス施設、家内工業施設	農業施設、漁業施設	地方国家施設、自治体施設、教育施設、研究施設、文化施設、宗教施設、記念施設、医療施設、運動施設、社会福祉施設、厚生施設、供給処理施設	運輸倉庫施設	—	—	①建築物がある敷地…[様式A]建物敷地利用データ(様単位)の建物用途分類 <自治体独自項目> 専用住宅、共同住宅、一般店舗併用住宅、事務所併用住宅、飲食店併用住宅、作業所併用住宅、集合販売施設、興行施設、遊戯施設、スポーツ施設、専用店舗施設、重化学工業施設、軽化学工業施設、サービス施設、家内工業施設、農業施設、漁業施設、地方国家施設、自治体施設、教育施設、研究施設、文化施設、宗教施設、記念施設、供給処理施設、道路、運輸倉庫施設、公園、未利用宅地、青空駐車場、資材置き場、屋外展示場		
	(様式B:土地利用データより) 農地	(様式B:土地利用データより) 森林	(様式B:土地利用データより) 河川・湖沼等	(様式B:土地利用データより) 原野	(上記以外の空地等については、様式B:土地利用データより) 宅地(未利用宅地、資材置場、青空駐車場、屋外運動場等、屋外展示場)	(上記以外の空地等については、様式B:土地利用データより)	(上記以外の空地等については、様式B:土地利用データより)	(上記以外の空地等については、様式B:土地利用データより)	(上記以外の空地等については、様式B:土地利用データより)	(上記以外の空地等については、様式B:土地利用データより)	道路	公園緑地	—	(様式B:土地利用データより) その他	②建築物のない敷地…[様式B]土地利用データ(敷地単位)の分類 <土地利用データとしての区分> 「田」「畑」は「農地」として分類。 建築物のない敷地(空地等)での「住宅用地」「商業用地」「工業用地」「農林漁業施設用地」「公益施設用地」「交通施設用地」は、「宅地」として分類。	
青森県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公共・公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	防衛施設用地	その他の空地、未利用地	共通化可能 <自治体独自項目> 公共・公益施設用地、未利用地(都市的)、防衛施設用地
岩手県	田	畑	山林	水面	原野・牧野、低湿地・荒蕪地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地、駐車場、低未利用地(都市的)	概ね共通化可能 <農林漁業施設用地>の該当分類なし <自治体独自項目> 原野・牧野、低湿地・荒蕪地、駐車場、低未利用地(都市的)
宮城県	田	畑	山林1(樹林地)、山林2(急傾斜、保存緑地等)	水面	その他自然地1(原野等)、その他自然地2(河川敷等)	住宅用地、公用住宅地(公営)、公用住宅地(官房)、商業用地(併用住宅)、工業用地(併用住宅)	商業用地(専用)	工業用地(専用)	—	公益施設用地1(官、教育他)、公益施設用地2(医療)、公益施設用地3(社会福祉)	自動車専用道路、幹線道路、区画道路	運輸・倉庫用地、交通施設用地	公共空地	その他1(防衛、ゴルフ、法面他)、その他2(成中の土地)	空宅地(跡地、駐車場)、その他1(防衛、ゴルフ、法面他)、その他2(成中の土地)	概ね共通化可能 <農林漁業施設用地>の該当分類なし。 <工業用地(専用)>には、「公益施設用地」の「処理施設」が含まれるが、件数は少ないので分割可能。 同様に、「その他の公的施設用地」の「その他1」に含まれる「防衛施設」「ゴルフ場」も件数は少なく分割可能。 <自治体独自項目> 山林(樹林地) 山林2(急傾斜、保存緑地等)、その他自然地1(原野等)、その他自然地2(河川敷等)、公用住宅地(公営)、公用住宅地(官房)、商業用地(併用住宅)、工業用地(併用住宅)、公益施設用地(官、教育他)、公益施設用地2(医療)、公益施設用地3(社会福祉)、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、運輸・倉庫用地、その他1(防衛、ゴルフ、法面他)、その他2(成中の土地)、空宅地(跡地、駐車場)
秋田県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一
山形県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一(H25以前のデータは異なる場合もある)
福島県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地、店舗併用住宅、作業所併用住宅	専用商業施設	専用工業施設	—	公共・公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公園・緑地・レジャー施設等	防衛施設用地	その他の空地、仮設建築用地、その他の建築用地	概ね共通化可能 <自治体独自項目> 店舗併用住宅、作業所併用住宅、専用商業施設、専用工業施設、公園・緑地・レジャー施設等、防衛施設用地、仮設建築用地、その他の建築用地

(つづき) (平成31年1月時点)

H25要領用途区分	自治体における各調査の実施区分														備考	
	自然的					都市的										
	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	
茨城県	田	畑	山林	水面	その他(海浜等)、原野・荒野・牧野	住宅用地、併用住宅用地	商業用地	工業用地	—	公共用地、文教厚生用地	道路用地	駐車場用地、運輸施設用地、鉄道用地	公園・緑地・公共空地	防衛用地	その他の空地、ゴルフ場・太陽光発電設備	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> その他(海浜等) 原野・荒野・牧野 併用住宅用地 文教厚生用地 駐車場用地 運輸施設用地 鉄道用地 防衛用地 ゴルフ場 太陽光発電設備
栃木県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし 「工業用地」よりガソリンスタンドを商業施設に分類分割するのも比較的容易。 <自治体独自項目> 平面駐車場、太陽光パネル
群馬県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一
埼玉県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	概ね共通化可能 区分は実施要領と同一だが、工業用地の分類分割が必要
千葉県	田	畑、採草放牧地	山林	水面	その他自然地、荒れ地・耕作放棄地・低湿地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	文教・厚生用地、公共施設用地	道路用地	運輸施設用地、鉄道	オープンベースA	防衛用地	その他の空地(未建築宅地、未舗装地、用途変更中の土地、屋外利用地)、オープンベースB	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 採草放牧地 荒れ地・耕作放棄地・低湿地 文教・厚生用地 公共施設用地 運輸施設用地 防衛用地 オープンベースA(公園・緑地等) オープンベースB(未利用地、ゴルフ場等) その他の空地(未建築宅地 造成完了) その他の空地(用途変更中の土地 造成中) その他の空地(屋外利用地 駐車場、資材置場等) 該当無し 属性不明箇所等
東京都	田	畑、樹園地、採草放牧草地	森林	水面・河川・水路	原野	独立住宅、集合住宅、住商併用建物、住居併用工場	事務所建築物、専用商業施設、宿泊・遊興施設、スポーツ・興業施設	専用工場	農林漁業施設	官公庁施設、教育文化施設、厚生医療施設、供給処理施設	道路	鉄道・港湾等、倉庫・運輸関係施設	公園、運動場等	—	屋外利用地・仮設建物、未利用地等、その他	概ね共通化可能 「その他の公的施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 樹園地 採草放牧草地 森林 水面・河川・水路 原野 独立住宅 集合住宅 事務所建築物 専用商業施設 住商併用建物 宿泊・遊興施設 スポーツ・興業施設 専用工場 住居併用工場 倉庫運輸関係施設 官公庁施設 教育文化施設 厚生医療施設 供給処理施設 鉄道・港湾等 公園、運動場等 屋外利用地・仮設建物 未利用地等 その他 不明 不整合
神奈川県	田	畑	平坦地山林、傾斜地山林	河川・水路・水面	荒地・海浜・河川敷、耕作放棄地	住宅用地、集合住宅用地、店舗併用住宅用地、店舗併用集合住宅用地、商業系用途複合施設	商業用地、業務施設用地、宿泊娯楽施設用地、商業系用途複合施設	重化学工業用地、軽工業用地	農業施設用地	公共用地、文教・厚生用地、供給処理施設用地	道路用地	運輸施設用地、鉄道用地	公共空地 都市公園、公共空地 広場等	防衛用地	その他の空地、民間空地、ゴルフ場、民間空地 企業グランド等	共通化可能 <自治体独自項目> 耕作放棄地 平坦地山林 傾斜地山林 河川・水路・水面 荒地・海浜・河川敷 集合住宅用地 店舗併用住宅用地 店舗併用集合住宅用地 作業所併用住宅用地 業務施設用地 宿泊娯楽施設用地 商業系用途複合施設 重化学工業用地 軽工業用地 農業施設用地 公共用地 文教・厚生用地 供給処理施設用地 運輸施設用地 鉄道用地 防衛用地 公共空地(2種) 民間空地(2種)
新潟県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし。 「工業用地」よりガソリンスタンドを「商業施設」に分類分割するのも比較的容易。
富山県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一
石川県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農業用施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領とほぼ同一
福井県	農地		山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	—	平面駐車場、ゴルフ場・スキー場、都市的未利用地	共通化不可 農地及び農業関連施設がまとまっている。 <自治体独自項目> 農地 平面駐車場 ゴルフ場・スキー場 都市的大未利用地
山梨県	田	畑	山林	水面	自然地、その他自然地、耕作放棄地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 <自治体独自項目> 自然地(河川敷、湖岸等) 耕作放棄地

H25要領用途区分	自治体における各調査の実施区分														備考	
	自然的					都市的										
	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	
長野県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 他の自然地
岐阜県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	共通化可能 実施要領と同一
静岡県	田	畑	山林	水面	自然地、他の自然的土地利用	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	概ね共通化可能 「商業用地」にゴルフ場が含まれるが、件数も少なく分類分割するのも比較的容易。 <自治体独自項目> 自然地、他の自然的土地利用
愛知県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地低未利用地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 低未利用地
三重県	農地		山林	水面	原野	住居系	商業系	工業系	その他1(農業施設用地)	公共施設用地、 公益施設用地、 教育施設用地、 レクリエーション施設用地	道路	鉄道、港湾施設等用地	公園緑地	—	その他2(区画整理区域内)、 その他2(工業専用地域内)、 その他2(その他)	共通化不可 「農林漁業施設用地」の該当分類なし。 農地がまとまっているため共通化不可。 <自治体独自項目> 農地、原野、住居系、商業系、工業系、公共施設用地、 教育施設用地、レクリエーション施設用地、道路、鉄道、 港湾施設等用地、公園緑地、その他1(農業施設用地)、 その他2(区画整理区域内)、その他2(工業専用地域内)、 その他2(その他)
滋賀県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	共通化可能 実施要領と同一
京都府	田	畑、果樹園、採草地	山林	水面	他の自然地、耕作放棄地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類はないが、「畑」より建物コードによる分類分離可能なため共通化可能。 <自治体独自項目> 果樹園、採草地、耕作放棄地
大阪府	田、休耕地	畑	山林	水面	原野・牧野、低湿地・荒蕪地	一般市街地、集落地	商業業務地	工場地	—	官公署、学校、 公共施設、社寺敷地・公開庭園	道路、鉄軌道敷	—	公園・緑地、運動場・遊園地、墓地	—	他の空地	共通化不可 「農林漁業施設用地」「交通施設用地」「他の公的施設用地」の該当分類なし。 工場地と交通施設用地がまとまっている。(工場地に倉庫、ターミナル等の流通施設を含む) 公共施設にも交通施設用地等が含まれる等のため共通化不可。 <自治体独自項目> 休耕地、原野・牧野、低湿地・荒蕪地、一般市街地、集落地、 商業業務地、工場地、官公署、学校、公共施設、社寺敷地・公開庭園、 道路、鉄軌道敷、公園・緑地、墓地、運動場・遊園地
兵庫県	田	畑・採草放牧地等	—	—	—	住宅施設、農林業住宅	商業施設、特殊商業施設、業務施設	工業施設	農林漁業施設	官公署施設、文化教育施設、医療厚生施設、供給処理施設	他の施設	運輸流通施設	公園・緑地等	他の施設	未建築用地・未利用地・ゴルフ場等	共通化不可 自然的土地利用の該当項目がない。どの分類にも当てはまらない都市的土地利用を「他の施設」としてあり、該当が複数ある。 <自治体独自項目> 畑・採草放牧地等、農林業住宅、特殊商業施設、業務施設、官公署施設、文化教育施設、医療厚生施設、供給処理施設、運輸流通施設、公園・緑地等、未建築用地・未利用地・ゴルフ場
奈良県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類はないが、「畑」より建物コードによる分類分離可能なため共通化可能。
和歌山県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	共通化可能 実施要領と同一
鳥取県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし
島根県	田	畑	山林	水面	他の自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	他の公的施設用地	他の空地	共通化可能 実施要領と同一

H25要領用途区分	自治体における各調査の実施区分													備考		
	自然的					都市的										
	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	
岡山県	田	畑	山林	水面	河川等、原野等	住宅用地	商業用地(1ha以上の大規模施設で2区分)	工業用地(工業専用地域内外の2区分)	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地、未利用宅地等	共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 河川等 原野等 未利用宅地等
広島県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公共・公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地、低未利用地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 公共・公益施設用地 低未利用地
山口県	田	畑	山林(開発可能地)、山林(開発不適地)	水面	その他自然地(開発可能地)、その他自然地(開発不適地)	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地、平面駐車場	共通化可能 <自治体独自項目> 山林(開発可能地) 山林(開発不適地) その他自然地(開発可能地) その他自然地(開発不適地) 平面駐車場
徳島県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし
香川県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一
愛媛県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一
高知県	田	畑	山林	水面	原野	住宅用地	商業用地	工業用地	—	都市運営用地、文教厚生用地	道路用地	交通施設用地	公共緑地	—	その他A(造成地・空地)、その他A(青空駐車場)、その他A(資材置場、荒地)、その他B(墓園・神社仏閣、ゴルフ場、教習所、競馬場)、その他C(道路法面など)	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」「その他の公的施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 原野 公共緑地 都市運営用地 文教厚生用地 その他A(造成地・空地) その他A(青空駐車場) その他A(資材置場、荒地) その他B(墓園・神社仏閣、ゴルフ場、教習所、競馬場) その他C(道路法面など)
福岡県	田	畑	山林	水面	その他自然地1、その他自然地2	住宅用地	商業用地(小売業)、商業用地(その他)	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地1、公共空地2	その他の公的施設用地	その他の空地、未利用宅地	共通化可能 <自治体独自項目> その他自然地1 その他自然地2 商業用地(小売業) 商業用地(その他) 公共空地1 公共空地2 未利用宅地 対象外 不明 未調査
佐賀県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一
長崎県	田	畑	森林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 森林
熊本県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 実施要領と同一
大分県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公共公益施設	道路用地	交通施設用地	公共空地	—	その他の空地、その他	概ね共通化可能 「その他の公的施設用地」の該当分類はないが、「公益施設用地」より「防衛施設」の分類分離は件数も少なく可能なため共通化可能。 <自治体独自項目> その他(造成の裏面、ゴルフ場、改変中の土地等)
宮崎県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	—	公共・公益施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 公共・公益施設用地
鹿児島県	田	畑	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	農林漁業施設用地	公共施設用地	道路用地	交通施設用地	公共空地	その他の公的施設用地	その他の空地	共通化可能 <自治体独自項目> 公共施設用地
沖縄県	田	畑	山林	水面	原野・荒れ地・牧野、その他(海浜等)	住宅用地、併用住宅用地	商業用地	工業用地	—	公共用地、文教厚生用地	道路用地	運輸施設用地、鉄道用地	公共空地、公園・緑地	防衛用地	その他の空地、ゴルフ場、駐車場用地	概ね共通化可能 「農林漁業施設用地」の該当分類なし <自治体独自項目> 原野・荒れ地・牧野 その他(海浜等) 併用住宅用地 公共用地 文教厚生施設 運輸施設用地 鉄道用地 公園・緑地 防衛用地 ゴルフ場 駐車場用地

(2) 建物用途に関する対照表

(平成31年1月時点)

H25要領用途分類	自治体における各調査の実施分類														備考			
	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	
北海道	業務施設、通信施設	集合販売施設、興業施設、風俗営業施設、スポーツ施設、専用店舗施設、教育施設、供給処理施設	宿泊施設	集合販売施設	専用住宅	共同住宅	一般店舗併用住宅、事務所併用住宅、飲食店併用住宅	—	作業所併用住宅	地方国家施設、自治体施設	教育施設、研究施設、文化施設、宗教施設、記念施設、医療施設、運動施設、社会福祉施設、厚生施設	運輸倉庫施設	重化学工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農業施設、漁業施設	供給処理施設	—	—	共通化不可 「店舗併用共同住宅」「防衛施設」「その他」の該当分類がない。 (店舗併用共同住宅は、主用途により店舗または共同住宅として分類している。) <自治体独自項目> 通信施設 集合販売施設 興業施設 風俗営業施設 遊戯施設 スポーツ施設 専用店舗施設 飲食店併用住宅 地方国家施設 自治体施設 教育施設 研究施設 文化施設 宗教施設 記念施設 医療施設 運動施設 社会福祉施設 厚生施設 重化学工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 農業施設 漁業施設
青森県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
岩手県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戯施設	宿泊施設	—	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	教育施設、文化・宗教施設、医療・福祉施設	運輸倉庫施設、交通施設	工業施設	農林漁業用施設	その他(処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、基地局)	防衛施設	不存在・滅失建物、建物とみなさない建物ホリゴン	共通化不可 「商業系用途複合施設」の該当分類がない。 「商業施設」より「商業系用途複合施設」の分類分割が困難であるため共通化不可。 <自治体独自項目> 娯楽施設 遊戯施設 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 教育施設 文化・宗教施設 医療・福祉施設 交通施設 工業施設 その他 不存在・滅失建物、建物と見なさないホリゴン
宮城県	業務	店舗、娯楽	宿泊	—	住宅	共同住宅	商業併用	—	工業併用	官公庁	文教厚生	倉庫	工場	—	—	その他	共通化不可 「商業系用途複合施設」「店舗併用共同住宅」「農林漁業用施設」「供給処理施設」「防衛施設」の該当分類がない。 また、「官公庁」は非課税施設のデータがなく、「店舗併用共同住宅」は「商業併用」から、「商業系用途複合施設」(=「店舗」)より分類分割することが困難と思われ共通化不可。 <自治体独自項目> 業務 店舗 娯楽 宿泊 商業併用 工業併用 官公庁 文教厚生 倉庫	
秋田県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
山形県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
福島県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戯施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	—	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	家内工業施設、サービス工業施設、軽工業施設、重工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵・処理施設	—	その他の施設	共通化不可 「店舗併用共同住宅」「防衛施設」の該当分類はないが、「他の施設」より「防衛施設」は件数も少ない分類割合は容易。 また、「危険物貯蔵処理施設」よりガソリンスタンドを商業施設への分類分割も比較的容易。 但し、「店舗併用共同住宅」は「店舗併用住宅」からの分類分割が困難と思われ共通化不可。 <自治体独自項目> 娯楽施設 遊戯施設 家内工業施設 サービス工業施設 軽工業施設 重工業施設 危険物貯蔵・処理施設 その他の施設
茨城県	業務施設	商業施設(1)、商業施設(2)、問屋・卸売施設、遊戯施設、娯楽施設	宿泊施設	—	住宅	共同住宅	併用住宅(1)	—	併用住宅(2)	官公庁施設	文教厚生施設(1)、文教厚生施設(2)、競技施設	運輸施設、倉庫施設、自動車車庫	重化学工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、自動車修理工場、家内工業施設	農林漁業用施設	—	—	その他の施設	共通化不可 「商業系用途複合施設」「店舗併用共同住宅」「供給処理施設」「防衛施設」の該当分類はない。 「その他施設」より「供給処理施設」「防衛施設」の分類分割することは件数も少なく可能だが、「商業系用途複合施設」や「店舗併用共同住宅」の分類分割は困難で共通化不可。 <自治体独自項目> 商業施設(1) 商業施設(2) 問屋・卸売施設 遊戯施設 娯楽施設 併用住宅(1) 併用住宅(2) 文教厚生施設(1) 文教厚生施設(2) 競技施設 運輸施設 倉庫施設 自動車車庫 重化学工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 自動車修理工場 家内工業施設 その他の施設
栃木県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戯施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用共同住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農漁業用施設	—	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」及び「供給処理施設」の該当分類はないが、件数も少なく「その他」より分類分割は容易であるため、共通化可能。 また、「その他」から「危険物貯蔵処理施設」(ガソリンスタンド)を商業施設に分類分割するのも比較的容易。 「作業所併用共同住宅」には、ごく一部倉庫併用も含まれる。 <自治体独自項目> 商業施設 遊戯施設 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 作業所併用共同住宅 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 重工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 農漁業用施設
群馬県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
埼玉県	商業・業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戯施設	宿泊施設	—	専用住宅	共同住宅	商業併用住宅、商業・業務併用住宅	—	公共公益施設	運輸倉庫施設(A)、運輸倉庫施設(B)	—	工业施設	農林漁業施設	—	—	—	共通化不可 「商業系用途複合施設」「作業所併用住宅」「供給処理施設」「防衛施設」「その他」の該当分類がないほか、「商業・業務施設」「商業系用途複合施設」が含まれる。 また、「官公庁施設」と「文教厚生施設」がまとまっていたり、「店舗等併用住宅」のように分類用途が混在しており共通化不可能。 <自治体独自項目> 商業・業務施設 娯楽施設 遊戯施設 専用住宅 商業併用住宅 商業・業務併用住宅 公共公益施設 運輸倉庫施設(A) 運輸倉庫施設(B) 工业施設 農林漁業施設	

H25要領用途分類	自治体における各調査の実施分類															備考		
	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	
千葉県	業務施設	商業施設、遊戯施設、娯楽施設	宿泊施設	—	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教公共施設(1)、文教公共施設(2)、競技施設	運輸倉庫施設	重化学工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農漁業用施設	—	—	その他	共通化不可 「商業系用途複合施設」「供給処理施設」「防衛施設」の該当分類はない。 「その他施設」より「供給処理施設」「防衛施設」の分類分割は件数も少なく可能だが、「商業施設」より「商業系用途複合施設」の分離分割は困難で共通化不可。 <自治体独自項目> 遊戯施設 娯楽施設 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 文教公共施設(1) 文教公共施設(2) 競技施設 重化学工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 運輸・倉庫施設 農漁業用施設 その他の施設 空家(任意)
東京都	事務所建築物	専用商業施設、スポーツ・興業施設	宿泊・遊興施設	—	独立住宅	集合住宅	住商併用建物	—	住居併用工場	官公庁施設	教育文化施設、厚生医療施設	倉庫・運輸関係施設	専用工場	農林漁業施設	供給処理施設	—	—	共通化不可 「商業系用途複合施設」「店舗併用共同住宅」「防衛施設」「その他」の該当分類はない。 該当分類がない項目を、他分類より分割するには、東京都では件数が非常に多く困難な他、「その他」分類がなく「防衛施設」等の分類分割も出来ず共通化不可。 <自治体独自項目> 事務所建築物 専用商業施設 宿泊・遊興施設 独立住宅 集合住宅 住商併用建物 住居併用工場 教育文化施設 厚生医療施設 スポーツ・興業施設 倉庫・運輸関係施設 専用工場
神奈川県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戲施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	集合住宅	店舗併用住宅	店舗併用集合住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	重化学工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農業施設	処理施設	防衛施設	—	概ね共通化可能 「その他」の該当分類はないが、業務施設～防衛施設以外が「その他」のため共通化可能。 実施要領分類と自治体大分類がほぼ同一である。 <自治体独自項目> 娯楽施設 遊戲施設 集合住宅 店舗併用住宅 店舗併用集合住宅 重化学工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 農業施設 処理施設 用途不明
新潟県	業務施設	商業施設(A)、商業施設(B)、商業施設(C)、娯楽施設(A)、娯楽施設(B)、遊戲施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用集合住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設(A)、運輸倉庫施設(B)	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵処理施設	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少く不容易。 また、「危険物貯蔵処理施設」よりガソリンスタンドを商業施設に分類分割するのも比較的容易であるため、共通化可能。 <自治体独自項目> 商業施設(A) 商業施設(B) 商業施設(C) 娯楽施設(A) 娯楽施設(B) 遊戲施設 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 運輸倉庫施設(A) 運輸倉庫施設(B) 重工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 危険物貯蔵処理施設
富山県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
石川県	業務施設	商業施設、娯楽施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用共同住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農林漁業施設	危険物貯蔵・処理施設	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、件数も少ないため「その他」より分類分割は可能。 また、「危険物貯蔵処理施設」よりガソリンスタンドを商業施設に分類分割するのも比較的容易であるため、共通化可能。 <自治体独自項目> 娯楽施設 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 作業所併用共同住宅 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 重工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 農林漁業施設 危険物貯蔵・処理施設
福井県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戲施設、危険物貯蔵処理施設(1)	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設(1)、文教厚生施設(2)	運輸倉庫施設(1)、運輸倉庫施設(2)	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設(1)、サービス工業施設(2)、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵処理施設(2)	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少く不容易。 また、「供給処理施設」は、「その他」から該当分類を分割し、「危険物貯蔵処理施設(2)」に追加することも比較的容易であるため、共通化可能。 <自治体独自項目> 娯楽施設 遊戲施設 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 文教厚生施設(1) 文教厚生施設(2) 運輸倉庫施設(1) 運輸倉庫施設(2) 重工業施設 サービス工業施設(1) サービス工業施設(2) 家内工業施設 危険物貯蔵処理施設(2)
山梨県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戲施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、自動車修理工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	概ね共通化可能 分類は実施要領と適合しており共通化可能であるが、「住宅、店舗、事務所、工場他」の多岐にわたる「空き家」分類が設定されていることに注意が必要。 <自治体独自項目> 娯楽施設 遊戲施設 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 重工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 自動車修理工場 空き家等
長野県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戲施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用共同住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵・処理施設、その他	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、件数も少ないため「その他」より分類分割は可能。 また、「危険物貯蔵・処理施設」よりガソリンスタンドを商業施設に分類分割するのも比較的容易と考えられるため共通化可能。 <自治体独自項目> 娯楽施設 遊戲施設 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 作業所併用共同住宅 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 重工業施設 軽工業施設 サービス工業施設 家内工業施設 危険物貯蔵・処理施設
岐阜県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能

H25要領用途分類	自治体における各調査の実施分類														備考			
	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	
静岡県	業務施設	商業施設(A)、商業施設(B)、商業施設(C)、娛樂施設(A)、娛樂施設(B)、娛樂施設(C)、遊戲施設(A)、遊戲施設(B)、遊戲施設(C)、危険物貯蔵処理施設(A)	宿泊施設	商業系複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅(A)、店舗併用共同住宅(B)、店舗併用共同住宅(C)	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設(A)、運輸倉庫施設(B)	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設(A)、サービス工業施設(B)、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵処理施設(B)	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少なく容易。 また、「供給処理施設」は、「その他」から該当分類を分割し、「危険物貯蔵処理施設(B)」に追加することも比較的容易であるため、共通化可能。
愛知県	業務施設	商業施設(A)、商業施設(B)、商業施設(C)、娛樂施設(A)、娛樂施設(B)、娛樂施設(C)、遊戲施設(A)、遊戲施設(B)、遊戲施設(C)、危険物貯蔵・処理施設(A)	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅(A)、店舗併用共同住宅(B)、店舗併用共同住宅(C)	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設(A)、運輸倉庫施設(B)	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設(A)、サービス工業施設(B)、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵・処理施設(B)	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少なく容易。 また、「供給処理施設」は、「その他」から該当分類を分割し、「危険物貯蔵処理施設(B)」に追加することも比較的容易であるため、共通化可能。
三重県	業務施設-1~3	商業施設-1~6、娛樂施設-1~4、遊戲施設-1~4、危険物貯蔵施設-1	宿泊施設-1、宿泊施設-2	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅-1、店舗併用住宅-2	店舗併用共同住宅-1~3	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設-1~3、競技施設	運輸倉庫施設1~3	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設-1~4、家内工業施設-1~2	農林漁業用施設	危険物貯蔵処理施設-2、危険物貯蔵・処理施設-3	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少なく容易。 また、「供給処理施設」は、「その他」から該当分類を分割し、「危険物貯蔵処理施設」に追加することも比較的容易であるため、共通化可能。
滋賀県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
京都府	業務施設	商業施設、娛樂施設、遊戲施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設A、文教厚生施設B	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農林漁業用施設	供給処理施設、危険物貯蔵・処理施設	防衛施設	その他	概ね共通化可能 分類は実施要領と適合しており共通化可能であるが、「住宅、店舗、事務所、工場他」の多岐にわたる「空き家」分類が設定されていることに注意が必要。 また、「供給処理施設」は、「その他」から該当分類を分割し、「危険物貯蔵処理施設」に追加することも比較的容易であるため、共通化可能。
大阪府	業務施設、通信施設	集合販売施設、一般店舗施設、サービス商業施設、興業施設、スポーツセンター、風俗営業店	宿泊施設	—	専用住宅	共同住宅	併用住宅			地方国家施設、自治体施設	教育施設、研究施設、文化施設、宗教・記念施設、社会保護施設、運動施設、医療施設	運輸・流通施設	工業施設	農漁業施設	供給処理施設	—	その他	共通化不可 「商業系用途複合施設」「防衛施設」の該当分類がない。 また、併用系住宅がまとまっており、分類割り振りが出来ず共通化不可。
兵庫県	業務施設、情報報道施設、ハウジングセンター、通信施設	集合販売施設、一般店舗施設、サービス商業施設、娛樂施設、遊戲施設	宿泊施設	—	独立住宅、農林業家住宅	集合住宅	商業・業務兼用住宅	—	工業兼用住宅	国家施設、自治体行政施設、保安施設	学校教育施設、各種教育施設、研究施設(公的)、文化施設、記念施設、運動施設、スポーツのない球技場等、医療施設、保険施設、社会保護施設	運輸施設、流通施設、保管施設	工業専用施設、サービス工業施設	農業施設、林業施設、漁業施設	供給施設、処理施設	—	その他の施設	共通化不可 「商業系用途複合施設」「店舗併用共同住宅」「防衛施設」の該当分類がない。 「官公署施設」より「防衛施設」の分類分割は件数も少なく可能だが、「商業系用途複合施設」や「店舗併用共同住宅」の分類分割は困難で共通化不可。
奈良県	業務施設	商業施設、娯楽施設(A)、娯楽施設(B)、遊戲施設(A)、遊戲施設(B)	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用共同住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設(A)、サービス工業施設(B)、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵処理・処理施設	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少なく容易。 また、「供給処理施設」は、「その他」から該当分類を分割し、「危険物貯蔵処理施設」に追加、「危険物貯蔵処理施設」よりガソリンスタンドの分類分割も可能なため、共通化可能。

H25要領用途分類	自治体における各調査の実施分類														備考			
	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	
和歌山県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
鳥取県	業務施設	商業施設、娯楽施設(A)、娯楽施設(B)、娯楽施設(C)、遊戲施設(A)、遊戲施設(B)、危険物貯蔵処理施設(A)	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設(A)、運輸倉庫施設(B)	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設(A)、サービス工業施設(B)、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵処理施設(B)	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少なく容易。 また、「供給処理施設」は、「その他」から該当分類を分割し、「危険物貯蔵処理施設(B)」に追加することも比較的容易であるため、共通化可能。
島根県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
岡山県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戲施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設A、文教厚生施設B	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設	農林漁業用施設	供給処理施設、危険物貯蔵・処理施設	防衛施設	その他	概ね共通化可能 <自治体独自項目> 娯楽施設(A) 娯楽施設(B) 娯楽施設(C) 遊戲施設(A) 遊戲施設(B) 店舗併用住宅 店舗併用共同住宅 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 運輸倉庫施設(A) 運輸倉庫施設(B) 重工業施設 軽工業施設 サービス工業施設(A) サービス工業施設(B) 家内工業施設 危険物貯蔵処理施設(A) 危険物貯蔵処理施設(B)
広島県																		共通化不可 建物用途調査無し
山口県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
徳島県	業務施設	店舗・サービス商業施設、遊興・娯楽施設	宿泊施設	—	独立住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	—	官公庁施設	文化教育施設、医療厚生施設	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業・サービス工業施設、家内工業施設	農林漁業用施設	供給処理施設	—	その他の施設	共通化不可 「商業系用途複合施設」「作業所併用住宅」「防衛施設」の該当分類はない。 「その他施設」より「防衛施設」の分類分割は件数も少なく可能だが、「商業施設」より「商業系用途複合施設」、「住宅」より「作業所併用住宅」の分類分割は困難で共通化不可。 <自治体独自項目> 店舗・サービス商業施設 遊興・娯楽施設 独立住宅 文化教育施設 医療厚生施設 重工業施設 軽工業・サービス工業施設 家内工業施設 その他の施設
香川県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
愛媛県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
高知県	業務施設、情報報道施設	集合販売施設、一般店舗施設、サービス業施設、店舗等付属施設、娯楽施設、遊戲施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	独立住宅	集合住宅	店舗併用住宅	店舗併用集合住宅	作業所併用住宅	国家施設、自治体行政施設、保安施設、通信施設	学校教育施設、各種教育施設、研究施設、文化施設、宗教施設、記念施設、運動施設、医療施設、保健施設、社会保護施設	運輸施設、保管施設	重工業施設、軽工業施設、サービス業施設、家内工業施設	農業施設、林業施設、漁業施設	供給施設、処理施設	—	その他の施設、付属建物、小規模な建築物	共通化不可 「防衛施設」の該当分類はない。 <自治体独自項目> 独立住宅 集合住宅 店舗併用住宅 店舗併用集合住宅 住宅等付属建物 通信施設 情報報道施設 集合販売施設 一般店舗施設 サービス業施設 店舗等付属施設 娯楽施設 遊戲施設 國家施設 自治体行政施設 保安施設 学校教育施設 各種教育施設 研究施設 文化施設 宗教施設 記念施設 運動施設 医療施設 保健施設 社会保護施設 運輸施設 流通施設 保管施設 重工業施設 軽工業施設 サービス業施設 家内工業施設 農業施設 林業施設 渔業施設 供給施設 処理施設 その他の施設 付属建物 小規模な建築物
福岡県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能 <自治体独自項目> 対象外 不明 未調査
佐賀県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能
長崎県	業務施設	商業施設、娯楽施設、遊戲施設	宿泊施設	—	住宅	—	店舗併用住宅	—	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	重工業施設、軽工業施設	農林漁業施設	危険物取扱施設	—	その他	共通化不可 「商業系用途複合施設」「共同住宅」「店舗併用共同住宅」「防衛施設」の該当分類はない。 「その他」より「防衛施設」の分類分割は件数も少なく可能だが、「商業系用途複合施設」や「集合住宅」、「店舗併用共同住宅」は分類分割での抽出は困難で共通化不可。 <自治体独自項目> 娯楽施設 遊戲施設 店舗併用住宅 重工業施設 軽工業施設 農林漁業施設 危険物貯蔵処理施設
熊本県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	共通化可能

H25要領用途分類	自治体における各調査の実施分類															備考		
	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸倉庫施設	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他	
大分県	業務施設	商業施設(A)、商業施設(B)、商業施設(C)、娛樂施設(A)、娛樂施設(B)、娛樂施設(C)、遊戲施設(A)、遊戲施設(B)、危険物貯蔵処理施設(A)	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅(A)、店舗併用共同住宅(B)、店舗併用共同住宅(C)	作業所併用共同住宅	官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設(A)、運輸倉庫施設(B)	重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設(A)、サービス工業施設(B)、家内工業施設	農林漁業用施設	危険物貯蔵処理施設(B)	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少なく容易。 <自治体独自項目> 店舗併用住宅 作業所併用共同住宅 商業施設(A) 商業施設(B) 商業施設(C) 娛樂施設(A) 娛樂施設(B) 娛樂施設(C) 遊戲施設(A) 遊戲施設(B) 店舗併用共同住宅(A) 店舗併用共同住宅(B) 店舗併用共同住宅(C) 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 運輸倉庫施設(A) 運輸倉庫施設(B) 重工業施設 軽工業施設 サービス工業施設(A) サービス工業施設(B) 家内工業施設 危険物貯蔵処理施設(A) 危険物貯蔵処理施設(B)
宮崎県	業務施設	商業施設、娛樂施設、遊戲施設	宿泊施設	—	住宅	共同住宅	併用住宅			官公庁施設	文教厚生施設(A)、文教厚生施設(B)	運輸倉庫施設	工業施設、サービス工業施設(A)、サービス工業施設(B)、家内工業施設	農林漁業用施設	供給処理施設、危険物貯蔵・処理施設	防衛施設	その他	共通化不可 「商業系用途複合施設」及び併用系住宅の該当分類はない。 「商業系用途複合施設」や併用系住宅は件数も多く分類分割することが困難で共通化不可。 <自治体独自項目> 娛樂施設 遊戲施設 併用住宅 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 工業施設 サービス工業施設(A) サービス工業施設(B) 家内工業施設 危険物貯蔵・処理施設 不明
鹿児島県	業務施設	商業施設(①～③、14～18)	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅(①～③)	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設(F1,F2)	運輸倉庫施設(L1～L2)	工場(M-1～M-5)	農林漁業用施設	危険物貯蔵・処理施設	—	その他	概ね共通化可能 「防衛施設」の該当分類はないが、「その他」から「防衛施設」を分類分割することは件数も少なく容易。 <自治体独自項目> 危険物貯蔵・処理施設
沖縄県	業務施設	商業施設	宿泊施設	商業系用途複合施設	住宅	共同住宅	店舗等併用住宅	店舗等併用共同住宅	作業所併用住宅	官公庁施設	文教厚生施設	運輸施設(倉庫施設等含む)	工場	農林漁業用施設	供給処理施設	防衛施設	その他の施設、空き家	共通化可能 <自治体独自項目> 運輸施設 空き家

別表2. 都市間比較・全国均質データ作成のための(国)実施要領コード／各都道府県実施コード対照表

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					北海道出典：都市計画基礎調査実施要領 平成20年 北海道建設部まちづくり局都市計画課 北海道都市計画基礎調査(B調査)GISデータ定義書 北海道建設部まちづくり局都市計画課					
					備考：本表は、[様式B]土地利用データ（敷地単位）による建築物がない敷地についての区分である。 建築物がある敷地については、別途、[様式A]建物敷地利用データ（棟単位）の建物用途を参照することで、その土地の用途を判断。					
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
土地的 利用 自然 利用	田	201		水田		農地	1	農地	11	未整備農地、整備済み農地、区画整理中農地、その他
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場		森林	2	森林	21	保安林、地域対象民有林、現況樹林、緑地保全地区、その他
	山林	203		樹林地		水面	5	河川・湖沼等	51	河川・湖沼等、その他
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		原野	3	原野	31	未利用原野、建築物一体空地、その他
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸						
住宅用地 現況図の5～9)	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	([様式A]建物敷地利用データ 参照)	専用住宅			-	
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等		共同住宅			-	
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		一般店舗併用住宅			-	
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		事務所併用住宅			-	
		9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		飲食店併用住宅			-	
						作業所併用住宅			-	
		1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等		業務施設			-	
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		通信施設			-	
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		供給処理施設			-	
				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		集合販売施設			-	
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		専用店舗施設			-	
				(5)劇場、映画館 等		教育施設			-	
				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		宅地	0	宅地(01)-屋外展示場(06)	01-06	屋外展示場
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等						
都市的 土地 利用	212	3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	([様式A]建物敷地利用データ 参照)	風俗営業施設			-	
		4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		興業施設			-	
						スポーツ施設			-	
						遊戯施設			-	
						興業施設			-	
工業用地 現況図の13)	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	([様式A]建物敷地利用データ 参照)	宿泊施設			-	
				(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）		集合販売施設			-	
				(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）		重化学工業施設			-	
				(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		軽化学工業施設			-	
				(5)自動車修理工場		サービス工業施設			-	
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	([様式A]建物敷地利用データ 参照)	家内工業施設			-	
						農業施設			-	
						漁業施設			-	

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					北海道出典：都市計画基礎調査実施要領 平成20年 北海道建設部まちづくり局都市計画課 北海道都市計画基礎調査(B調査)GISデータ定義書 北海道建設部まちづくり局都市計画課						
					備考：本表は、[様式B]土地利用データ（敷地単位）による建築物がない敷地についての区分である。 建築物がある敷地については、別途、[様式A]建物敷地利用データ（棟単位）の建物用途を参照することで、その土地の用途を判断。						
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容		
都市的 地 利 用	公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	([様式A]建物敷地利用データ 参照)	地方国家施設 自治体施設 研究施設 教育施設 社会福祉施設 文化施設 運動施設 医療施設 社会福祉施設 厚生施設 宗教施設 記念施設 供給処理施設	-	-	-		
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等							
		11. 文教厚生施設	421	(2)小・中・高等学校、保育所 等							
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等							
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)							
				(5)病院							
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等							
				(7)神社、寺院、教会 等							
		15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等							
道路用地	215	道路、駅前広場		道路	道路	41	整備済都市計画道路、未整備都市計画道路、都市計画道路以外 非可住地道路、都市計画道路以外の可住地道路、その他				
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	([様式A]建物敷地利用データ 参照)	運輸倉庫施設	-	-	-		
公共空地	217	公園・緑地、広場、運動場、墓園		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等							
その他公的施設用地	218	防衛施設用地		(3)立体駐車場、駐輪施設 等							
その他の空地①	220	ゴルフ場	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	宅地	0	公園	6	公園緑地	61	都市計画決定済 ^{注1} 、準都市計画決定 ^{注2} 、未計画決定 ^{注3} 、墓地、その他
その他の空地②	221	太陽光発電システムを直接整備している土地		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場			宅地 (01)-青空駐車場 (04)	01-04	青空駐車場		
その他の空地③	222	平面駐車場		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場			宅地 (01)-未利用宅地 (01)	01-01	未利用宅地		
その他の空地④	223	その他の利用※3		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場			宅地 (01)-資材置場 (03)	01-03	資材置場		
				参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場			宅地 (01)-屋外運動場等 (05)	01-05	屋外運動場等		

※1 耕作放棄地等自然の状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

記載コードは、コード表⑤宅地用途コード分類(様式B)

注¹ 都市計画決定済:都市計画決定済都市公園

注² 準都市計画決定:都市計画決定無し都市公園

注³ 未計画決定:その他の公園緑地等

(1) 北海道 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			北海道出典：都市計画基礎調査実施要領 平成20年 北海道建設部まちづくり局都市計画課 北海道都市計画基礎調査(B調査)GISデータ定義書 北海道建設部まちづくり局都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	専用商業施設	1	業務施設	11	銀行、会社、事務所、自動車、農機具、農協、建設業、その他
		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	都市運営施設	8	通信施設	83	郵便局、電話局、放送局、中継所、その他
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	供給処理施設		ガソリンS、その他		
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	専用商業施設	1	集合販売施設	12	百貨店、マーケット、その他
2. 商業施設	402	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	店舗施設	3	専用店舗施設	31	卸売業、小売業、風呂、飲食店、喫茶店、その他
		(5)劇場、映画館 等	文教施設	5	教育施設	51	幼稚園、小学校、中学校、高校、高専、専門、短大、大学、養成所、自動車、その他
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	娯楽施設	22	料理店、キャバレー、ソープ、サウナ、ナイトクラブ、ダンスホール、その他		
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		興業施設	21	映画館、劇場、競馬場、競輪場、その他	
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	専用商業施設	1	宿泊施設	13	料理店、キャバレー、ソープ、サウナ、ナイトクラブ、ダンスホール、その他
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	専用商業施設	1	集合販売施設	12	百貨店、マーケット、その他
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住居施設	4	専用住宅	41	1世帯、2世帯、3世帯、その他
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等			共同住宅	42	公営、その他
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用			一般店舗併用住宅	43	風呂、一般、理髪店、工芸店、写真屋、新聞、自転車、その他
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用			事務所併用住宅	44	洋裁、ソロバン、書道塾、学習塾、その他
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用			飲食店併用住宅	45	その他
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	0	地方国家施設	01	裁判所、税務署、開発局、営林署、その他
		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教施設	5	自治体施設	02	道庁、市役所、役場、警察署、支庁、その他
11. 文教厚生施設	421	(2)小・中・高等学校、保育所 等			研究施設	52	研究所、試験場、その他
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	厚生施設	6	教育施設	51	幼稚園、小学校、中学校、高校、高専、専門、短大、大学、養成所、自動車、その他
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	厚生施設	6	社会福祉施設	63	保育所、老人ホーム、母子寮、障害者ホーム、少年院、老人福祉センター、児童厚生施設、その他
		(5)病院			文化施設	53	図書館、博物館、公民館、会館、その他
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			運動施設	62	体育館、競技場、スタンド、その他
		(7)神社、寺院、教会 等			医療施設	61	国立、市立、町立、個人、試験所、保健所、あんま、針・灸、その他
		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	都市運営施設	8	社会福祉施設	63	保育所、老人ホーム、母子寮、障害者ホーム、少年院、老人福祉センター、児童厚生施設、その他
12. 運輸倉庫施設	431	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			厚生施設	64	厚生施設
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等			宗教施設	54	その他
					記念施設	55	神社、寺、教会、その他
						82	国宝、重要、国指定、道指定、市指定、町指定、その他

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			北海道出典：都市計画基礎調査実施要領 平成20年 北海道建設部まちづくり局都市計画課 北海道都市計画基礎調査(B調査)GISデータ定義書 北海道建設部まちづくり局都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工場施設	7	重化学工業施設	71	その他
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			軽工業施設	72	その他
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）			サービス工業施設	73	その他
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			家内工業施設	74	自動車修理工場、その他
		(5) 自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農業施設	9	農業施設	91	養畜舎、農協倉庫、乾燥場、酪農場、温室、その他
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	都市運営施設	8	供給処理施設	81	養魚場、その他
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(2) 青森県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					青森県出典 : H29・H30GIS仕様書(案)				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201		水田	田	1		水田	水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2		畑、樹園地、ビニールハウス、養鶏(牛、豚)場	畑、樹園地、ビニールハウス、養鶏(牛、豚)場
	山林	203		樹林地	山林	3		樹林地	樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5		原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、急傾斜地	原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、急傾斜地
住宅用地 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地 別現況図の5~9)	6	5. 住宅	(1)専用住宅(住宅に付隨する物置、車庫を含む) (2)空き家等	(1)専用住宅(住宅に付隨する物置、車庫を含む) (2)空き家等
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			7. 店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			8. 店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用
		9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用			9. 作業所併用住宅		住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用
商業用地 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地 別現況図の1~4)	7	1. 業務施設	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等 (7)マージャン屋、パソコン屋、馬券・車券発売所等 (8)空き店舗等	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等 (7)マージャン屋、パソコン屋、馬券・車券発売所等 (8)空き店舗等
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等 (7)マージャン屋、パソコン屋、馬券・車券発売所等 (8)空き店舗等			2. 商業施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等 (7)マージャン屋、パソコン屋、馬券・車券発売所等 (8)空き店舗等
		3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等			3. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等
		4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			4. 商業系用途複合施設		商業系用途(1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
		13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、紙製、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(居住地域において立地不可) (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等 (5)自動車修理工場			8	13. 工場	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、紙製、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する床面積150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する床面積50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(居住地域において立地不可) (4)床面積50 m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営む工場等 (5)自動車修理工場
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業用施設(建物用途別現況図の14)	9	14. 農林漁業施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等
都市的 土地 利用	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等	公共・公益施設用地 別現況図の10, 11, 15)	10	10. 官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等
		11. 文教厚生施設	421	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等			11. 文教厚生施設		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等
		15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等			15. 供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
道路用地	215	道路、駅前広場		道路用地	11		道路用地		道路、駅前広場
交通施設用地 (建物用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等	交通施設用地 別現況図の12)	12	12. 運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等
公共空地	217	公園・緑地、広場、運動場、墓園		公共空地	13		公共空地		公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218	防衛施設用地		防衛施設用地	14		防衛施設用地		防衛施設
その他の空地①	220	ゴルフ場		その他の空地	15		その他の空地		平面駐車場、改変工事中の土地、ゴルフ場
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接接続している土地		未利用地等	16		未利用地等		上記の分類のどれにも属さない土地(建物跡地、資材置場等で都市的状況のもの)
その他の空地③	222	平面駐車場		その他の空地	15		その他の空地		平面駐車場、改変工事中の土地、ゴルフ場
その他の空地④	223	その他の利用※3		未利用地等	16		未利用地等		上記の分類のどれにも属さない土地(建物跡地、資材置場等で都市的状況のもの)

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

(2) 青森県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			青森県出典：H29・H30GIS仕様書（案） 他参考資料 H29五所川原市都市計画基礎調査				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業施設	2		A	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				B	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				C	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				D	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等				E	(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				F	(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				G	(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
							(8)空き店舗 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設	4			商業系用途（1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅	5			(1)専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む） (2)空き家 等
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	店舗等併用住宅	7			住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4、下の10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	店舗等併用共同住宅	8			住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4、下の10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	作業所併用住宅	9			住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4、下の10, 11）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生施設	11		A	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等				B	(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等				C	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）				D	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院				E	(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				F	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等				G	(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	運輸倉庫施設	12		A	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				B	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等				C	(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工場	13		A	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）				B	(2)原動機を使用する床面積150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造 等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）				C	(3)原動機を使用する床面積50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき 等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				D	(4)床面積50 m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場				E	(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	その他	17			仮設建築物、その他1~16に分類できない施設

(3) 岩手県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					岩手県出典：H28年度岩手県都市計画基礎調査【調査データレイアウト】 H28年度岩手県都市計画基礎調査【実施要領】				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地 自然 利 用	田 201			水田	田 A	田 A1	水田		
	畑 202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑 B	畑 B1	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス、農業用施設用地		
	山林 203			樹林地	山林 C	針葉樹林、広葉樹林、混合樹林			
	水面 204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面 D	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
	その他自然地 205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・牧野 E1	原野・牧野、荒れ地			
住宅用地 （建物用途 現況図の5～9）	211			5. 住宅 411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む） 412 アパート、マンション、長屋、寮 等 7. 店舗等併用住宅 413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用 8. 店舗等併用共同住宅 414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用 9. 作業所併用住宅 415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	住宅用地 （建物用途 別現況図の6～10）	F	6. 住宅 7. 共同住宅 8. 店舗併用住宅 9. 店舗併用共同住宅 10. 作業所併用住宅	専用住宅 アパート、マンション 住宅（上の6）と商業系用途（1～5）の併用 住宅（上の7）と商業系用途（1～5）の併用 住宅（上の6, 7）と工業系用途（17）の併用	
				1. 業務施設 401 事務所・銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋、宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			1. 業務施設	専用住宅 アパート、マンション 住宅（上の6）と商業系用途（1～5）の併用 住宅（上の7）と商業系用途（1～5）の併用 住宅（上の6, 7）と工業系用途（17）の併用	
				2. 商業施設 402 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			2. 商業施設	百貨店、小売店（専門店）、卸売店 等 食堂、喫茶店、スナック、結婚式場、料理店、バー、飲み屋 等 理容店、美容院、自動車教習所 等	
				3. 宿泊施設 403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等			4. 娯楽施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、待合、キャバレー、ナイトクラブ、舞踏場、特殊浴場	
				4. 商業系用途複合施設 404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			5. 遊戯施設	ボウリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場	
都市 的 土 地 利 用	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	工業用地 （建物用途 別現況図の16、17）	H	16. 運輸倉庫施設	自動車車庫、倉庫、荷とき場	
				17. 工業施設			各種工場、危険物貯蔵・処理施設		
				14. 農林漁業用施設 451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等			11. 官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
				10. 官公庁施設 420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公の研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等			12. 教育施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、高等専門学校、各種学校、研究所等	
				11. 文教厚生施設 421 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等			13. 文化・宗教施設	図書館、博物館、体育館、競技場、神社、寺、教会 等	
公益施設用地 （建物 用途現況図の10、11、 15）	214	15. 供給処理施設 452 处理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	431	道路用地 215 道路、駅前広場	道路用地 J	道路、駅前広場			
				12. 運輸倉庫施設 431 (1)駅舎、電車車庫、バスターーミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等		14. 医療・福祉施設	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾		
				13. 公共空地 217 公園・緑地、広場、運動場、墓園		15. 文化・宗教施設 421 (4)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	公園・緑地、広場、運動場、墓園		
				14. 防衛施設用地 218 防衛施設用地		16. その他の公的施設用地 M	防衛施設用地		
				15. その他の空地 220 ゴルフ場 221 太陽光発電システムを直接整備している土地 222 平面駐車場 223 その他の利用※3		17. その他の空地 P	改変工事中の土地、ゴルフ場 未利用地（建物跡地等、都市的状況の未利用地） 等		
※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。 ※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。 ※3 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。									

(3) 岩手県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			岩手県出典：H28年度岩手県都市計画基礎調査【調査データレイアウト】 H28年度岩手県都市計画基礎調査【実施要領】				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、NTT、郵便局 等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	2. 商業施設	2			百貨店、小売店（専門店）、卸売店 等 食堂、喫茶店、スナック、結婚式場、料理店、バー、飲み屋 等 理容店、美容店、自動車教習所 等
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					劇場、映画館、演芸場、観覧場、待合、キャバレー、ナイトクラブ、舞踏場、特殊浴場
			4. 娯楽施設	4			ボウリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、モーテル、民宿
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	6. 住宅	6			専用住宅
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	7. 共同住宅	7			アパート、マンション
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗併用住宅	8			住宅（上の6）と商業系用途（1～5）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	9. 店舗併用共同住宅	9			住宅（上の7）と商業系用途（1～5）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	10. 作業所併用住宅	10			住宅（上の6, 7）と工業系用途（17）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	11. 官公庁施設	11			県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	12. 教育施設	12			幼稚園、小・中・高等学校、大学、高等専門学校、各種学校、研究所 等
			13. 文化・宗教施設	13			図書館、博物館、体育館、競技場、神社、寺、教会 等
			14. 医療・福祉施設	14			病院、診療所、保育所、老人ホーム、公衆浴場 等
			13. 文化・宗教施設	13			図書館、博物館、体育館、競技場、神社、寺、教会 等
		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	15. 交通施設	15			駅舎、バスターミナル、空港、港湾施設
			16. 運輸倉庫施設	16			自動車車庫、倉庫、荷とき場
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	17. 工業施設	17			各種工場、危険物貯蔵・処理施設
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	18. 農林漁業用施設	18			農業用納屋、農林漁業用作業場、畜舎、温室、船小屋
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	20. その他	20			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、基地局
16. 防衛施設	453	防衛施設	19. 防衛施設	19			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	88. 不存在・減失建物	88			
			99. 建物とみなさない建物ポリゴン	99			10m ² 未満の建物など、上記以外の建物

(4) 宮城県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					宮城県出典 : 平成29年度 県南部地区都市計画基礎調査 平成30年3月 宮城県土木部都市計画課					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201			水田	田	-			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-			畑、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス、果樹園
	山林	203			樹林地	山林1	-			樹林地（未利用地）
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	山林2	-			急傾斜の樹林地、防災危険区域、保存緑地等の樹林地
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
						その他自然地1	-			原野、牧野、荒地（未利用地：耕作放棄地等の自然的状況の荒地）
都市的 土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5~9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	公共住宅用地1	-			低湿地、河川敷、河原、海浜
			6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	住宅用地	-			公営住宅の敷地
			7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	公共住宅用地1	-			専用住宅、アパート、マンション、長屋、寮等の敷地
			8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	公共住宅用地2	-			公営住宅の敷地
			9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	商業用地（併用）	-			官公庁施設の職員寮、官舎等の敷地
			1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（併用）	-			店舗併用住宅、店舗併用共同住宅の敷地
			2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業用地（専用）	-			作業所（工業施設、運輸・倉庫施設）併用住宅の敷地
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					
					(5)劇場、映画館 等					
					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
工業用地（建物用途現況図の1~4）	212	213	3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	商業用地（専用）	-			業務、商業、宿泊、娯楽、遊戯施設等の敷地
			4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
			13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）					
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					
					(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
					(5)自動車修理工場					
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等						

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					宮城県出典：平成29年度 県南部地区都市計画基礎調査 平成30年3月 宮城県土木部都市計画課							
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容			
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	公益施設用地1 公益施設用地2 公益施設用地3 公益施設用地1 公益施設用地1	-	官公庁、教育文化施設、その他の敷地 医療施設の敷地 社会福祉施設の敷地 官公庁、教育文化施設、その他の敷地 官公庁、教育文化施設、その他の敷地					
		11. 文教厚生施設	421	15. 供給処理施設								
道路用地	215	道路、駅前広場			自動車専用道路	-	高速道路、自動車専用道路					
					幹線道路	-	自動車専用道路以外の国道、県道、都市計画道路					
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	区画道路	-	自動車専用道路又は幹線道路以外の道路用地					
					交通施設用地	-	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾					
					運輸・倉庫用地	-	運送業、倉庫・荷とき場、トラックターミナル等の敷地					
公共空地	217	公園・緑地、広場、運動場、墓園			商業用地（専用）	-	業務、商業、宿泊、娯楽、遊戲施設等の敷地					
					交通施設用地	-	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾					
その他公的施設用地	218	公園・緑地、広場、運動場、墓園			公共空地	-	公園・緑地、広場、運動場、墓園					
					防衛施設用地	その他1	防衛施設用地、ゴルフ場、急傾斜地（樹林地を除く）、団地周辺の造成法面					
その他の空地①	220	ゴルフ場			参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場		防衛施設用地、ゴルフ場、急傾斜地（樹林地を除く）、団地周辺の造成法面					
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地				空宅地	建物跡地等の都市的状況の未利用地、平面駐車場					
その他の空地③	222	平面駐車場					防衛施設用地、ゴルフ場、急傾斜地（樹林地を除く）、団地周辺の造成法面					
その他の空地④	223	その他の利用※3					大規模宅地開発事業地区内における造成中の土地					

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(4) 宮城県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			宮城県出典： 平成29年度 県南部地区都市計画基礎調査 平成30年3月 宮城県土木部都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務	-		-	
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	店舗	-		-	
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				-	
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				-	
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		娯楽		-	
		(5)劇場、映画館 等				-	
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				-	
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				-	
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊	-		-	
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅	-		-	
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	共同住宅	-		-	
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	商業併用	-		-	
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用					
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	工業併用	-		-	
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁	-		-	
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生	-		-	
		(2)小・中・高等学校、保育所 等				-	
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等				-	
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）				-	
		(5)病院				-	
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				-	
		(7)神社、寺院、教会 等				-	
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	倉庫	-		-	
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				-	
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等				-	
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工場	-		-	
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）				-	
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）				-	
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等				-	
		(5)自動車修理工場				-	
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等					
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	その他	-		-	

(5) 秋田県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					秋田県出典：平成28年度 都市構造分析調査業務委託(R113-Y1) 平成29年3月 秋田県建設部都市計画課(湯沢都市計画) 区分・内容は国要領に準じて実施				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田 畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場 樹林地 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	田	-		水田 畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場 樹林地 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
	畠	202			畠	-			
	山林	203			山林	-			
	水面	204			水面	-			
	その他自然地	205			その他自然地	-			
住宅用地 現況図の5～9)	5. 住宅	411		専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）	
	6. 共同住宅	412		アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-		アパート、マンション、長屋、寮 等	
	7. 店舗等併用住宅	413		住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-		住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
	8. 店舗等併用共同住宅	414		住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-		住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
	9. 作業所併用住宅	415		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	9. 作業所併用住宅	-		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	
商業用地 現況図の1～4)	1. 業務施設	401		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5) 劇場、映画館 等 (6) ポーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	1. 業務施設	-		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5) 劇場、映画館 等 (6) ポーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
	2. 商業施設	402			2. 商業施設	-			
	3. 宿泊施設	403		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
	4. 商業系用途複合施設	404		商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-		商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
都市的 土地利用	工業用地 現況図の13)	213	13. 工場	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5) 自動車修理工場	工業用地 現況図の13)	-	13. 工場	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5) 自動車修理工場	
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	-	14. 農林漁業用施設	-	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
公益施設用地 現況図の10、11、15)	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2) 小・中・高等学校、保育所 等 (3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5) 病院 (6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7) 神社、寺院、教会 等 (8) 供給処理施設	公益施設用地 現況図の10、11、15)	-	10. 官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2) 小・中・高等学校、保育所 等 (3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5) 病院 (6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7) 神社、寺院、教会 等 (8) 供給処理施設	
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	-			道路、駅前広場
交通施設用地 現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3) 立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地 現況図の12)	-	12. 運輸倉庫施設	-	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3) 立体駐車場、駐輪施設 等
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-			公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	その他公的施設用地	-			防衛施設用地
その他の空地①	220	ゴルフ場		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他の空地	-			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地							
その他の空地③	222	平面駐車場							
その他の空地④	223	その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(5) 秋田県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			秋田県出典：平成28年度 都市構造分析調査業務委託(R113-Y1) 平成29年3月 秋田県建設部都市計画課(湯沢都市計画)				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	01			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	02			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	03			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設				商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	05			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	06			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	07			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅				住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅				住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設				国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設				処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設				防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他				仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(6) 山形県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					山形県出典： 県実施要領、定義書無し。国要領に準拠して調査を実施。 平成26年度以降（国要領改定後）に実施された14件の都市計画基礎調査では、多くが国要領と同項目で実施されていることを確認できたので、国要領を標記した。						
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
土地的 利用	田	201			水田	田	-			水田	
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地	
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
住宅用地（建物用途現況図の5～9）	5. 住宅	411			専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途現況図の5～9）		5. 住宅		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）	
	6. 共同住宅	412			アパート、マンション、長屋、寮等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等	
	7. 店舗等併用住宅	413			住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			7. 店舗等併用住宅		住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
	8. 店舗等併用共同住宅	414			住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			8. 店舗等併用共同住宅		住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
	9. 作業所併用住宅	415			住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			9. 作業所併用住宅		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	
商業用地（建物用途現況図の1～4）	1. 業務施設	401			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地（建物用途現況図の1～4）		1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	
					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等	
都市的 土地 利用	2. 商業施設	402			(5)劇場、映画館等			2. 商業施設		(5)劇場、映画館等	
					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等	
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等	
	3. 宿泊施設	403			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等			3. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	
	4. 商業系用途複合施設	404			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			4. 商業系用途複合施設		商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業用地（建物用途現況図の13）		13. 工場		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）	
					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	
					(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場	
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	-	14. 農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等		公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）		10. 官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			
	214	11. 文教厚生施設	421				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等	
			(2)小・中・高等学校、保育所等					(2)小・中・高等学校、保育所等			
			(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等			
		15. 供給処理施設	452				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）			(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	
道路用地	215				道路、駅前広場	道路用地	-			道路、駅前広場	
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	交通施設用地（建物用途現況図の12）	-	12. 運輸倉庫施設		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等	
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等			(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等						
		(3)立体駐車場、駐輪施設等			(3)立体駐車場、駐輪施設等						
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-			公園・緑地、広場、運動場、墓園	
その他公的施設用地	218				防衛施設用地	その他公的施設用地	-			防衛施設用地	
その他の空地①	220	ゴルフ場			参考	その他の空地					
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地			454(建物コード) <旧土地利用細分用途>						
その他の空地③	222	平面駐車場			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	
その他の空地④	223	その他の利用※3									

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(6) 山形県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			山形県出典：県実施要領、定義書無し。国要領に準拠して調査を実施。 平成26年度以降（国要領改定後）に実施された14件の都市計画基礎調査では、多くが国要領と同項目で実施されていることを確認できたので、国要領を標記した。				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(7) 福島県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					福島県出典 : 福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田	田	13			水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	14			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス
	山林	203		樹林地	山林	15			樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	16			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野・荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	17			原野・牧野・荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
都市的 利用	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建築物の用途コード1の宅地)	1	住宅		専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)、蔵
			6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮等			共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿
			7. 店舗等併用住宅	413 住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用		2	店舗併用住宅(建築物の用途コード2の宅地)		店舗併用住宅、店舗併用共同住宅
			8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用		5	作業所併用住宅(建築物の用途コード5の宅地)		住宅施設と工業系用途の併用
			9. 作業所併用住宅	415 住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					
	商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	専用商業施設(建築物の用途コード3の宅地)	3	業務施設		事務所
			2. 商業施設	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	その他の建築用地(建築物の用途コード7の宅地)	7	危険物貯蔵・処理施設		ガソリンスタンド、消防法による設置許可の必要なもの
				(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等	専用商業施設(建築物の用途コード3の宅地)	商業施設	小売店、卸売店、百貨店、食堂、喫茶店、スナック、理容院、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、倉庫		
				(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		娯楽施設	キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー、風営法による風俗関連営業施設		
				(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等		劇場、映画館等	劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店		
				(5) 劇場、映画館等		遊技施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス		
				(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等		宿泊施設	ホテル、旅館、民宿(モーテル、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く)		
			3. 宿泊施設	(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等		商業系用途複合施設	商業系用途の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの		
				3. 宿泊施設		403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等			
	工業用地 (建物用途 現況図の13)	213	13. 工場	441	4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	専用工業施設(建築物の用途コード4の宅地)	4	商業系用途複合施設
					(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造			
					(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	原動機を使用する150 m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング			
					(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めつき等(住居地域において立地不可)	自動車修理工場、原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めつき合成樹脂の射出成形			
					(4) 50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	自動車修理工場、原動機を使用する50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場			
					(5) 自動車修理工場	自動車修理工場、原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めつき合成樹脂の射出成形			
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等		7	農林漁業用施設			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					福島県出典：福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部														
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容									
都 市 的 土 地 利 用	公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		公共公益施設用地（建築物の用途コード6の宅地）	6	官公庁施設		県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所、官公庁の車庫も含む									
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等						大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育馆、競技場、集会所									
		11. 文教厚生施設	421							(2)小・中・高等学校、保育所 等						幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く）、診療所、公衆トイレ、屯所			
										(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等									
										(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）									
										(5)病院									
										(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等									
										(7)神社、寺院、教会 等									
	15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		その他の建築用地（建築物の用途コード7の宅地）	7	その他の施設		処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設										
道路用地	215		道路、駅前広場		道路用地（幅員4m以上のみ）	8			道路、駅前広場										
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		交通施設用地	9		自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾										
公共空地	217			(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等															
その他公的施設用地	218			(3)立体駐車場、駐輪施設 等															
その他の空地①	220	ゴルフ場		公園・緑地、広場、運動場、墓園		公園・緑地・レジャー施設等	10		公園・緑地、広場、運動場、墓園、ゴルフ場等										
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>		防衛施設用地	11		防衛施設用地										
その他の空地③	222	平面駐車場		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場		公園・緑地・レジャー施設等	10		公園・緑地、広場、運動場、墓園、ゴルフ場等										
その他の空地④	223	その他の利用※3				その他の空地	12		改変工事中の土地、未利用地、平面駐車場										

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

用途区分（…コード○の宅地）書きは、土地利用調査の「用途コード表」より記載

具体的な内容は、建築物調査の「建物の用途コード表」「建物用途細分コード表」より記載

(7) 福島県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			福島県出典：福島県新都市計画基礎調査要綱 平成29年5月 福島県土木部				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業業務系	3	業務施設	40	事務所
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業業務系	7	危険物貯蔵・処理施設	180	ガソリンスタンド、消防法による設置許可の必要なもの
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		80	商業施設	小売店、卸売店、百貨店、食堂、喫茶店、スナック、理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、倉庫	
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		62	娯楽施設	キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー、風営法による風俗関連営業施設	
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		61	遊技施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店	
		(5)劇場、映画館 等		70	宿泊施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス	
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		50	商業系用途複合施設	ホテル、旅館、民宿（モーテル、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く）	
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		100	官公庁施設	商業系用途の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの	
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	住居系	1	住宅	10	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）、蔵
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		20	共同住宅	アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿	
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）		90	店舗併用住宅	店舗併用住宅、店舗併用共同住宅	
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等		90	店舗併用住宅	店舗併用住宅、店舗併用共同住宅	
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用		130	作業所併用住宅	作業所併用住宅	
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用		110	官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所、官公庁の車庫も含む	
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用		31	文教厚生施設	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、集会所	
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共公益系	32	文教厚生施設	幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付浴場業に係るもの）を除く）、診療所、公衆トイレ、屯所	
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		120	運輸倉庫施設	自動車車庫、駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港	
		(2)小・中・高等学校、保育所 等		170	重工業施設	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造	
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等		160	軽工業施設	原動機を使用する150 m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング	
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）		150	サービス工業施設	自動車修理工場、原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき合成樹脂の射出成形	
		(5)病院		140	家内工業施設	原動機を使用する50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場	
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		150	サービス工業施設	自動車修理工場、原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき合成樹脂の射出成形	
		(7)神社、寺院、教会 等		7	農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場	
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	工業系	7	その他	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	
13. 工場	441	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		7	その他	その他の施設	
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等		8	仮設建築物系	仮設住宅、仮設店舗、仮設工場 等	
		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）		190			
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）		200			
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
		(5)自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等					
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(8) 茨城県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					茨城県出典：都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 平成27年3月 茨城県土木部都市局 都市計画課都市計画基礎調査要領 平成27年3月 茨城県土木部都市局都市計画					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201			水田	田	1			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑・果樹園
	山林	203			樹林地	山林	3			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	5			河川、湖沼、ため池等
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・荒地・牧野	4			
					その他（海浜等）	その他（海浜等）	6			
都市的 土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地	7			一般住宅、共同住宅
			6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等					
			7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					
			8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	店舗併用住宅、作業所併用住宅				
			9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用					
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業用地	9			業務施設、店舗、娯楽施設、宿泊施設、遊戯施設、問屋・卸売施設
			2. 商業施設	402	(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
			3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					
			4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
農林漁業施設用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場		工業用地	10			工場、研究所
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等						
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共用地	12			官公庁、供給処理施設	
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等						
				(2)小・中・高等学校、保育所 等						
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等						
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）						
				(5)病院						
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等						
道路用地	215	11. 文教厚生施設	421	(7)神社、寺院、教会 等	文教厚生用地	13			学校、病院、図書館、寺院等、競技施設	
				15. 供給処理施設						
				452 处理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等						
				道路、駅前広場						
				道路用地						
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	鉄道用地	19			鉄道構内、駅舎含む	
				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	運輸施設用地	11				
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等	駐車場用地	20				
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園・緑地・公共空地	14			公園・広場・緑地、運動場	
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	防衛用地	17			自衛隊施設、米軍提供施設	
その他の空地①	220	ゴルフ場			ゴルフ場	16				
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	太陽光発電設備	21				
その他の空地③	222	平面駐車場		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	駐車場用地	20			月極・時間貸し等の駐車場	
その他の空地④	223	その他の利用※3			その他の空地	15			未建築宅地、用途改变中の土地、屋外利用地	

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(8) 茨城県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			茨城県出典：都市計画基礎調査要領 GISデータ定義書 平成27年3月 茨城県土木部都市局 都市計画課都市計画基礎調査要領 平成27年3月 茨城県土木部都市局都市計画				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	9. 業務施設	9			銀行、郵便局、会社、事務所、事務所附属倉庫
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	12. 間屋・卸売施設	12			卸売問屋、中央卸売問屋、魚市場、青果市場
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	10. 商業施設(1)	10			小売店、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	11. 商業施設(2)	11			食堂、喫茶店、スナック、浴場、ドライブイン、理髪店、レストラン
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	15. 娯楽施設	15			劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等、個室付き浴場業に係わる公衆浴場等
		(5)劇場、映画館 等	14. 遊戯施設	14			ボーリング場、スケート場、自動車教習所、マージャン屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、カラオケボックス等
		(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	13. 宿泊施設	13			ホテル、旅館、モーテル
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	1. 住宅	1			一般住宅
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	2. 共同住宅	2			共同住宅、寄宿舎、公営住宅
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	3. 併用住宅(1)	3			店舗併用住宅、事務所併用住宅
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用					
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	4. 併用住宅(2)	4			作業所併用住宅、農林漁業併用住宅
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	5. 官公庁施設	5			県庁、市役所、役場、出先官庁、税務署、裁判所、消防署、刑務所、警察署
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	6. 文教厚生施設(1)	6			幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、各種学校
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	7. 文教厚生施設(2)	7			図書館、博物館、美術館、老人ホーム、養老院、身体障害福祉ホーム、神社・寺院・教会、保育所、託児所、派出所、公衆浴場、診療所、老人福祉センター、児童厚生施設各種養成所、研究所、市民会館、試験所、気象台、病院、保健所等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	8. 競技施設	8			専用体育館、スタンド、競技場
		(5)病院	7. 文教厚生施設(2)	7			図書館、博物館、美術館、老人ホーム、養老院、身体障害福祉ホーム、神社・寺院・教会、保育所、託児所、派出所、公衆浴場、診療所、老人福祉センター、児童厚生施設各種養成所、研究所、市民会館、試験所、気象台、病院、保健所等
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスタークターミナル、港湾・空港施設 等	16. 運輸施設	16			駅舎、停車場、電車車庫、飛行場、バスタークターミナル、航空施設
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	17. 倉庫施設	17			営業を當む倉庫（店舗や事務所等の附属倉庫は含まない）
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等	18. 自動車車庫	18			自動車車庫
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	19. 重化学工業施設	19			火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が多い施設、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工業
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	20. 軽工業施設	20			作業場の床面積の合計が150 m ² を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い施設、火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	21. サービス工業施設	21			作業場の床面積が50 m ² を超えて150m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ない施設、日刊新聞の印刷所、火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が少ない施設
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	23. 家内工業施設	23			作業場の床面積が50 m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない施設、火薬類・石油類・ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が非常に少ない施設
		(5)自動車修理工場	22. 自動車修理工場	22			自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	24. 農漁業用施設	24			畜舎、温室、漁業施設等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	25. その他の施設	25			
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					処理場、火葬場、と畜場、ごみ焼却場、上下水道施設、変電所、変圧所、防衛施設

(9) 栃木県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					栃木県出典：H28栃木県都市計画基礎調査_GISデータ定義書 都市計画基礎調査要綱 平成28年2月 栃木県国土整備部都市計画課					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201			水田	田	1			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畠、果樹園、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5			原野・牧場、荒れ地（注1）、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
土 地 利 用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途別表の7～11）	6	7. 住宅		専用住宅（住宅に付属する物置、車庫を含む）
			6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			8. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮
			7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			9. 店舗併用住宅		住宅（上の7）と商業系用途（1～6）の併用
			8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			10. 店舗併用共同住宅		共同住宅（上の8）と商業系用途（1～6）の併用
			9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			11. 作業所併用共同住宅		住宅施設（上の7～8）と工業系用途（15～19）の併用
			1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			1. 業務施設		事務所、銀行
			2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			20. 危険物貯蔵処理施設		消防法による設置許可の必要なものガソリンスタンド
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			2. 商業施設		百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			4. 娯楽施設		劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、特殊浴場（サウナ等）、飲み屋
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			5. 遊戯施設		ボーリング場、スケート場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター、玉つき場
					(5)劇場、映画館 等			3. 宿泊施設		ホテル、旅館、モーテル、民宿
					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			6. 商業系用途複合施設		商業系用途（上の1～5）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
			3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					
			4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
工業用地 （建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業用地（建物用途別表の15～20）	8	16. 重工業施設		アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造製革、パルプ製造、動力つちを使用する金属の製造
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			17. 軽工業施設		原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）			18. サービス工業施設		原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成型
					(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			19. 家内工業施設		原動機を使用する50m ² 未満の工場原動機を使用しない工場
					(5)自動車修理工場					
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等						

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					栃木県出典：H28栃木県都市計画基礎調査_GISデータ定義書 都市計画基礎調査要綱 平成28年2月 栃木県国土整備部都市計画課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
都市的 土地利 用	公益施設用地（建物 用途現況図の10、11、 15）	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	9	12. 官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所		
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			文教厚生施設（A）		大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
				(2)小・中・高等学校、保育所 等			文教厚生施設（B）		小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		11. 文教厚生施設	421	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			文教厚生施設（A）		大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)			文教厚生施設（B）		小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
				(5)病院			文教厚生施設（A）		大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			文教厚生施設（B）		小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
				(7)神社、寺院、教会 等					処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
		15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等					道路、駅前広場
				道路、駅前広場					道路、駅前広場
		12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		10			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
		公共空地		公園・緑地、広場、運動場、墓園	11	12	13	14	公園・緑地、広場、運動場、墓園
				防衛施設用地					防衛施設用地
		その他の空地①	220	ゴルフ場	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場		その他の空地（15、16以外）		改築工事中の土地、未利用地(注2)、ゴルフ場
		その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地			太陽光パネル		太陽光パネル
		その他の空地③	222	平面駐車場			平面駐車場		平面駐車場
		その他の空地④	223	その他の利用※3			その他の空地（15、16以外）		改築工事中の土地、未利用地(注2)、ゴルフ場

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

注1) 耕作放棄地等、自然的状況の荒れ地

注2) 建物跡地等、都市的状況の未利用地

(9) 栃木県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			栃木県出典：H28栃木県都市計画基礎調査_GISデータ定義書 都市計画基礎調査要綱 平成28年2月 栃木県県土整備部都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	1			事務所、銀行
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	危険物貯蔵処理施設	20			消防法による設置許可の必要なものガソリンスタンド
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	商業施設	2			百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	娯楽施設	4			劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、特殊浴場（サウナ等）、飲み屋
		(5)劇場、映画館 等	遊戯施設	5			ボーリング場、スケート場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター、玉つき場
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊施設	3			ホテル、旅館、モーテル、民宿
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設	6			商業系用途（上の1~5）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅	7			専用住宅（住宅に付属する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	共同住宅	8			アパート、マンション、長屋、寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	店舗併用住宅	9			住宅（上の7）と商業系用途（1~6）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	店舗併用共同住宅	10			共同住宅（上の8）と商業系用途（1~6）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	作業所併用共同住宅	11			住宅施設（上の7~8）と工業系用途（15~19）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	12			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生施設（A）	13			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	文教厚生施設（B）	14			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	文教厚生施設（A）	13			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
			文教厚生施設（B）	14			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	文教厚生施設（A）	13			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(5)病院	文教厚生施設（B）	14			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(7)神社、寺院、教会 等	文教厚生施設（B）	14			
		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	運輸倉庫施設	15			駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	重工業施設	16			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造製革、パルプ製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	軽工業施設	17			原動機を使用する150m ² をこえる工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	サービス工業施設	18			原動機を使用する50m ² をこえる工場、印刷、木材、石材の引割、機織撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成型
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	家内工業施設	19			原動機を使用する50m ² 未満の工場原動機を使用しない工場
		(5)自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農漁業用施設	21			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	その他	22			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(10) 群馬県 土地利用現況

国出典 :		都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分				群馬県出典 :		群馬県都市計画基礎調査要綱<GIS編> 平成30年3月一部改正 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県都市計画基礎調査データベース定義書 平成29年3月			
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
土地的 自然 利用	田	201			水田	田	1			水田	
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場の放牧場等、ビニールハウス ※畜舎については、農林漁業施設用地とする。	
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地	
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
都市的 土地 利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211		5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途分類表の5～9）	6	5. 住宅		専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等	
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			7. 店舗等併用住宅		住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			8. 店舗等併用共同住宅		住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
				9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			9. 作業所併用住宅		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（建物用途分類表の1～4）	7	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
					(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
					(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
				2. 商業施設	(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	213	13. 工場	441		(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	工業用地（建物用途分類表の13）	8	2. 商業施設		(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
					(5) 劇場、映画館 等			3. 宿泊施設		(5) 劇場、映画館 等	
					(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			4. 商業系用途複合施設		(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
					(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
				3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
農林漁業施設用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441	4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	農林漁業施設用地（建物用途分類表の13）	8	13. 工場		商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
					(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）					(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	
					(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	
					(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）					(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）	
					(4) 50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4) 50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設	420	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地（建物用途分類表の14）	9	14. 農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
				11. 文教厚生施設	421 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等			10. 官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
					(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
					(2) 小・中・高等学校、保育所 等			(2) 小・中・高等学校、保育所 等		(2) 小・中・高等学校、保育所 等	
					(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等		(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	
					(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）			(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）		(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	
					(5) 病院			(5) 病院		(5) 病院	
道路用地	215			15. 供給処理施設	452 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	10. 官公庁施設	10	11. 文教厚生施設		(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
								(7) 神社、寺院、教会 等		(7) 神社、寺院、教会 等	
										処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
										道路、駅前広場	
										(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431		(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	11. 文教厚生施設	12	12. 運輸倉庫施設		(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
					(3) 立体駐車場、駐輪施設 等					(3) 立体駐車場、駐輪施設 等	
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	13			公園・緑地、広場、運動場、墓園（公園としての用途のない墓地は公益施設用地とする）	
その他公的施設用地	218				防衛施設用地	その他公的施設用地	14			防衛施設用地、競馬・競輪場等	
その他の空地①	220				参考	その他の空地	15			平面駐車場、改装工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場、太陽光発電施設（屋根に設置されているものを除く）	
その他の空地②	221				454(建物コード) <旧土地利用細分用途>						
その他の空地③	222				平面駐車場						
その他の空地④	223				その他の利用※3						

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改築工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(10) 群馬県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			群馬県出典：群馬県都市計画基礎調査要綱＜GIS編＞ 平成29年2月一部改正 群馬県都市計画基礎調査実施協議会 群馬県都市計画基礎調査データベース定義書 平成29年3月				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	4			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	5			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	7			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	8			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	9			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めつき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めつき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	17			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(11) 埼玉県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					埼玉県出典：埼玉県都市情報システムデータベース定義書 埼玉県都市整備部都市計画課 都市計画基礎調査（基準年平成27年）マニュアル 埼玉県都市整備部都市計画課					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201			水田	田	10			水田、耕作放棄地
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	20			畑、果樹園、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス、耕作放棄地、市民農園
	山林	203			樹林地	山林	30			樹林地
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	40			河川、水面、湖沼、ため池、用排水路
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	50			原野・牧場、低湿地、河川敷、河原湖岸
都市的 土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途別表1～4）	60	1. 専用住宅		戸建て一般住宅
				412	アパート、マンション、長屋、寮 等			2. 共同住宅		アパート、マンション、社宅、長屋、寮
				413	7. 店舗等併用住宅 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			3. 商業併用住宅		上記1又は2と商業施設との併用建築物で、商業系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記5. 商業施設に分類）
				414	8. 店舗等併用共同住宅 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			4. 商業業務併用住宅		上記1又は2と業務施設、あるいは商業・業務施設との併用建築物で、業務系、商業・業務系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業・業務系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記6. 商業・業務施設に分類）
				415	9. 作業所併用住宅 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			3. 商業併用住宅		上記1又は2と商業施設との併用建築物で、商業系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記5. 商業施設に分類）
			1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等			4. 商業業務併用住宅		上記1又は2と業務施設、あるいは商業・業務施設との併用建築物で、業務系、商業・業務系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業・業務系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記6. 商業・業務施設に分類）
			2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			6. 商業・業務施設		事務所、事業系用途の複合施設、住宅展示場、商工会議所、農協
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			5. 商業施設		デパート、スーパー、物品販売店舗、飲食店、理容店、銀行、宅地建物取引業の店舗、ガソリンスタンド、予備校、自動車教習所、結婚式場、葬儀場
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			9. 娯楽施設		劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店、料亭、スナック、特殊公衆浴場（健康ランド、サウナ）、キャバレー
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			10. 遊戲施設		ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、遊園地、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックス
					(5)劇場、映画館 等			8. 宿泊施設		ホテル、旅館
					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	商業用地（建物用途別表5～6及び8～10）	70			
			404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
			13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）					
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					
					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
					(5)自動車修理工場					
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設	90				農林漁業施設
工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441			工業用地（建物用途別表11～13、発電所、変電所）	80	11. 工業施設		自動車修理工場、自動車販売店（修理部門を持つもの）、その他の工業施設

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					埼玉県出典 : 埼玉県都市情報システムデータベース定義書 埼玉県都市整備部都市計画課 都市計画基礎調査（基準年平成27年）マニュアル 埼玉県都市整備部都市計画課									
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容					
都市的 土地 利用	公益施設用地 （建物 用途現況図の10、11、 15）	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地 （建物 用途別表7）	91	国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、博物館、普通公衆浴場（銭湯）、神社、寺院、教会、老人ホーム（幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く）							
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			92 幼稚園・保育所							
				(2)小・中・高等学校、保育所 等			91 国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、博物館、普通公衆浴場（銭湯）、神社、寺院、教会、老人ホーム（幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く）							
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			93 病院、診療所							
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 （主に公共施設）			94 老人ホーム							
				(5)病院			91 国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、博物館、普通公衆浴場（銭湯）、神社、寺院、教会、老人ホーム（幼稚園、保育所、病院、診療所、老人ホームを除く）							
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			95 処理場、浄水場							
				(7)神社、寺院、教会 等			96 火葬場							
		11. 文教厚生施設	421	15. 供給処理施設	452	工業用地 （建物用途 別表11～13、発電所、 変電所）	80	発電所、変電所						
								道路用地						
								道路、駅前広場、道の駅、パーキングエリア、サービスエリア						
道路用地	215	12. 運輸倉庫施設	431	（1）駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	100	道路用地	100	鉄道用地（駅舎含む）、空港						
								（2）卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等						
								13. 運輸・倉庫施設(B)						
交通施設用地 （建物 用途現況図の12）	216				80			トラックターミナル、倉庫（単独もの）						
								12. 運輸・倉庫施設(A)						
公共交通用地	217	（3）立体駐車場、駐輪施設 等			モーターパールや自動車ストックヤード		公共空地							
その他公的施設用地	218	公園・緑地、広場、運動場、墓園			121 公園、緑地、広場、運動場、ゴルフ場（民営含む）		公共空地							
その他の空地①	220	防衛施設用地			122 墓地、墓園		130 その他公的施設用地							
その他の空地②	221	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>			121 公園、緑地、広場、運動場、ゴルフ場（民営含む）		公共空地							
その他の空地③	222	太陽光発電のシステムを 直接整備している土地			140 改変工事中の土地、更地、残土・資材置場		122 平面駐車場							
その他の空地④	223	平面駐車場			改変工事中の土地、更地、残土・資材置場		223 その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(11) 埼玉県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			埼玉県出典：埼玉県都市情報システムデータベース定義書 埼玉県都市整備部都市計画課 都市計画基礎調査（基準年平成27年）マニュアル 埼玉県都市整備部都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	6. 商業・業務施設	-			事務所、事業系用途の複合施設、住宅展示場、商工会議所、農協
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	5. 商業施設	-			デパート、スーパー、物品販売店舗、飲食店、理容店、銀行、宅地建物取引業の店舗、ガソリンスタンド、予備校、自動車教習所、結婚式場、葬儀場
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	9. 娯楽施設	-			劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店、料亭、スナック、特殊公衆浴場（健康ランド、サウナ）、キャバレー
		(5)劇場、映画館 等					
		(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	8. 宿泊施設	-			ホテル、旅館
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	1. 専用住宅	-			戸建て一般住宅
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	2. 共同住宅	-			アパート、マンション、社宅、長屋、寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	3. 商業併用住宅	-			上記1又は2と商業施設との併用建築物で、商業系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記5. 商業施設に分類）
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	4. 商業業務併用住宅	-			上記1又は2と業務施設、あるいは商業・業務施設との併用建築物で、業務系、商業・業務系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業・業務系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記6. 商業・業務施設に分類）
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	3. 商業併用住宅	-			上記1又は2と商業施設との併用建築物で、商業系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記5. 商業施設に分類）
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	4. 商業業務併用住宅	-			上記1又は2と業務施設、あるいは商業・業務施設との併用建築物で、業務系、商業・業務系用途の部分が2階以下かつ床面積が1,500m ² 以下のもの（商業・業務系用途の部分が3階以上にあるもの、床面積1,500m ² を超えるものは下記6. 商業・業務施設に分類）
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	7. 公共公益施設	-			国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、博物館、普通公衆浴場（銭湯）、神社、寺院、教会、老人ホーム
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	7. 公共公益施設	-			国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、警察署、税務署、郵便局、消防署、電話局、放送局、派出所、大学、学校、各種学校、幼稚園、保育所、病院、診療所、博物館、普通公衆浴場（銭湯）、神社、寺院、教会、老人ホーム
			13. 運輸・倉庫施設(B)	-			トラックターミナル、倉庫（単独もの）
			12. 運輸・倉庫施設(A)	-			モータープールや自動車ストックヤード

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			埼玉県出典： 埼玉県都市情報システムデータベース定義書 埼玉県都市整備部都市計画課 都市計画基礎調査（基準年平成27年）マニュアル 埼玉県都市整備部都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5) 自動車修理工場	11. 工業施設	-			自動車修理工場、自動車販売店（修理部門を持つもの）、 その他の工業施設
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

※マニュアルP19の表2建築物用途別表より作成

(12) 千葉県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					千葉県出典 : 第10回都市計画基礎調査マニュアル 平成28年3月 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課 平成28年度基礎調査定義書(コード表)								
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容			
土 自 然 的 利 用	田	201			水田	田	1			水田			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑、樹園地(果樹園)、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス			
	山林	203			樹林地	採草放牧地	3			採草放牧地			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	山林	5			樹林地			
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	水面	6			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面			
都市 的 土 地 利 用	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211			その他自然地	その他自然地	7			原野・牧野、河川敷、河原、海浜、湖岸			
					荒地、耕作放棄地、低湿地	荒地	4			荒地、耕作放棄地、低湿地			
					5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)			住宅(専用住宅)、共同住宅(アパート、マンション)			
					6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等						
					7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用						
					8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用						
					9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用						
	商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212			1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			業務施設(事務所、銀行等)、物販店(百貨店、小売店、卸売店等)、飲食店(食堂、喫茶店、バー、料理店、飲み屋等)、宿泊施設(ホテル、旅館、モーテル、民宿)、娯楽・遊戯施設(劇場、映画館、ボーリング場等)			
					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等								
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等								
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設								
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等								
工業用地 (建物用途 現況図の13)	213	13. 工場			(5)劇場、映画館等								
					(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等								
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等								
					2. 商業施設	402							
					3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等						
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設			4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの						
					441		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)			工業施設(各種工場)			
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)								
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)								
					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等								
公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	214	10. 官公庁施設			(5)自動車修理工場								
					420		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			官公庁施設(県市町村庁舎、裁判所等)、供給処理施設			
					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等								
					(2)小・中・高等学校、保育所等								
					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等								
道路用地	215	11. 文教厚生施設			(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			教育施設(各学校、研究所等)、文化・宗教施設(図書館、博物館、神社、寺、教会等)、医療(病院、診療所)、社会福祉施設					
					(5)病院								
					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等								
					(7)神社、寺院、教会等								
					15. 供給処理施設	452		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設			公共施設用地	12		官公庁施設(県市町村庁舎、裁判所等)、供給処理施設					
					431	(幅員4m以上の)道路、農道、林道、駅前広場							
					432	道路用地							
					433	運輸施設用地							
					434	交通施設用地							
公共空地	217				14. オープンスペース	14		オーブンスペースA					
					14. オープンスペースB	141		公園・緑地、広場、運動場、墓園					
					14. オープンスペースC	142		自衛隊					
					14. オープンスペースD	143		未利用地(建物跡地等、都市的状況の未利用地)、ゴルフ場等のレクリエーション施設用地					
					14. オープンスペースE	144		屋外利用地(駐車場、資材置場等)					
その他の空地①	220				14. オープンスペースF	145		未利用地(建物跡地等、都市的状況の未利用地)、ゴルフ場等のレクリエーション施設用地					
					14. オープンスペースG	146		未建築宅地(造成完了)					
					14. オープンスペースH	147		用途変更中の土地(造成中)					
					14. オープンスペースI	148		屋外利用地(駐車場、資材置場等)					
					14. オープンスペースJ	149							
その他の空地②	221												

(12) 千葉県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			千葉県出典：第10回都市計画基礎調査マニュアル 平成28年3月 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課 平成28年度基礎調査定義書（コード表）				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	10. 業務施設	10			事務所、銀行 等
		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	11. 商業施設(物販店・飲食店)	11			百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、理髪店、その他一般商業施設 等
2. 商業施設	402	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	14. 娯楽施設	14			劇場、映画館、演劇場、観覧場、舞踏場、カフェ、バー、個室付浴場等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	12. 宿泊施設	12			ホテル、旅館、モーテル、民宿 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	1. 住宅	1			専用住宅
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	2. 共同住宅	2			アパート、マンション、寄宿舎、寮、公営住宅
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	4. 店舗併用住宅	4			店舗併用住宅、事務所併用住宅
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	3. 店舗併用共同住宅	3			共同住宅に事務所、店舗が付設されているもの
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	5. 作業所併用住宅	5			作業所併用住宅、農漁業用住宅（20のものを除く）
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	6. 官公庁施設	6			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、N T T、警察署、消防署、駐在所等
		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	8. 文教公共施設(2)	8			大学、高等専門学校、各種学校、各種養成所、研究所、試験場、気象台、病院（20床以上）、保健所、市民会館 等
11. 文教厚生施設	421	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	7. 文教公共施設(1)	7			幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、博物館、美術館、公民館、集会所等
		(9)競技施設	9.	9			専用体育館、スタンド、競技場 等
		(8)文教公共施設(2)	8.	8			大学、高等専門学校、各種学校、各種養成所、研究所、試験場、気象台、病院（20床以上）、保健所、市民会館 等
		(7)文教公共施設(1)	7.	7			高齢者福祉施設、託児所、保育所、児童厚生施設、公衆浴場、神社、寺院、教会、診療所（19床以下）、巡回派出所 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	15. 運輸・倉庫施設	15			駅舎、停車場、電車車庫、バスターミナル、トラックターミナル、自動車車庫、倉庫（倉庫業を営む倉庫を含む）、荷とき場、飛行場、港湾施設 等
		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	16. 重化学工業施設	16			火薬又は爆薬の製造、石油類の精製、マッチ製造、セルロイド製造、都市ガス等のガス製造、肥料の製造、製紙・パルプ製造、合成樹脂製造、セメント製造、製鉄、精鋼、粗鉄加工、電気用、カーボンの製造、黒鉛の粉碎、医薬品の製造、火力発電、等の用に供する建築物、その他石油関連化学・有機類化学・無機類化学の各工場
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	17. 軽工業施設	17			原動機を使用する工場で作業所の床面積の合計が、150m ² を超えるもの、花火製造、アセチレンガスを用いて金属の工作工場、セルロイド製のおもちゃ製造、絵具製造、塗料吹付、せっけん製造、魚粉又は魚粉を原料とする飼料製造、羽・毛・ぼろ・くず綿・くず糸などの洗浄・染色・漂白、原動機を使用する製錠又は古錠再製、骨・貝類又は金属の乾燥研磨、鉱物・岩石、レンガ・骨などの粉碎、れん炭製造、瓦・レンガ・土器、陶磁器類の製造、ガラスの製造又は砂吹、等の用に供する建築物
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	18. サービス工業施設	18			原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるもの、インク製造、ハム・ソーセージなどの魚肉の練製品製造金属のプレス又は切断、菓子製造、木材の製造、製粉、めっき印刷、原動機を使用する被服工場、床面積の合計が300m ² を超える自動車車庫、ガソリンスタンド、等の用に供する建築物
		(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	19. 家内工業施設	19			原動機を使用しない作業場、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² 以下のもの、150m ² を超えない自動車修理工場、住宅と併用の場合は作業場の床面積が住宅の床面積より大きいもの、300m ² 以下の車庫
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	20. 農漁業用施設	20			床面積が15m ² を超える畜舎、温室、漁業施設等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等					
16. 防衛施設	453	防衛施設	21. その他の施設	21			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、危険物貯蔵、屠場、ごみ焼却場、卸市場、変圧所
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(13) 東京都 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					東京都出典 : 平成26年度都市計画基礎調査 調査編 データベース定義書					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201			水田	田	611			-
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	612			-
	山林	203			樹林地	樹園地	613			-
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	採草放牧地	620			-
	その他自然地	205			原野・牧野・荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原・海浜、湖岸	森林	900			-
都市的 土地 利用	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411	専用住宅 (住宅に付随する物置、車庫を含む)	独立住宅	131			-
			6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	集合住宅	132			-
			7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	住商併用建物	123			-
			8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	住居併用工場	142			-
			9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	事務所建築物	121			-
	商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	専用商業施設	122 商業施設	1 -		-
			2. 商業施設	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等					-
					(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					-
					(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					-
					(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					-
	工業用地 (建物用途 現況図の13)	213	13. 工場	441	(5) 劇場、映画館 等	スポーツ・興業施設	125 興業施設	2 -		-
					(6) ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					-
					(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					-
					3. 宿泊施設		宿泊・遊興施設	124 遊興施設	2 -	-
					4. 商業系用途複合施設			宿泊施設	1 -	-
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設	150				-
					10. 官公庁施設		官公庁施設	111		-
					国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等			111		-
			214	11. 文教厚生施設	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	教育文化施設	112 教育施設	1 -		-
					(2) 小・中・高等学校、保育所 等			2 -		-
					(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			2 -		-
					(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)		厚生医療施設	113 医療施設	1 -	-
					(5) 病院			113 厚生施設	2 -	-
					(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			112 宗教施設	3 -	-
					(7) 神社、寺院、教会 等			114 供給施設	1 -	-
			215	15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	供給処理施設	114 处理施設	2 -	-
					道路、駅前広場			道路	510	-
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431		(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	鉄道・港湾等	520			-
					(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					-
					(3) 立体駐車場、駐輪施設 等					-
公共空地	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園・運動場等	300			-
その他公的施設用地	218				防衛施設用地					-
その他の空地①	220	ゴルフ場								-
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地								-
その他の空地③	222	平面駐車場								-
その他の空地④	223	その他の利用※3								-

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

(13) 東京都 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			東京都出典： 平成26年度都市計画基礎調査 調査編 データベース定義書 H23区部					
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	事務所建築物	121			-	
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	専用商業施設	122	商業施設	1	-	
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等						
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設						
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			125	興業施設	2	
		(5)劇場、映画館 等				スポーツ施設	1	
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	宿泊・遊興施設	124	遊興施設	2		
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				宿泊施設	1	
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					-	
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					-	
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	独立住宅	131			-	
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	集合住宅	132			-	
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	住商併用建物	123			-	
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用					-	
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	住居併用工場	142			-	
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	111			-	
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	教育文化施設	112	教育施設	1	-	
		(2)小・中・高等学校、保育所 等						
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等						
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）			文化施設	2		
		(5)病院						
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	厚生医療施設	113	医療施設	1		
		(7)神社、寺院、教会 等	教育文化施設	112	厚生施設	2		
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	倉庫運輸関係施設	143	宗教施設	3	-	
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等						
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等			運輸施設等	1		
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	専用工場	141			-	
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）						
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）						
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等						
		(5)自動車修理工場						
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設	150			-	
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	供給処理施設	114	供給施設	1	-	
16. 防衛施設	453	防衛施設					-	
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設					-	

(14) 神奈川県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					神奈川県出典 : 神奈川県データベース定義書(H22市町作業分)									
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容				
土地 自然的 利用	田	201			水田	田	11	農振農用地外	111	-				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	12	農振農用地内	112	-				
	山林	203			樹林地	平坦地山林	130	農振農用地外	121	-				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川、水路、水面	150	農振農用地内	122	-				
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	荒地、海浜、河川敷	160	耕作放棄地	171	-				
住宅用地 （建物用途 現況図の5～9）	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）			住宅用地	210	住宅						
	6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			集合住宅用地	220	集合住宅						
	7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			店舗併用住宅用地	230	店舗併用住宅						
	8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			店舗併用集合住宅用地	240	店舗・事務所との併用集合住宅						
	9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			作業所併用住宅用地	250	作業所併用住宅						
商業用地 （建物用途 現況図の1～4）	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			業務施設用地	260	業務施設						
	2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			商業用地	270	商業施設（A）～（C）、処理施設（A）						
			(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					宿泊施設、娯楽施設（A）～（C）、遊戯施設（A）・（B）						
			(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					宿泊施設、娯楽施設（A）～（C）、遊戯施設（A）・（B）						
			(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					宿泊施設、娯楽施設（A）～（C）、遊戯施設（A）・（B）						
			(5)劇場、映画館等					宿泊施設、娯楽施設（A）～（C）、遊戯施設（A）・（B）						
			(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					宿泊施設、娯楽施設（A）～（C）、遊戯施設（A）・（B）						
			(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					宿泊施設、娯楽施設（A）～（C）、遊戯施設（A）・（B）						
都市的 土地 利用	3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等			商業系用途複合施設用地	2110	商業系用途複合施設用地						
	4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					商業系用途複合施設用地						
	工業用地 （建物用途 現況図の13）	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）			重化学工業用地						
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）				重化学工業施設					
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）				重化学工業施設					
					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等				重化学工業施設					
					(5)自動車修理工場				重化学工業施設					
農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等			農業施設用地	2200	農業施設						
	公益施設用地 （建物 用途現況図の10、11、 15）	214	10. 官公庁施設	420	県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			公共用地	2120	官公庁施設				
					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					官公庁施設				
					(2)小・中・高等学校、保育所等					官公庁施設				
					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等					官公庁施設				
公益施設用地 （建物 用途現況図の10、11、 15）	214		11. 文教厚生施設	421	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 （主に公共施設）			文教・厚生用地	2130	文教厚生施設（A）・（B）				
					(5)病院					文教厚生施設（A）・（B）				
					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等					文教厚生施設（A）・（B）				
					(7)神社、寺院、教会等					文教厚生施設（A）・（B）				
					15. 供給処理施設					文教厚生施設（A）・（B）				
				452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等			供給処理施設	2190	処理施設（B）・（C）				

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					神奈川県出典 : 神奈川県データベース定義書(H22市町作業分)				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
都市的 土地 利用	215	道路、駅前広場	33	道路用地	自動車専用	331	-		
					幅員22m以上	332	-		
					幅員12m以上22m未満	333	-		
					駅前広場	335	-		
					幅員6m以上12m未満	336	-		
					幅員4m以上6m未満	337	-		
					幅員4m未満	338	-		
					鉄道用地	340			鉄道用地
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2) 鈑壳市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3) 立体駐車場、駐輪施設 等	運輸施設用地	2140			運輸倉庫施設(A)・(B)
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	31	都市公園	311	-
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	防衛用地	2210	広場、緑地、運動場等	313	-
その他の空地①	220	ゴルフ場			民間空地	31	ゴルフ場	312	防衛施設
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを 直接整備している土地					企業・大学等のグラン ド、民地の広場等	314	-
その他の空地③	222	平面駐車場		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	その他の空地	32	駐車場	323	-
その他の空地④	223	その他の利用※3					未建築宅地	321	-
							改変工事中の土地	322	-
							その他	324	-
							企業・大学等のグラン ド、民地の広場等	314	-

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

(14) 神奈川県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			神奈川県出典：神奈川県データベース定義書(H22市町作業分)				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	6	業務施設	60	銀行、事務所、N T T、新聞社、放送局
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	商業施設	19	処理施設(A)	191	ガソリンスタンド
		7	商業施設(A) 商業施設(B) 商業施設(C)	71 72 73	小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、その他のサービス施設		
		娯楽施設	9	娯楽施設(B) 娯楽施設(A)	92 91	料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー等風俗営業法による風俗営業関連施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場	
			遊戯施設	遊戯施設(A) 遊戯施設(B) 遊戯施設(B)	101 102 102	ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、ゲームセンター、カラオケボックス 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、ゲームセンター、カラオケボックス	
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊施設	8	宿泊施設	80	ホテル、旅館、カプセルホテル、保養所、民宿（モーテル、ラブホテル等風俗営業法による風俗営業関連施設を除く）
				9	娯楽施設(C)	93	特殊浴場、サウナ、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ等風俗営業法による風俗営業関連施設
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設	11	商業系用途複合施設	110	商業系用途（上記6～10）の複合施設で主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの（主たる用途の床面積が、全体の3/4以上のものについては、上記6～10で表示する）
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅	1	住宅	10	専用住宅（住宅に附属する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	集合住宅	2	集合住宅	20	アパート、マンション、寄宿舎、寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	店舗併用住宅	3	店舗併用住宅	30	住宅と商業・業務用途を併用している場合
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	店舗併用集合住宅	4	宿泊施設との併用 娯楽施設との併用 遊戯施設との併用 上記以外との併用	41 42 43 44	集合住宅と商業、業務、宿泊、娯楽、遊戯、官公庁、文教厚生系用途を併用している場合
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	住居併用工場	5	住居併用工場	50	住宅・集合住宅と工業系用途を併用している場合
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	12	官公庁施設	120	県庁、市役所、町村役場、裁判所、税務署、警察署、郵便局、消防署、巡回派出所（交番）、電話ボックス
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	文教厚生施設	13	文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B) 文教厚生施設(A) 文教厚生施設(B)	131 132 131 132 131 132	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂、博物館 幼稚園、小・中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場（特殊浴場を除く） 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂、博物館 幼稚園、小・中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場（特殊浴場を除く） 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂、博物館 幼稚園、小・中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場（特殊浴場を除く）
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	運輸倉庫施設	14	運輸倉庫施設(B) 運輸倉庫施設(A)	142 141	駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、トラックターミナル、停車場、飛行場、荷捌場、電車車庫、卸売市場 自動車車庫、駐輪施設

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			神奈川県出典：神奈川県データベース定義書(H22市町作業分)				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	重化学工業施設	15	重化学工業施設	150	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	軽工業施設	16	軽工業施設	160	原動力を使用する床面積が150 m ² を超える工場、ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、煉炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵の具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付け、ドライクリーニング（自動車修理工場を除く）
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	サービス工業施設	17	サービス工業施設(B)	172	原動力を使用する床面積が50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、メッキ、合成樹脂の射出成形
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	家内工業施設	18	家内工業施設	180	原動力を使用する床面積が50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5) 自動車修理工場	サービス工業施設	17	サービス工業施設(A)	171	自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農業施設	20	農業施設	200	畜舎、温室、船小屋、農業用納屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	処理施設	19	処理施設(B)	192	消防法による設置許可が必要なもの
					処理施設(C)	193	廃棄物処理場、汚水処理場、火葬場、屠場、発電所、変電所、変圧所、浄水場
16. 防衛施設	453	防衛施設	防衛施設	21	防衛施設	210	自衛隊、米軍提供施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(15) 新潟県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					新潟県出典 : 新潟県都市計画基礎調査要領 平成28年12月 新潟県土木部都市局都市政策課					
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
土地的 利用	田	201		水田 畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場 樹林地 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	田	-		水田 畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス 樹林地 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
	畑	202			畑	-				
	山林	203			山林	-				
	水面	204			水面	-				
	その他自然地	205			その他自然地	-				
都市的 土地利用	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411 専用住宅 (住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地 (建物用途 現況図の10~14)	10. 住宅		専用住宅 (住宅に付隨する物置、車庫を含む)		
			6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等		11. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮		
			7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		12. 店舗併用住宅	住宅（10）と商業施設等（1~9）の併用	住宅（10）と商業施設等（1~9）の併用		
			8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		13. 店舗併用共同住宅		住宅（11）と商業施設等（1~9）の併用		
			9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		14. 作業所併用住宅		住宅（10, 11）と工業系（18~23）の併用		
	商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地 (建物用途 現況図の1~9)	1. 業務施設		事務所、銀行		
			2. 商業施設	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5) 劇場、映画館 等 (6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		2. 商業施設(A)		(B) (C) 以外の物品販売を営む店舗、飲食店		
						3. 商業施設(B)		500 m ² 以内の一定の店舗、飲食店		
						4. 商業施設(C)		150 m ² 以内の一定の店舗、飲食店		
						24. 危険物貯蔵処理施設		消防法による設置許可の必要なものガソリンスタンド		
						2. 商業施設(A)	2. 商業施設(A)	(B) (C) 以外の物品販売を営む店舗、飲食店		
						3. 商業施設(B)		500 m ² 以内の一定の店舗、飲食店		
						4. 商業施設(C)		150 m ² 以内の一定の店舗、飲食店		
						2. 商業施設(A)	2. 商業施設(A)	(B) (C) 以外の物品販売を営む店舗、飲食店		
						3. 商業施設(B)		500 m ² 以内の一定の店舗、飲食店		
						4. 商業施設(C)		150 m ² 以内の一定の店舗、飲食店		
			3. 宿泊施設	(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	商業用地 (建物用途 現況図の1~9)	6. 娯楽施設(A)		客席数が200m ² 以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、個室付公衆浴場等		
						7. 娯楽施設(B)		客席数が200m ² 未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場		
						6. 娯楽施設(A)		客席数が200m ² 以上以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、個室付公衆浴場等		
						7. 娯楽施設(B)		客席数が200m ² 未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場		
						8. 遊戯施設		ボーリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、カラオケボックス等		
	工業用地 (建物用途 現況図の13)	213	13. 工場	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4) 50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5) 自動車修理工場	工業用地 (建物用途 現況図の18~24)	20. 重工業施設		アスファルト精製、金属の溶解または精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造		
						21. 軽工業施設		原動機を使用する150 m ² を超える工場、ぼろ・綿の選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵の具の製造、塗料の加熱乾燥吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング		
						22. サービス工業施設		原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製、メッキ、合成樹脂の射出形成		
						23. 家内工業施設		原動機を使用する50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場		
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等						

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					新潟県出典 : 新潟県都市計画基礎調査要領 平成28年12月 新潟県土木部都市局都市政策課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
都 市 的 土 地 利 用	公益施設用地 (建物用途現況図の10、11、15)	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地 (建物用途現況図の15~17、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所)	-	15. 官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所	
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			16. 文教厚生施設(A)		大学、高等専門学校、専修学校、病院
				(2)小・中・高等学校、保育所 等			17. 文教厚生施設(B)		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、保育所、公衆浴場、診療所、神社、寺院、教会等
		11. 文教厚生施設	421	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			16. 文教厚生施設(A)		大学、高等専門学校、専修学校、病院
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)			17. 文教厚生施設(B)		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、保育所、公衆浴場、診療所、神社、寺院、教会等
				(5)病院					処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					消防法による設置許可の必要なものガソリンスタンド
				(7)神社、寺院、教会 等					道路、駅前広場
		15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		工业用地 (建物用途現況図の18~24)	-	24. 危険物貯蔵処理施設	道路、駅前広場
				道路、駅前広場					
	道路用地	215	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地	-	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾	
					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等				
					(3)立体駐車場、駐輪施設 等				
公共交通用地 (建物用途現況図の12)	216				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-	公園・緑地、広場、運動場、墓園	
公共空地	217				防衛施設用地	その他公的施設用地	-	防衛施設用地	
その他公的施設用地	218				参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	その他の空地	-		改変工事中の土地、未利用地、平面駐車場、ゴルフ場
その他の空地①	220	ゴルフ場							
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地							
その他の空地③	222	平面駐車場							
その他の空地④	223	その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

工業用地の建物用途現況図「18. 運輸倉庫施設(A)」「19. 運輸倉庫施設(B)」は、土地利用分類の「交通施設用地」の内容と同義のため、未掲載。

(15) 新潟県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			新潟県出典： 新潟県都市計画基礎調査要領 平成28年12月 新潟県土木部都市局都市政策課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行
2. 商業施設	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設(A)	-			(B) (C) 以外の物品販売を営む店舗、飲食店
			3. 商業施設(B)	-			500 m ² 以内の一定の店舗、飲食店
			4. 商業施設(C)	-			150 m ² 以内の一定の店舗、飲食店
			24. 危険物貯蔵処理施設	-			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
		(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2. 商業施設(A)	-			(B) (C) 以外の物品販売を営む店舗、飲食店
			3. 商業施設(B)	-			500 m ² 以内の一定の店舗、飲食店
			4. 商業施設(C)	-			150 m ² 以内の一定の店舗、飲食店
		(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	2. 商業施設(A)	-			(B) (C) 以外の物品販売を営む店舗、飲食店
			3. 商業施設(B)	-			500 m ² 以内の一定の店舗、飲食店
			4. 商業施設(C)	-			150 m ² 以内の一定の店舗、飲食店
		(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	6. 娯楽施設(A)	-			客席数が200 m ² 以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、個室付公衆浴場等
			7. 娯楽施設(B)	-			客席数が200 m ² 未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場
		(5) 劇場、映画館 等	6. 娯楽施設(A)	-			客席数が200 m ² 以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、個室付公衆浴場等
			7. 娯楽施設(B)	-			客席数が200 m ² 未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場
		(6) ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	8. 遊戯施設	-			ボーリング場、スケート場、水泳場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、カラオケボックス等
		(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	5. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、モーテル、民宿
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	9. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～8）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	10. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	11. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	12. 店舗併用住宅	-			住宅（10）と商業施設等（1～9）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	13. 店舗併用共同住宅	-			住宅（11）と商業施設等（1～9）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	14. 作業所併用住宅	-			住宅（10, 11）と工業系（18～23）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	15. 官公庁施設	-			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	16. 文教厚生施設(A)	-			大学、高等専門学校、専修学校、病院
			17. 文教厚生施設(B)	-			幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、保育所、公衆浴場、診療所、神社、寺院、教会等
		(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	16. 文教厚生施設(A)	-			大学、高等専門学校、専修学校、病院
			17. 文教厚生施設(B)	-		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、保育所、公衆浴場、診療所、神社、寺院、教会等	
12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	18. 運輸倉庫施設(A)	-			営業用倉庫、3階以上または300 m ² 以上の自動車車庫駅舎、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、空港
			19. 運輸倉庫施設(B)	-			階以下かつ300 m ² 以下の自動車車庫

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			新潟県出典： 新潟県都市計画基礎調査要領 平成28年12月 新潟県土木部都市局都市政策課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	20. 重工業施設	-			アスファルト精製、金属の溶解または精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	21. 軽工業施設	-			原動機を使用する150 m ² をこえる工場、ぼろ・綿の選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵の具の製造、塗料の加熱乾燥吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	22. サービス工業施設	-			原動機を使用する50 m ² をこえる工場、印刷、木材の引割、機械撲糸、魚肉の練製品、セメント製品の製、メッキ、合成樹脂の射出形成
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	23. 家内工業施設	-			原動機を使用する50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5) 自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	25. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業所
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	24. 危険物貯蔵処理施設	-			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
16. 防衛施設	453	防衛施設	26. その他	-			処理場、浄水場、火葬場、発電所、防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(16) 富山県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					富山県出典 : 国要領に準拠して調査を実施。コードは未設定のため空欄。				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田	田	-		水田	水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
	山林	203		樹林地	山林	-		樹林地	樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
住宅用地 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地 現況図の5~9)	-	5. 住宅		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			7. 店舗等併用住宅		住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			8. 店舗等併用共同住宅		住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用
		9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			9. 作業所併用住宅		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用
商業用地 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地 現況図の1~4)	-	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		
				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		
				(5)劇場、映画館 等			(5)劇場、映画館 等		
				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		
工業用地 現況図の13)	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	商業用地 現況図の1~4)	-	3. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
				4. 商業系用途複合施設			4. 商業系用途複合施設		商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
				(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）			13. 工場		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
				(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
				(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）
農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	4. (5)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	-	14. 農林漁業用施設		(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
				(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
				10. 官公庁施設			10. 官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
				11. 文教厚生施設	公益施設用地 （建物用途現況図の10, 11, 15）	-	11. 文教厚生施設		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
				15. 供給処理施設			15. 供給処理施設		(2)小・中・高等学校、保育所 等
公益施設用地 （建物用途現況図の10, 11, 15）	214		420	1. 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等			(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等		
				(2)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）		
				(3)小・中・高等学校、保育所 等			(5)病院		
				(4)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		
				(5)病院			(7)神社、寺院、教会 等		
道路用地	215			16. 处理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	道路用地	-	16. 处理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		17. 道路、駅前広場
				17. 道路、駅前広場			17. 道路、駅前広場		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
				18. 交通施設用地（建物用途現況図の12）			18. 交通施設用地（建物用途現況図の12）		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等			(3)立体駐車場、駐輪施設 等		
				19. 公共空地			19. 公共空地		公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	216	12. 運輸倉庫施設	431	20. 防衛施設用地	その他公的施設用地	-	20. 防衛施設用地		防衛施設用地
				21. 参考			21. 参考		
				454(建物コード)			454(建物コード)		
				<旧土地利用細分用途>			<旧土地利用細分用途>		
				平面駐車場			平面駐車場		
その他の空地①	220			22. ゴルフ場	その他他の空地①	-	22. ゴルフ場		22. ゴルフ場
				23. 平面駐車場			23. 平面駐車場		
その他の空地②	221			24. 未利用地	その他他の空地②	-	24. 未利用地		24. 未利用地
				25. 建物跡地			25. 建物跡地		
その他の空地③	222			26. 資材置場	その他他の空地③	-	26. 資材置場		26. 資材置場
				27. 改建工事中の土地			27. 改建工事中の土地		
その他の空地④	223			28. 未利用地	その他他の空地④	-	28. 未利用地		28. 未利用地
				29. 建物跡地			29. 建物跡地		

(16) 富山県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			富山県出典：国要領に準拠して調査を実施。コードは未設定のため空欄。				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

・富山県は、国の都市計画基礎調査実施要領に基づいて実施。

・要領で定められている用途区分、細分用途及び用途内容は実施要領と同内容、定められていないコードは空欄。

(17) 石川県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					石川県出典 : 平成27年度 都市計画基礎調査業務委託 土地利用調書 平成28年3月 金沢市					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土 自 然 利 用	田	201			水田	田	10			-
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	20			-
	山林	203			樹林地	山林	30			-
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	40			-
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	50			-
住宅用地 (建物用途現況図の5~9)	5. 住宅	411			専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地	60			-
	6. 共同住宅	412			アパート、マンション、長屋、寮等					-
	7. 店舗等併用住宅	413			住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用					-
	8. 店舗等併用共同住宅	414			住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用					-
	9. 作業所併用住宅	415			住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用					-
商業用地 (建物用途現況図の1~4)	1. 業務施設	401			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地	70			-
	2. 商業施設	402			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					-
	3. 宿泊施設	403			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等					-
	4. 商業系用途複合施設	404			商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					-
	13. 工場	441			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等 (5)自動車修理工場	工業用地	80			
都市的 土地 利用	213	14. 農林漁業用施設	451		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等					農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場等
	219	10. 官公庁施設	420		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等		公益施設用地	90		官公庁施設、学校施設、保育所、病院、診療所、神社、寺、図書館等
	214	11. 文教厚生施設	421		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等					
		15. 供給処理施設	452		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
	215	道路用地			道路、駅前広場	道路用地	100			-
交通施設用地 (建物用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等	交通施設用地	110			立体駐車場、鉄道用地、港湾用地等
	217	公共空地			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	120			公園・緑地、広場、運動場、墓園等
	218	その他公的施設用地			防衛施設用地	その他公的施設用地	130			自衛隊施設用地等
その他の空地①	220	ゴルフ場			参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他の空地	140			改変工事中の土地、建物跡地、都市的状況の未利用地、平面駐車場、ゴルフ場等
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					
その他の空地③	222	平面駐車場								
その他の空地④	223	その他の利用※3								

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(17) 石川県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			石川県出典： 平成27年度 都市計画基礎調査業務委託 建物用途現況調書 平成28年3月 金沢市				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	10			事務所、銀行
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	19. 危険物貯蔵・処理施設	190			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2. 商業施設	20			百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	4. 娯楽施設	40			劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、特殊浴場（サウナ等）、飲み屋
		(5)劇場、映画館 等			50		
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	30			ホテル、旅館、モーテル、民宿
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	5. 商業系用途複合施設	60			商業系用途（上の1~4）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	6. 住宅	70			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	7. 共同住宅	80			アパート、マンション、長屋、寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	8. 店舗併用住宅	90			住宅（上の6）と商業施設等（上の1~5）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	9. 店舗併用共同住宅	100			共同住宅（上の7）と商業施設等（上の1~5）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	10. 作業所併用共同住宅	110			住宅施設（上の6~7）と工業系用途（下の14~18）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	11. 官公庁施設	120			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	12. 文教厚生施設(A)	131			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	13. 文教厚生施設(B)	132			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	12. 文教厚生施設(A)	131			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					
		(5)病院	13. 文教厚生施設(B)	132			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	14. 運輸倉庫施設	140			駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	15. 重工業施設	150			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	16. 軽工業施設	160			原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	17. サービス工業施設	170			原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出形成
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	18. 家内工業施設	180			原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5)自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	20. 農林漁業用施設	200			農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	19. 危険物貯蔵・処理施設	190			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
16. 防衛施設	453	防衛施設	26. その他	210			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	26. その他	210			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設

(18) 福井県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					福井県出典：都市計画基礎調査及びデータ分析業務 調査説明会資料 平成28年7月14日 福井県土木部都市計画課 平成28年度都市計画基礎調査及びデータ分析 平成29年3月 福井県 福井市・永平寺町				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田 201			水田 畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	農地 山林 水面 その他自然地	農地 山林 水面 その他自然地			水田、畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス 樹林地 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
	畑 202			樹林地					樹林地
	山林 203			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	水面 204			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸					原野・牧野、荒れ地（注1）、低湿地、河川敷、河川堤防法面、海浜、湖岸、土砂採取場等、道路法面（注2）
	その他自然地 205			5. 住宅 411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む） 6. 共同住宅 412 アパート、マンション、長屋、寮 等 7. 店舗等併用住宅 413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用 8. 店舗等併用共同住宅 414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用 9. 作業所併用住宅 415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	住宅用地（建物用途現況図の5～9） 211	住宅用地（建物用途分類の7～11）			7. 住宅 専用住宅（住宅に付属する物置、車庫を含む）。 8. 共同住宅 アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿。 9. 店舗併用住宅 住宅（上記7）と商業業務用途（1、2）を併用している場合で、商業業務用途の床面積が全体の1/2以下、かつ50m ² 以下。（それ以外は上記の1、2として扱う） 10. 店舗併用共同住宅 共同住宅（上記8）と商業系用途（1、2）を併用している場合。（3～5を併設する場合は当該用途として扱う。） 11. 作業所併用住宅 住宅（上記7）と家内工業用途（下記21）を併用している場合で、作業場の床面積が全体の1/2以下、かつ50m ² 以下。（それ以外は下記21として扱う）
都市的 土地利用	1. 業務施設 401			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（建物用途分類の1～6） 212	商業用地（建物用途分類の1～6）			1. 業務施設 事務所、銀行の本店、業務サービス施設。事務所併用住宅で業務用途の床面積が全体の1/2以上、または50m ² 以上のもの。
	2. 商業施設 402			(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5) 劇場、映画館 等 (6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					22. 危険物貯蔵・処理施設 (1) ガソリンスタンド。 百貨店、小売店、卸売店、その他物品販売施設。食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設。理容店、美容院、レンタル業、賃屋、結婚式場、学習塾、その他教室。店舗併用住宅でも商業用途の床面積が全体の1/2以上、または50m ² 以上のもの。 (A) 劇場、映画館、演芸場、観覧場等の民営施設。 (B) 料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ。 (C) 個室付浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ。 ※上記(B)(C)は、風営法の風俗関連営業施設
	3. 宿泊施設 403			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					(A) ポーリング場、スケート場、バッティングセンター、ゴルフ練習場等の民営運動施設。 (B) 自動車教習所。 (C) マージャン屋、パチンコ屋、場外車（馬）券売場、ビリヤード場、ゲームセンター等。 (D) カラオケボックス等。
	4. 商業系用途複合施設 404			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					3. 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿（下記4のモーテル、ラブホテル等風俗関連営業施設を除く）。 6. 商業系用途複合施設 商業系用途（上記1～5）の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。（3/4以上の場合は上記1～5として扱う）
	13. 工場 213			(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可） (4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5) 自動車修理工場	工業用地（建物用途分類の15～23、24注3） 441	工業用地（建物用途分類の15～23、24注3）			17. 重工業施設 アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マツチ、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、金属の鍛造等を行う全ての工場。
									18. 軽工業施設 原動機を使用する150m ² を超える工場（上記17を除く）。ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の吹付加熱乾燥、引火性溶剤を用いるドライクリーニング等。
									20. サービス工業施設（2） 原動機を使用する50～150m ² の工場（上記17、18を除く）。150m ² 以下の全ての印刷、木材、石材の引割、金属の切削、機織撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形加工等の工場。
									21. 家内工業施設 原動機を使用する50m ² 未満の工場（17～20を除く）。原動機を使用しない機を使用しない工場。
									19. サービス工業施設（1） 自動車修理工場（作業所併用住宅を除く）。

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					福井県出典 : 都市計画基礎調査及びデータ分析業務 調査説明会資料 平成28年7月14日 福井県土木部都市計画課 平成28年度都市計画基礎調査及びデータ分析 平成29年3月 福井県 福井市・永平寺町					
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
都 市 的 土 地 利 用	農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	公益施設用地 (建物用途現況図の10、11、15) (建物用途分類の15~23、24注3)	工業用地 (建物用途分類の15~23、24注3)	-	24. 農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場。(付属物を除く)	
		10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等				12. 官公庁施設	(A) 巡査派出所、公衆電話所。郵便局で 500 m ² 以内のもの。地方公共団体の支所で 600 m ² 以内のもの。 (B) 県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、消防署、警察署、保健所。		
		11. 文教厚生施設	421 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等				13. 文教厚生施設(1)	(A) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院。 (B) 体育館、競技場、公会堂、美術館、博物館、文化会館、市民会館。		
							14. 文教厚生施設(2)	(A) 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校。 (B) 保育所、診療所、一般公衆浴場、神社、寺院、教会。 (C) 身体障害者福祉ホーム、老人ホーム等(居住を伴うもの)、図書館。 (D) 老人福祉センター、児童厚生施設。		
							13. 文教厚生施設(1)			
							14. 文教厚生施設(2)			
							25. その他	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設。		
							23. 危険物貯蔵・処理施設(2)			
							道路用地	消防法による設置許可が必要なもの。		
		12. 運輸倉庫施設	431 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等			道路用地	道路用地	道路、駅前広場、道路法面(注4)		
		217 公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園			交通施設用地	交通施設用地	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾		
		218 その他公的施設用地	防衛施設用地			公共空地	公共空地	公園・緑地、広場、運動場、墓園		
		220 その他の空地①	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場		25. その他	25. その他	25. その他	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設。		
		221 その他の空地②			ゴルフ場・スキー場	ゴルフ場・スキー場	ゴルフ場、スキー場	改変工事中の土地、未利用地(注6)		
		222 その他の空地③			都市的未利用地	都市的未利用地	改変工事中の土地、未利用地(注6)	改変工事中の土地、未利用地(注5)		
		223 その他の空地④			平面駐車場	平面駐車場	平面駐車場	改変工事中の土地、未利用地(注6)		

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

「工業用地の「15. 運輸倉庫施設(1)」「16. 運輸倉庫施設(2)」は、交通施設用地と重複のため未掲載、「22. 危険物貯蔵・処理施設(1)」はガソリンスタンドのため商業地に割り振り、「23. 危険物貯蔵・処理施設(2)」は「公益施設用地」の「供給処理施設」に割り振り、「24. 農林漁業用施設」は「農林漁業用施設」に記載している。

(18) 福井県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			福井県出典：都市計画基礎調査及びデータ分析業務 調査説明会資料 平成28年7月14日 福井県土木部都市計画課 平成28年度都市計画基礎調査及びデータ分析 平成29年3月 福井県 福井市・永平寺町				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行の本店、業務サービス施設。事務所併用住宅で業務用途の床面積が全体の1/2以上、または50 m ² 以上のもの。
2. 商業施設	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	22. 危険物貯蔵・処理施設(1)	-			ガソリンスタンド。
		(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2. 商業施設	-			百貨店、小売店、卸売店、その他物品販売施設。食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設。理容店、美容院、レンタル業、質屋、結婚式場、学習塾、その他教室。店舗併用住宅でも商業用途の床面積が全体の1/2以上、または50 m ² 以上のもの。
		(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	4. 娯楽施設	-			(A) 劇場、映画館、演芸場、観覧場等の民営施設。 (B) 料理店、バー、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ。 (C) 個室付浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ。 ※上記(B)(C)は、風営法の風俗関連営業施設
		(5) 劇場、映画館 等					
		(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	5. 遊戯施設	-			(A) ボーリング場、スケート場、バッティングセンター、ゴルフ練習場等の民営運動施設。 (B) 自動車教習所。 (C) マージャン屋、パチンコ屋、場外車(馬)券売場、ビリヤード場、ゲームセンター等。 (D) カラオケボックス等。
		(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿(下記4のモーテル、ラブホテル等風俗関連営業施設を除く)。
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6. 商業系用途複合施設	-			商業系用途(上記1~5)の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。(3/4以上の場合は上記1~5として扱う)
5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	7. 住宅	-			専用住宅(住宅に付属する物置、車庫を含む)。
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	8. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿。
7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用	9. 店舗併用住宅	-			住宅(上記7)と商業業務用途(1, 2)を併用している場合で、商業業務用途の床面積が全体の1/2以下、かつ50 m ² 以下。(それ以外は上記の1, 2として扱う)
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用	10. 店舗併用共同住宅	-			共同住宅(上記8)と商業系用途(1, 2)を併用している場合。(3~5を併設する場合は当該用途として扱う。)
9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用	11. 作業所併用住宅	-			住宅(上記7)と家内工業用途(下記21)を併用している場合で、作業場の床面積が全体の1/2以下、かつ50 m ² 以下。(それ以外は下記21として扱う)
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12. 官公庁施設	-			(A) 巡査派出所、公衆電話所。郵便局で500 m ² 以内のもの。地方公共団体の支所で600 m ² 以内のもの。 (B) 県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、消防署、警察署、保健所。

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			福井県出典：都市計画基礎調査及びデータ分析業務 調査説明会資料 平成28年7月14日 福井県土木部都市計画課 平成28年度都市計画基礎調査及びデータ分析 平成29年3月 福井県 福井市・永平寺町				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
11. 文教厚生施設	421	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13. 文教厚生施設(1)	-			(A) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院。 (B) 体育館、競技場、公会堂、美術館、博物館、文化会館、市民会館。
		(2) 小・中・高等学校、保育所 等	14. 文教厚生施設(2)	-			(A) 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校。 (B) 保育所、診療所、一般公衆浴場、神社、寺院、教会。 (C) 身体障害者福祉ホーム、老人ホーム等(居住を伴うもの)、図書館。 (D) 老人福祉センター、児童厚生施設。
		(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	13. 文教厚生施設(1)	-			(A) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院。 (B) 体育館、競技場、公会堂、美術館、博物館、文化会館、市民会館。
		(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(A) 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校。 (B) 保育所、診療所、一般公衆浴場、神社、寺院、教会。 (C) 身体障害者福祉ホーム、老人ホーム等(居住を伴うもの)、図書館。 (D) 老人福祉センター、児童厚生施設。
		(5) 病院	14. 文教厚生施設(2)	-			(A) 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校。 (B) 保育所、診療所、一般公衆浴場、神社、寺院、教会。 (C) 身体障害者福祉ホーム、老人ホーム等(居住を伴うもの)、図書館。 (D) 老人福祉センター、児童厚生施設。
		(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(A) 幼稚園、小・中・高等学校、養護学校。 (B) 保育所、診療所、一般公衆浴場、神社、寺院、教会。 (C) 身体障害者福祉ホーム、老人ホーム等(居住を伴うもの)、図書館。 (D) 老人福祉センター、児童厚生施設。
		(7) 神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	16. 運輸倉庫施設(2)	-			駅舎、バスターミナル、倉庫(小規模な付属倉庫、自己用倉庫は適格)、配送センター、トラックターミナル。
		(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3) 立体駐車場、駐輪施設 等	15. 運輸倉庫施設(1)	-			自動車車庫(付属車庫を除く)。
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	17. 重工業施設	-			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、金属の鍛造等を行う全ての工場。
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	18. 軽工業施設	-			原動機を使用する150 m ² を超える工場(上記17を除く)。ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の吹付加熱乾燥、引火性溶剤を用いるドライクリーニング等。
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）	20. サービス工業施設(2)	-			原動機を使用する50～150 m ² の工場(上記17、18を除く)。150 m ² 以下の全ての印刷、木材、石材の引割、金属の切削、機織撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形加工等の工場。
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	21. 家内工業施設	-			原動機を使用する50 m ² 未満の工場(17～20を除く)。原動機を使用しない機を使用しない工場。
		(5) 自動車修理工場	19. サービス工業施設(1)	-			自動車修理工場(作業所併用住宅を除く)。
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	24. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場。(付属物を除く)
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	23. 危険物貯蔵・処理施設(2)	-			消防法による設置許可が必要なもの。
			25. その他	-			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設。
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設					

(19) 山梨県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					山梨県出典： 山梨県都市計画基礎調査実施要領 平成26年3月 山梨県県土整備部都市計画課 ※実施要領内記載のGIS作成要領は定義書該当				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土 自 然 的 利 用	田	201		水田	田	1		水田	水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
	山林	203		樹林地	山林	4		樹林地	樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	5		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	自然地	6		低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
					その他自然地	7		原野・牧野、荒れ地	原野・牧野、荒れ地
					耕作放棄地	3		耕作放棄地、遊休農地	耕作放棄地、遊休農地
都 市 的 土 地 利 用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途別現況図の7～11）	7. 住宅		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）	専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
			6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等		8. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等	アパート、マンション、長屋、寮 等
			7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		9. 店舗等併用住宅		住宅（上の7）と商業施設等（上の1～6, 下の12～14）の併用	住宅（上の7）と商業施設等（上の1～6, 下の12～14）の併用
			8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		10. 店舗等併用共同住宅		住宅（上の8）と商業施設等（上の1～6, 下の12～14）の併用	住宅（上の8）と商業施設等（上の1～6, 下の12～14）の併用
			9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		11. 作業所併用住宅		住宅（上の7, 8）と工業系用途（下の16～20）の併用	住宅（上の7, 8）と工業系用途（下の16～20）の併用
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（建物用途別現況図の1～6）	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
			2. 商業施設	402 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		2. 商業施設		百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配、理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 等	百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配、理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 等
			3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		4. 娯楽施設		劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
			4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		5. 遊戯施設		ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券販売所 等	ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券販売所 等
						6. 商業系用途複合施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
工 業 用 地	工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441 (1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	工業用地（建物用途現況図の16～20）	16. 重工業施設		危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
						17. 軽工業施設		原動機を使用する150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	原動機を使用する150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
						18. サービス工業施設		原動機を使用する50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造、金属の加工・印刷、木工所、めっき 等（住居地域において立地不可）	原動機を使用する50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造、金属の加工・印刷、木工所、めっき 等（住居地域において立地不可）
						19. 家内工業施設		50 m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	50 m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
						20. 自動車修理工場		自動車修理工場	自動車修理工場
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地（建物用途現況図の21）	11	21. 農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業所 等	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業所 等
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）		10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物用途別現況図の12、13、14、22）	12	12. 官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
			11. 文教厚生施設	421 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	13. 文教厚生施設（A）	大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）、病院 等		大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）、病院 等	
					14. 文教厚生施設（B）	小・中・高等学校、保育所、図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園、診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所、神社、寺院、教会 等		小・中・高等学校、保育所、図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園、診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所、神社、寺院、教会 等	
					13. 文教厚生施設（A）	大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）、病院 等		大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）、病院 等	
					14. 文教厚生施設（B）	小・中・高等学校、保育所、図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園、診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所、神社、寺院、教会 等		小・中・高等学校、保育所、図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園、診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所、神社、寺院、教会 等	
			15. 供給処理施設	452 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	22. 供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
道路用地	215			道路、駅前広場	13			道路、駅前広場	道路、駅前広場
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地（建物用途現況図の15）	14	15. 運輸倉庫施設		駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設、卸売市場、倉庫、トラックターミナル、立体駐車場、駐輪施設 等	駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設、卸売市場、倉庫、トラックターミナル、立体駐車場、駐輪施設 等
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	15			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	16			防衛施設用地	防衛施設用地
その他の空地①	220	ゴルフ場							
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他の空地	17			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場
その他の空地③	222	平面駐車場							
その他の空地④	223	その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(19) 山梨県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）		山梨県出典：		山梨県都市計画基礎調査実施要領 平成26年3月 山梨県県土整備部都市計画課 ※実施要領内記載のGIS作成要領は定義書該当			
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	2			百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配、理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		4. 娯楽施設	4		劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		5. 遊戯施設	5		ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券販売所 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6. 商業系用途複合施設	6			商業系用途（上の1~5）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	7. 住宅	7			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	8. 共同住宅	8			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	9. 店舗等併用住宅	9			住宅（上の7）と商業施設等（上の1~6, 下の12~14）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	10. 店舗等併用共同住宅	10			住宅（上の8）と商業施設等（上の1~6, 下の12~14）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	11. 作業所併用住宅	11			住宅（上の7, 8）と工業系用途（下の16~20）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12. 官公庁施設	12			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13. 文教厚生施設（A）	13			大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他スポーツ施設（主に公共施設）、病院 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	14. 文教厚生施設（B）	14			小・中・高等学校、保育所、図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園、診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所、神社、寺院、教会 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他スポーツ施設（主に公共施設）	13. 文教厚生施設（A）	13			大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所、体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他スポーツ施設（主に公共施設）、病院 等
		(5)病院					
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	14. 文教厚生施設（B）	14			小・中・高等学校、保育所、図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園、診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所、神社、寺院、教会 等
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスタークーミナル、港湾・空港施設 等	15. 運輸倉庫施設	15			駅舎、電車車庫、バスタークーミナル、港湾・空港施設、卸売市場、倉庫、トラックターミナル、立体駐車場、駐輪施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	16. 重工業施設	16			危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	17. 軽工業施設	17			原動機を使用する150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	18. サービス工業施設	18			原動機を使用する50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	19. 家内工業施設	19			50 m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場	20. 自動車修理工場	20			自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	21. 農林漁業用施設	21			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業所 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	22. 供給処理施設	22			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	23. 防衛施設	23			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	24. その他	24			仮設建築物その他1~23に分類できない施設
			25. 空き家等	25			空き家、空き店舗・事務所、空き工場 等

(20) 長野県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					長野県出典：都市計画基礎調査実施要領（調査様式）平成30年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 諏訪市GISデータ説明書					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201			水田	田	1			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5			原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
都市的 土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211		5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途別現況図の7～11）	6		7. 住宅	専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等				8. 共同住宅	アパート、マンション、長屋、寮 等
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用				9. 店舗併用住宅	住宅（上の7）と商業施設等（1～6）の併用
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用				10. 店舗併用共同住宅	住宅（上の8）と商業施設等（1～6）の併用
				9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用				11. 作業所併用共同住宅	住宅（上の7, 8）と工業系用途（下の15～19）の併用
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（建物用途別現況図の1～6）	7		1. 業務施設	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
				2. 商業施設	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等				2. 商業施設	百貨店、小売店、卸売店、（※ガソリンスタンドは「危険物貯蔵・処理施設」として区分）、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配、理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 等
					(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				4. 娯楽施設	劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
					(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				5. 遊戯施設	ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
					(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				3. 宿泊施設	劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
					(5) 劇場、映画館 等				6. 商業系用途複合施設	ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ、マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券販売所 等
				3. 宿泊施設	(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				16. 重工業施設	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
					(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				17. 軽工業施設	原動機を使用する150 m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	213	13. 工場	441	4. 商業系用途複合施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	工業用地（建物用途現況図の15～20）	8		18. サービス工業施設	原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械搬送、魚肉の練製品、セメント製品の製造、合成樹脂の射出形成
				441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）				19. 家内工業施設	原動機を使用する50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
					(2) 原動機を使用する150 m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					
					(3) 原動機を使用する50 m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					
					(4) 50 m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	14. 農林漁業用施設	451	10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物用途現況図の12～14、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所）	9		12. 官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所
				11. 文教厚生施設	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公の研究所 等				13. 文教厚生施設（A）	大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
					(2) 小・中・高等学校、保育所 等				14. 文教厚生施設（B）	小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
					(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等				13. 文教厚生施設（A）	大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
					(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）				14. 文教厚生施設（B）	小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
					(5) 病院					処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
					(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
				15. 供給処理施設	452 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等					
道路用地	215	12. 運輸倉庫施設	431	道路、駅前広場	道路用地	10	交通施設用地	11	道路、駅前広場	道路、駅前広場
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216			(1) 駅舎、電車車庫、バスタークニナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地	11			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
公共空地	217			(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	公共空地	12				公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218	220. ゴルフ場	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	公園・緑地、広場、運動場、墓園	その他公的施設用地	13	その他他の空地	14	防衛施設用地	防衛施設用地
その他の空地①	220			防衛施設用地	その他他の空地	14			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場
その他の空地②	221			参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	その他他の空地	14				
その他の空地③	222	222. 平面駐車場								
その他の空地④	223	223. その他の利用※3								

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(20) 長野県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			長野県出典：都市計画基礎調査実施要領（調査様式）平成30年4月 長野県建設部都市・まちづくり課 諭訪市GISデータ説明書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	20. 危険物貯蔵・処理施設	20			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2. 商業施設	2			百貨店、小売店、卸売店、（※ガソリンスタンドは上の「20. 危険物貯蔵・処理施設」として区分）、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配、理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	4. 娯楽施設	4			劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等	5. 遊戯施設	5			ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6. 商業系用途複合施設	6			商業系用途（上の1～5）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	7. 住宅	7			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	8. 共同住宅	8			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	9. 店舗併用住宅	9			住宅（上の7）と商業施設等（1～6）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	10. 店舗併用共同住宅	10			住宅（上の8）と商業施設等（1～6）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	11. 作業所併用共同住宅	11			住宅（上の7, 8）と工業系用途（下の15～19）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12. 官公庁施設	12			県市町村庁舎、裁判所、税務所、警察署、消防署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13. 文教厚生施設（A）	13			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	14. 文教厚生施設（B）	14			小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	13. 文教厚生施設（A）	13			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(5)病院	14. 文教厚生施設（B）	14			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	15. 運輸倉庫施設	15			駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	16. 重工業施設	16			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	17. 軽工業施設	17			原動機を使用する150 m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	18. サービス工業施設	18			原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械撲糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出形成
		(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	19. 家内工業施設	19			原動機を使用する50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5)自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	21. 農林漁業用施設	21			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	20. 危険物貯蔵・処理施設	20			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
			22. その他	22			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設					

(21) 岐阜県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					岐阜県出典： 平成29年度 第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建築部都市政策課（県・市町村実施分） 第9回都市計画基礎調査データ定義書（案）					
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
土地的 自然 利用	田	201		水田	田	1			水田	
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	
	山林	203		樹林地	山林	3			樹林地	
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
都市的 土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	5. 住宅	6		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）	
			6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等		6. 共同住宅			アパート、マンション、長屋、寮 等	
			7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		7. 店舗等併用住宅			住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
			8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		8. 店舗等併用共同住宅			住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	
			9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		9. 作業所併用住宅			住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（建物用途現況図の1～4）	1. 業務施設			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
				402 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		2. 商業施設			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
			3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		3. 宿泊施設			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
			4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		4. 商業系用途複合施設			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	工業用地（建物用途現況図の13）	8	13. 工場			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場
	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		9	14. 農林漁業用施設			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
	公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		10	10. 官公庁施設			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
			11. 文教厚生施設	421 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等		11	11. 文教厚生施設			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等
			15. 供給処理施設	452 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		12	15. 供給処理施設			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	11			道路、駅前広場	
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地（建物用途現況図の12）	12	12. 運輸倉庫施設		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	13			公園・緑地、広場、運動場、墓園	
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	その他公的施設用地	14			防衛施設用地	
その他の空地①	220			参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他の空地	15			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地						
その他の空地③	222			平面駐車場						
その他の空地④	223			その他の利用※3						

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(21) 岐阜県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			岐阜県出典：平成29年度 第9回都市計画基礎調査実施要綱 岐阜県都市建築部都市政策課（県・市町村実施分） 第9回都市計画基礎調査データ定義書(案)				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	2. 商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	4			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	5			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	7			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	8			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	9			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	11. 文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	12. 運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	13. 工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	17			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(22) 静岡県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					静岡県出典 : 平成30年度 都市計画基礎調査綱 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 平成30年度 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田	田	1			水田（休耕地を含む）
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、ビニールハウス（休耕地を含む）
	山林	203		樹林地	山林	3			樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	自然地	5			低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
					その他自然地	6			原野・牧野、荒れ地（注1）
都市的 土地 利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地	7			住宅、共同住宅、店舗併用住宅（注2）、店舗併用共同住宅の敷地、作業所併用住宅（注3）
			6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等					
			7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					
			8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					
			9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用					
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業用地	8			業務、商業、宿泊、娯楽、遊技施設用地、ゴルフ場
			2. 商業施設	402 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館、等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
			3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					
			4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	工業用地	9			工場、作業所、倉庫、危険物貯蔵処理施設用地
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設用地	10				納屋・畜舎・温室・船小屋の敷地、農林漁業作業場、養鶏（牛・豚）場
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設 11. 文教厚生施設 15. 供給処理施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等 421 (8)処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	公益施設用地	11			官公庁・文教厚生施設用地、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、市場等	
道路用地	215		452 道路、駅前広場	道路用地	12				道路、駅前広場
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地	13				自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
公共空地	217		432 公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	14				公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218		433 防衛施設用地	その他公的施設用地	15				防衛施設用地
その他の空地①	220		434 参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他の空地	16				未利用地（注4）、平面駐車場
その他の空地②	221		455 太陽光発電のシステムを直接整備している土地						
その他の空地③	222		456 平面駐車場						
その他の空地④	223		457 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場						

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(注1) 耕作放棄地等、自然的状況の荒れ地

(注2) 住宅が商業業務施設を併用しているもので、建築基準法施行令第130条の3に該当すると思われるものを目安とする。

(注3) 作業所併用住宅については、建築基準法施行令第130条の6に該当すると思われるものを目安とする。

(22) 静岡県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			静岡県出典：平成30年度 都市計画基礎調査要綱 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 平成30年度 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	6 業務施設	8			事務所、銀行の本店
			20-1 危険物貯蔵・処理施設(A)	29			ガソリンスタンド
			9-3 娯楽施設(C)	15			個室付き浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ（風営法による風俗関連営業施設）
		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	7-1 商業施設(A)	9	床面積の合計が150m ² 以内のもの		
			7-2 商業施設(B)	10	床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		
			7-3 商業施設(C)	11	床面積の合計が500m ² を越えるもの		
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	7-1 商業施設(A)	9	床面積の合計が150m ² 以内のもの		小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設
			7-2 商業施設(B)	10	床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設
			7-3 商業施設(C)	11	床面積の合計が500m ² を越えるもの		理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他サービス施設
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	7-1 商業施設(A)	9	床面積の合計が150m ² 以内のもの		
			7-2 商業施設(B)	10	床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		
			7-3 商業施設(C)	11	床面積の合計が500m ² を越えるもの		
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	9-2 娯楽施設(B)	14			料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー（風営法による風俗営業施設）
		(5)劇場、映画館 等	9-1 娯楽施設(A)	13			劇場、映画館、演芸場、観覧場
			9-3 娯楽施設(C)	15			個室付き浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ（風営法による風俗関連営業施設）
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	10-1 遊戯施設(A)	16			ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	10-2 遊戯施設(B)	17			マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス
			8 宿泊施設	12			ホテル、旅館、民宿（モーテル、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く）
			9-3 娯楽施設(C)	15			個室付き浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ（風営法による風俗関連営業施設）
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	11 商業系複合施設	18			商業系用途（上記6~10）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの。（主たる用途の床面積が全体の3/4以上のものについては、上記6~10で表示する。）
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	1 住宅	1			専用住宅（住宅に付属する物置、寮、車庫を含む）
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	2 共同住宅	2			アパート、マンション、長屋、寄宿舎、下宿
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	3 店舗併用住宅	3			住宅（上記1住宅）と商業業務用途（上記6~7）を併用している場合で、商業業務用途の床面積の合計が50m ² 以下のもの（商業業務用途の床面積の合計が50m ² を越えるもの及び上記8~10の併用のものは、それぞれ該当する施設として扱う。）
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	4-1 店舗併用共同住宅(A)	4	商業系用途の床面積の合計が150m ² 以内のもの		
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	4-2 店舗併用共同住宅(B)	5	商業系用途の床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		共同住宅（上記2）と商業系用途（上記6~10）を併用している場合
			4-3 店舗併用共同住宅(C)	6	商業系用途の床面積の合計が500m ² を越えるもの		

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			静岡県出典：平成30年度 都市計画基礎調査要綱 静岡県交通基盤部都市局都市計画課 平成30年度 都市計画基礎調査GIS作成仕様書 静岡県交通基盤部都市局都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	5 作業所併用住宅	7			住宅（上記1～2）と工業系用途（下記16～19）を併用している場合
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12 官公庁施設	19			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、消防署、警察署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13 文教厚生施設(A)	20			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	14 文教厚生施設(B)	21			幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付き浴場業に係るもの）
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	13 文教厚生施設(A)	20			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂
		(5)病院					
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	14 文教厚生施設(B)	21			幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付き浴場業に係るもの）
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	15-2 運輸倉庫施設(B)	23			駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	15-1 運輸倉庫施設(A)	22			自動車車庫
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	16 重工業施設	24			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、肥料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	17 軽工業施設	25			原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング（自動車修理工場を除く）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	18-2 サービス工業施設(B)	27			原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	19 家内工業施設	28			原動機を使用する50m ² 未満の工場 原動機を使用しない工場
		(5)自動車修理工場	18-1 サービス工業施設(A)	26			自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	21 農林漁業用施設	31			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	20-2 危険物貯蔵・処理施設(B)	30			消防法による設置許可の必要なもの
			22 その他	32			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、市場
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設					

(23) 愛知県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					愛知県出典 : 愛知県都市計画基礎調査要綱(H28年度~H32年度) 愛知県建設部都市計画課 GISデータ定義書					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土 自 然 利 用	田	201			水田	田	3100			水田
	畠	202			畠、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畠	3200			畠、果樹園、採草地、養鶏(牛、豚)場、ビニールハウス
	山林	203			樹林地	山林	3300			樹林地
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	3400			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	3500			原野・牧場、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
都市的 土地 利用	住宅用地 (建物用途現況図の5~9)	211		5. 住宅	411 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	3600			住宅
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮等					共同住宅
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					店舗併用住宅
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					店舗併用共同住宅
				9. 作業所併用住宅	415 住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					作業所併用住宅
	商業用地 (建物用途現況図の1~4)	212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地	3700			業務施設
					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					物販店
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					飲食店
				2. 商業施設	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					物販店
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					娛樂、遊戯施設
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	213	13. 工場			(5)劇場、映画館等					宿泊施設
				402	(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					物販店
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					
				3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等					
				4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
工業用地 (建物用途現況図の13)	213	13. 工場		441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	工業用地	3800			運輸倉庫施設、工業施設、危険物貯蔵・処理施設
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					
					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					
					(5)自動車修理工場					
公益施設用地 (建物用途現況図の10、11、15)	214	14. 農林漁業用施設		451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	公益施設用地	3900			官公庁施設
				420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等					
				421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					
					(2)小・中・高等学校、保育所等					
					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等					教育施設、文化・宗教施設、医療・社会福祉施設
道路用地	215	10. 官公庁施設		422	(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					
					(5)病院					
					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等					
				452	(7)神社、寺院、教会等					
					15. 供給処理施設					
交通施設用地 (建物用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設		431	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
					道路、駅前広場	道路用地	4000			道路、駅前広場
					(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等					
					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
					(3)立体駐車場、駐輪施設等					
公共空地	217	13. 公共施設用地			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	4200			公園・緑地、広場、運動場、墓園
					防衛施設用地					防衛施設用地
					その他の空地①					改築工事中の土地、ゴルフ場
					220 ゴルフ場					
					その他の空地②					
その他の空地	221	14. その他の利用※3			太陽光発電のシステムを直接整備している土地	低未利用地	4500			平面駐車場、未利用地※2
					222 平面駐車場					
					223 その他の利用※3					改築工事中の土地、ゴルフ場
					参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改築工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改築工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

(23) 愛知県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			愛知県出典：愛知県都市計画基礎調査要綱(H28年度～H32年度) 愛知県建設部都市計画課 GISデータ定義書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1 業務施設	100			事務所
2. 商業施設	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	19-1 危険物貯蔵・処理施設(A)	1910			ガソリンスタンド
			2-1 商業施設(A)	210	床面積の合計が150m ² 以内のもの		小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設
			2-2 商業施設(B)	220	床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設
			2-3 商業施設(C)	230	床面積の合計が500m ² を越えるもの		理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設
		(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2-1 商業施設(A)	210	床面積の合計が150m ² 以内のもの		小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設
			2-2 商業施設(B)	220	床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設
			2-3 商業施設(C)	230	床面積の合計が500m ² を越えるもの		理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設
		(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	2-1 商業施設(A)	210	床面積の合計が150m ² 以内のもの		小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設
			2-2 商業施設(B)	220	床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設
			2-3 商業施設(C)	230	床面積の合計が500m ² を越えるもの		理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設
3. 宿泊施設	403	(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	4-2 娯楽施設(B)	420			料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー(風営法による風俗営業施設)
			4-3 娯楽施設(C)	430			個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風営法による風俗関連営業施設)
		(5) 劇場、映画館 等	4-1 娯楽施設(A)	410			劇場、映画館、演芸場、観覧場
		(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	5-1 遊戯施設(A)	510			ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、ヨットクラブハウス、乗馬クラブ
			5-2 遊戯施設(B)	520			マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス
		404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	3 宿泊施設	300			ホテル、旅館、民宿（モーテル、ラブホテル等風営法による風俗関連営業施設を除く）
			4-3 娯楽施設(C)	430			個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風営法による風俗関連営業施設)
4. 商業系用途複合施設	404	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	6 商業系用途複合施設	600			商業系用途（上記1～5）の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。 (主たる用途の床面積が全体の3/4以上のものについては、上記1～5で表示する。)
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	7 住宅	700			専用住宅（住宅に付属する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	8 共同住宅	800			アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	9 店舗併用住宅	900			住宅（上記7住宅）と商業業務用途（上記1～2）を併用している場合で、商業業務用途の床面積の合計が50m ² 以内のもの（商業業務用途の床面積の合計が50m ² を越えるもの及び上記3～5の用途の併用のものは、それぞれ該当する施設として扱う。）
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	10-1 店舗併用共同住宅(A)	1010	商業系用途の床面積の合計が150m ² 以内のもの		共同住宅（上記8共同住宅）と商業系用途（上記1～5）を併用している場合
			10-2 店舗併用共同住宅(B)	1020	商業系用途の床面積の合計が150m ² を越え、500m ² 以内のもの		
			10-3 店舗併用共同住宅(C)	1030	商業系用途の床面積の合計が500m ² を越えるもの		

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			愛知県出典：愛知県都市計画基礎調査要綱(H28年度～H32年度) 愛知県建設部都市計画課 GISデータ定義書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	11 作業所併用住宅	1100			住宅施設（上記7住宅、8共同住宅）と工業系用途（下記15～18）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12 官公庁施設	1200			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13-1 文教厚生施設(A)	1310			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場
		(2) 小・中・高等学校、保育所 等	13-2 文教厚生施設(B)	1320			幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く）、診療所、病院
		(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
		(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	13-1 文教厚生施設(A)	1310			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場
		(5) 病院					
		(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	13-2 文教厚生施設(B)	1320			幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付浴場業に係るものを除く）、診療所、病院
		(7) 神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	14-2 運輸倉庫施設(B)	1420			駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港
		(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3) 立体駐車場、駐輪施設 等	14-1 運輸倉庫施設(A)	1410			自動車車庫、立体駐車場
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	15 重工業施設	1500			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	16 軽工業施設	1600			原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	17-2 サービス工業施設(B)	1720			原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	18 家内工業施設	1800			原動機を使用する50m ² 未満の工場 原動機を使用しない工場
		(5) 自動車修理工場	17-1 サービス工業施設(A)	1710			自動車修理工場、洗車場、自動車解体
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	20 農林漁業用施設	2000			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	19-2 危険物貯蔵・処理施設(B)	1920			消防法による設置許可の必要なもの
16. 防衛施設	453	防衛施設	21 その他	2100			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設					

(24) 三重県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					三重県出典：H22～H24三重県都市計画基礎調査実施要領 H22・H24年度三重県都市計画基礎調査データ定義書								
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容			
土地的 利用	田畠	201			水田 畠、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	農地	-			水田、畠、桑畠、茶畠、その他の樹木畠、果樹園 針葉樹林、広葉樹林、竹林。ただし施設内のものは該当施設の用途とする 海浜、河川区域、湖沼、水路 採石場（土砂採取場）及び荒地、笹地、湿地。（「水面」に含まれるもの、または「現況宅地で未利用地」を除く）			
	山林	203			樹林地	山林	-						
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-						
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野	-						
	住宅用地（建物用途現況図の5～9）		211	5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住居系	-			住宅、共同住宅、店舗併用住宅、店舗併用共同住宅、作業所併用住宅			
都 市 的 土 地 利 用				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等								
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用								
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用								
				9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用								
				1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業系	-			商業施設、業務施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設、運輸・倉庫施設（駅舎、電車車庫、港湾施設を除く）			
商業用地（建物用途現況図の1～4）	212		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等								
					3. 宿泊施設								
					4. 商業系用途複合施設								
					403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等 404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの								
					(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可） (4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	工業系	-				重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設、危険物販売施設、危険物貯蔵処理施設、資材置場		
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	451	その他1								
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214		10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	420	公共施設用地	-			官公庁施設（国・県出先機関、警察署、消防署、裁判所、郵便局、市町庁舎・出張所等）、供給処理施設（上下水道施設、電気・ガス供給施設、通信施設、火葬場、ごみ焼却場、汚物処理場、と畜場、公設卸売市場、ごみ処理場等）			
					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等	教育施設用地	-						
					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	公益施設用地	-						
					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	レクリエーション施設用地	-						
					(7)神社、寺院、教会 等	公益施設用地	-						
15. 供給処理施設	214		15. 供給処理施設	452 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	452	公共施設用地	-			官公庁施設（国・県出先機関、警察署、消防署、裁判所、郵便局、市町庁舎・出張所等）、供給処理施設（上下水道施設、電気・ガス供給施設、通信施設、火葬場、ごみ焼却場、汚物処理場、と畜場、公設卸売市場、ごみ処理場等）			

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					三重県出典：H22～H24三重県都市計画基礎調査実施要領 H22・H24年度三重県都市計画基礎調査データ定義書				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
道路用地	215			道路、駅前広場	道路	-			道路・道路敷、駅前広場
都市的 土地 利用	交通施設用地（建物 用途現況図の12）	216 12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	鉄道	-			鉄道敷、駅舎、電車車庫
				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	公園、緑地、広場	-			港湾施設（公共埠頭等）、空港施設
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園緑地	-			公園、緑地、広場
	公共空地	217							
	その他公的施設用地	218		防衛施設用地					
	その他の空地①	220	ゴルフ場						
	その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを 直接整備している土地	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他2	区画整理区域内（ディス カウント 工業専用地域 その他			
	その他の空地③	222	平面駐車場	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					現況宅地で未利用地、駐車場（付属のものを除く）
	その他の空地④	223	その他の利用※3						

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(24) 三重県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			三重県出典： H22～H24三重県都市計画基礎調査実施要領 H22・H24年度三重県都市計画基礎調査データ定義書					
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	9. 業務施設-1	-	床面積の合計が1500m ² 以内	/	事務所、銀行	
			9. 業務施設-2	-	床面積の合計が1500 m ² 超え、3000 m ² 以内	/		
			9. 業務施設-3	-	床面積の合計が3000 m ² を超える	/		
2. 商業施設	401	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	10. 商業施設-1	-	床面積の合計が150m ² 以内 (3F以上の商業系無)	/	物品販売施設（小売店、百貨店、マーケット等）飲食業を営む施設（食堂、喫茶店、スナック等）サービス施設（理容店、美容院、レンタル業、銀行支店、保険代理店、質屋等）、結婚式場	
			10. 商業施設-2	-	床面積の合計が150m ² 以内 (3F以上の商業系有)	/		
			10. 商業施設-3	-	床面積の合計が150m ² を超える 500 m ² 以内 (3F以上の商業系無)	/		
			10. 商業施設-4	-	床面積の合計が150m ² を超える 500 m ² 以内 (3F以上の商業系有)	/		
			10. 商業施設-5	-	床面積の合計が500m ² を超える (3F以上の商業系無)	/		
			10. 商業施設-6	-	床面積の合計が500m ² を超える (3F以上の商業系有)	/		
			12. 娯楽施設-4	-	/	/	個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ（風俗法による風俗関連営業施設）	
	402	(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	20. 危険物販売施設-1	-	/	/	ガソリンスタンド	
			10. 商業施設-1	-	床面積の合計が150m ² 以内 (3F以上の商業系無)	/	物品販売施設（小売店、百貨店、マーケット等）飲食業を営む施設（食堂、喫茶店、スナック等）サービス施設（理容店、美容院、レンタル業、銀行支店、保険代理店、質屋等）、結婚式場	
			10. 商業施設-2	-	床面積の合計が150m ² 以内 (3F以上の商業系有)	/		
			10. 商業施設-3	-	床面積の合計が150m ² を超える 500 m ² 以内 (3F以上の商業系無)	/		
			10. 商業施設-4	-	床面積の合計が150m ² を超える 500 m ² 以内 (3F以上の商業系有)	/		
			10. 商業施設-5	-	床面積の合計が500m ² を超える (3F以上の商業系無)	/		
	403	(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	10. 商業施設-6	-	床面積の合計が500m ² を超える (3F以上の商業系有)	/	物品販売施設（小売店、百貨店、マーケット等）飲食業を営む施設（食堂、喫茶店、スナック等）サービス施設（理容店、美容院、レンタル業、銀行支店、保険代理店、質屋等）、結婚式場	
			10. 商業施設-1	-	床面積の合計が150m ² 以内 (3F以上の商業系無)	/		
			10. 商業施設-2	-	床面積の合計が150m ² 以内 (3F以上の商業系有)	/		
			10. 商業施設-3	-	床面積の合計が150m ² を超える 500 m ² 以内 (3F以上の商業系無)	/		
			10. 商業施設-4	-	床面積の合計が150m ² を超える 500 m ² 以内 (3F以上の商業系有)	/		
			10. 商業施設-5	-	床面積の合計が500m ² を超える (3F以上の商業系無)	/		
			10. 商業施設-6	-	床面積の合計が500m ² を超える (3F以上の商業系有)	/		

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			三重県出典：H22～H24三重県都市計画基礎調査実施要領 H22・H24年度三重県都市計画基礎調査データ定義書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
2. 商業施設	402	(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	12. 娯楽施設-3	-			料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー（風俗法による風俗関連営業施設）
		(5) 劇場、映画館 等	12. 娯楽施設-1	-	客席の床面積の合計が200m ² 未満		
			12. 娯楽施設-2	-	客席の床面積の合計が200m ² 以上		劇場、映画館、演芸場、観覧場
			12. 娯楽施設-4	-			個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ（風俗法による風俗関連営業施設）
		(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	13. 遊技施設-1	-	床面積の合計が3000m ² 以内		ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、自動車教習所
			13. 遊技施設-2	-	床面積の合計が3000m ² を超える		
			13. 遊技施設-4	-			カラオケボックス
		(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	13. 遊技施設-3	-			マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	11. 宿泊施設-1	-	客席の床面積の合計が200m ² 未満		ホテル、旅館、民宿（モーテル、ラブホテル等風俗法による風俗関連営業施設を除く）
			11. 宿泊施設-2	-	客席の床面積の合計が200m ² 以上		
			12. 娯楽施設-4	-			個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ（風俗法による風俗関連営業施設）
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	14. 商業系用途複合施設	-			商業系（9～13）の複合施設で主用途の床面積が3/4未満
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	1. 住宅	-			専用住宅（付属する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	2. 共同住宅	-			共同住宅、寄宿舎、寮、下宿、長屋、アパート、マンション
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	3. 店舗併用住宅-1	-	商業系面積が50m ² 以内		
			3. 店舗併用住宅-2	-	商業系面積が50m ² を超える		住宅（1）と商業業務用途（9～10）を兼用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	4. 店舗併用共同住宅-1	-	商業系用途の床面積の合計が150m ² 以内		
			4. 店舗併用共同住宅-2	-	商業系用途の床面積の合計が150m ² を超えて、500m ² 以内		
			4. 店舗併用共同住宅-3	-	商業系用途の床面積の合計が500m ² を超える		共同住宅（2）と商業系用途（9～13）を併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	5. 作業所併用住宅	-			住宅（1～2）と工業系用途（16～19）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	6. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、警察署、消防署、裁判所、郵便局、電話局、刑務所
11. 文教厚生施設	421	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	7. 文教厚生施設-3	-			大学、高等専門学校、専修学校、病院、公会堂、各種学校、付属体育館、各種養成所、研究所、試験所、気象台、保健所、市民会館
		(2) 小・中・高等学校、保育所 等	7. 文教厚生施設-1	-			幼稚園、小中高等学校、図書館、博物館、美術館、公民館
		(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
		(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	8. 競技施設	-			専用体育館、スタンド、競技場
		(5) 病院	7. 文教厚生施設-3	-			大学、高等専門学校、専修学校、病院、公会堂、各種学校、付属体育館、各種養成所、研究所、試験所、気象台、保健所、市民会館
		(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	7. 文教厚生施設-2	-			老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、老人福祉ホーム、児童厚生施設、公衆浴場、神社、寺院、教会、巡回派出所、診療所
		(7) 神社、寺院、教会 等					

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			三重県出典：H22～H24三重県都市計画基礎調査実施要領 H22・H24年度三重県都市計画基礎調査データ定義書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	15. 運輸・倉庫施設-3	-			駅舎、バス、トラックターミナル、倉庫、港湾施設、飛行場、電車車庫、停車場
		15. 運輸・倉庫施設-1	-	2階以下かつ床面積の合計が300m ² 以内			
		15. 運輸・倉庫施設-2	-	3階以上又は床面積の合計が300m ² を超える		自動車車庫	
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	16. 重工業施設	-			火薬類の製造工場、マッチ製造工場、塗料の製造工場、ガス製造工場、合成樹脂製造工場、肥料製造工場、ゴム製品製造工場、パルプ製紙工場、製革工場、アスファルトプラント、セメント工場、製鉄、製鋼、精鉄加工工場、黒鉛製品製造工場、医薬品製造工場、等別表（ぬ）一の建築物、火力発電所
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	17. 軽工業施設	-			原動機使用の床面積150 m ² 超の工場、花火工場、アセチレンガス使用の金属工作工場、引火性溶剤使用のドライクリーニング、絵具製造工場、塗料吹付工場、せっけん製造工場、飼料製造工場、羽毛・ぼろ・綿の洗浄・選別・再生工場、骨・貝類・金属乾燥研磨工場、岩石・コンクリート・金属・ガラス粉碎工場、生コンクリートの製造工場、墨・れん炭製造工場、瓦・陶磁器製造工場、ガラス製造工場、等別表（り）三の建築物
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	18. サービス工業施設-4	-			原動機を使用する床面積が50 m ² を超える工場等別表（と）三の建築物
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	19. 家内工業施設-1	-			原動機を使用する50 m ² 未満の工場
		(5)自動車修理工場	19. 家内工業施設-2	-			原動機を使用しない工場
			18. サービス工業施設-1	-	商業系用途の床面積の合計が150m ² 以内		
			18. サービス工業施設-2	-	商業系用途の床面積の合計が150m ² を超えて、300m ² 以内		
			18. サービス工業施設-3	-	商業系用途の床面積の合計が300m ² を超える		
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	21.. 農林漁業用施設	-			農林漁業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	その他	-			処理場、洗浄場、火葬場、発電所、変電所、変圧所、防衛施設、下水道施設、水道施設、ごみ焼却場、卸市場、荷とき場
			20. 危険物貯蔵処理施設-2	-			消防法による設置許可の必要ないもの
			20. 危険物貯蔵処理施設-3	-			消防法による設置許可の必要なもの
16. 防衛施設	453	防衛施設	その他	-			処理場、洗浄場、火葬場、発電所、変電所、変圧所、防衛施設、下水道施設、水道施設、ごみ焼却場、卸市場、荷とき場
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	その他	-			

(25) 滋賀県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①～④は、改訂予定分					滋賀県出典 : 参考02_GIS定義書 (属性フィールド一覧) 実施要領は国要領に準拠					GISデータリスト		
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容		
土地的 利用	田	201			水田	田	-			水田		
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場		
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地		
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		
住宅用地 （建物用途 現況図の5～9）	5. 住宅	411			専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）		
	6. 共同住宅	412			アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等		
	7. 店舗等併用住宅	413			住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		
	8. 店舗等併用共同住宅	414			住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		
	9. 作業所併用住宅	415			住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		
商業用地 （建物用途 現況図の1～4）	1. 業務施設	401			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等		
	2. 商業施設	402			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		
	3. 宿泊施設	403			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		
	4. 商業系用途複合施設	404			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
	13. 工場	441			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可） (4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可） (4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場		
都市的 的土地 利用	213	14. 農林漁業用施設	451		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		
	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		10. 官公庁施設	-	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等					
	214	11. 文教厚生施設	421		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等		
	15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		15. 供給処理施設	-	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等					
	道路用地	215	道路、駅前広場		道路用地	-	道路、駅前広場					
交通施設用地 （建物 用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431		(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等		
	217				公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-			公園・緑地、広場、運動場、墓園		
	218				防衛施設用地	その他公的施設用地	-			防衛施設用地		
その他の空地①	220	ゴルフ場			参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他の空地	-			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場		
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地			平面駐車場							
その他の空地③	222	平面駐車場										
その他の空地④	223	その他の利用※3										

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(25) 滋賀県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			滋賀県出典： 参考02_GIS定義書（属性フィールド一覧） 実施要領は国要領に準拠			GISデータリスト	
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(26) 京都府 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					京都府出典：平成24年度 都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成24年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 平成24年4月				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201		水田	田	201			水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	202			畑、養鶏（牛、豚）場、建物用途別現況の農林漁業用施設（コード番号：451）を含む施設等 ※果樹園、採草地は別コードとする
	山林	203		樹林地	山林	203			果樹園
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204			採草地
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	205			樹林地
					耕作放棄地	208			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸 ※荒地は別コードとする 耕作放棄地等自然的状況の荒地
都市的 土地 利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211		5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（コード番号：411～415）	411. 住宅	専用住宅（住宅に付属する物置、車庫を含む）
				6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等		412. 共同住宅	アパート、マンション、長屋、寮
				7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		413. 店舗等併用住宅	住宅（411）と商業系用途（401～405）の併用
				8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		414. 店舗等併用共同住宅	共同住宅（412）と商業系用途（401～405）の併用
				9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		415. 作業所併用住宅	住宅施設（411, 412）と工業系用途（431～434, 441）の併用
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212		1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（コード番号：401～405）	401. 業務施設	事務所、銀行
				2. 商業施設	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		404. 娯楽施設	ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売店舗、個室浴場に係る浴場業
						(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		442. 危険物貯蔵・処理施設	消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
						(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		402. 商業施設	百貨店、小売店（専門店）、卸売店、日用品販売店舗、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場、理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、畠屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、学習塾、華道教室、囲碁教室、損害保険代理店、宅地建物取引業
						(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		404. 娯楽施設	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、バー、待合、舞踏場
						(5) 劇場、映画館 等		405. 遊戯施設	ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売店舗、個室浴場に係る浴場業
						(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		403. 宿泊施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場
						(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		404. 商業系用途複合施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場
				3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等			マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所、カラオケボックス
工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場		4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	工業用地（コード番号：431～442）	431. 重工業施設	ホテル、旅館、モーテル、民宿
						(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）		432. 軽工業施設	商業系用途の複合施設
						(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）		433. サービス工業施設	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類・塗料・合成樹脂・肥料・セメント・鉄釘の製造、石灰ガス・圧縮ガス・マッチ・セルロイド・ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造（準工業地域では許容されない工業施設）
						(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）		434. 家内工業施設	原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ・わたの選別再生、岩石の粉碎、瓦・れんが・れん炭・せっけん・生コン・陶磁器・絵具の製造、塗料の加熱乾燥・吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング（商業地域では許容されない工業施設）
						(4) 50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		435. サービス工業施設	原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材・石材の引割、機械搬糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めつき、合成樹脂の噴出形成（住居系用途地域では許容されない工業施設）
						(5) 自動車修理工場		436. 家内工業施設	原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	畠	202	451. 農林漁業用施設	437. サービス工業施設	自動車修理工場
									農業用納屋、温室、舟小屋、農林漁業用作業場
									畜舎

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					京都府出典 : 平成24年度 都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成24年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 平成24年4月				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
都市的 土地 利用	214	11. 文教厚生施設	421	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地 (コード番号 : 420~422、452)	420. 官公庁施設	裁判所、税務署、電話局、警察署、消防署、保健所、駐在所 府市町村庁舎、郵便局
				(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	421. 文教厚生施設A	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体 育館、競技場、研究所(第1・2種低層住居専用地域では許容さ れない施設)			
				(2) 小・中・高等学校、保育所 等	422. 文教厚生施設B	幼稚園、小・中・高等学校、老人ホーム、身体障害者福祉ホー ム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺院、教会、図書館、 博物館、老人福祉センター、児童厚生施設			
				(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	421. 文教厚生施設A	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体 育館、競技場、研究所(第1・2種低層住居専用地域では許容さ れない施設)			
				(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)	422. 文教厚生施設B	幼稚園、小・中・高等学校、老人ホーム、身体障害者福祉ホー ム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺院、教会、図書館、 博物館、老人福祉センター、児童厚生施設			
				(5) 病院	452. 供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給 施設 等			
				(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	442. 危険物貯蔵・処理施設	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所			
				(7) 神社、寺院、教会 等	213	消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド			
			452	15. 供給処理施設	215	道路、交通広場			
				処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給 施設 等	216	駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港 自動車車庫			
道路用地	215	道路、駅前広場			道路用地	215			道路、交通広場
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地 (コード番号 : 441)	216	441. 運輸倉庫施設		駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港 自動車車庫
公共空地	217	公園・緑地、広場、運動場、墓園		(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218	防衛施設用地		(3) 立体駐車場、駐輪施設 等	その他公的施設用地 (コード番号 : 453)	218	453. 防衛施設		防衛施設
その他の空地①	220	ゴルフ場	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>		その他の空地 (コード番号 : 454、455)	219			改変工事中の土地、建物跡地等の都市的状況の未利用地、平面 駐車場、ゴルフ場、建物用途現況の空き家、その他(コード番 号 : 454、455)を含む用地
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを 直接整備している土地							
その他の空地③	222	平面駐車場							
その他の空地④	223	その他の利用※3		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

「工業用地」コード441は「交通施設用地」と重複のため、「交通施設用地」に掲載。

「農林漁業施設用地」は、「畠」の記載コード451より、建物用途コードを参照し引用記載。

(26) 京都府 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			京都府出典：平成24年度 都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成24年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 平成24年4月				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	401			事務所、銀行
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	4. 娯楽施設 19. 危険物貯蔵・処理施設 2. 商業施設 4. 娯楽施設 5. 遊戯施設	404 442 402 404 405			ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売店舗、個室浴場に係る浴場業 消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド 百貨店、小売店（専門店）、卸売店、日用品販売店舗、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場、理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、学習塾、華道教室、囲碁教室、損害保険代理店、宅地建物取引業 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、バー、待合、舞踏場 ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売店舗、個室浴場に係る浴場業 劇場、映画館、演芸場、観覧場 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、ゲームセンター、玉つき場、勝馬投票券所、場外車券販売所、カラオケボックス
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	403			ホテル、旅館、モーテル、民宿
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設				商業系用途の複合施設
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	6. 住宅	411			専用住宅（住宅に付属する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	7. 共同住宅	412			アパート、マンション、長屋、寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用住宅	413			住宅（411）と商業系用途（401~405）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	9. 店舗等併用共同住宅	414			共同住宅（412）と商業系用途（401~405）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	10. 作業所併用住宅	415			住宅施設（411、412）と工業系用途（431~434、441）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	11. 官公庁施設	420			裁判所、税務署、電話局、警察署、消防署、保健所、駐在所 府市町庁舎、郵便局
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	12. 文教厚生施設A 13. 文教厚生施設B 12. 文教厚生施設A 13. 文教厚生施設B	421 422 421 422			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所（第1・2種低層住居専用地域では許容されない施設） 幼稚園、小・中・高等学校、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺院、教会、図書館、博物館、老人福祉センター、児童厚生施設 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所（第1・2種低層住居専用地域では許容されない施設） 幼稚園、小・中・高等学校、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺院、教会、図書館、博物館、老人福祉センター、児童厚生施設
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	18. 運輸倉庫施設	441			駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港 自動車車庫

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			京都府出典：平成24年度 都市計画基礎調査実施要領 京都府建設交通部都市計画課 平成24年4月 都市計画基礎調査空間データ整備仕様 平成24年4月				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	14. 重工業施設	431			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類・塗料・合成樹脂・肥料・セメント・鉄釘の製造、石灰ガス・圧縮ガス・マッチ・セルロイド・ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造（準工業地域では許容されない工業施設）
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	15. 軽工業施設	432			原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ・わたの選別再生、岩石の粉碎、瓦・れんが・れん炭・せっけん・生コン・陶磁器・絵具の製造、塗料の加熱乾燥・吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング（商業地域では許容されない工業施設）
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	16. サービス工業施設	433			原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材・石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の噴出形成（住居系用途地域では許容されない工業施設）
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	17. 家内工業施設	434			原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5) 自動車修理工場	16. サービス工業施設	433			自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	20. 農林漁業用施設	451			農業用納屋、温室、舟小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	21. 供給処理施設	452			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
			19. 危険物貯蔵・処理施設	442			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
16. 防衛施設	453	防衛施設	22. 防衛施設	453			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	23. 空き家	454			人の住んでいない家、利用されてない建物
			24. その他	455			上記の凡例に分類できない建物

(27) 大阪府 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					大阪府出典 : 平成27年度都市計画基礎調査調査要領 土地利用 H27.6 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 H22-24・25基礎調査 属性定義書				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田	農地	-	田		
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場		-	休耕地		預託水田東
	山林	203		樹林地		-	畑		果樹園、苗園等を含む
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		-	天然林等		
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		-	河川・幅員20m以上の一級河川、二級河川等の平水路 池・沼・満水位5,000m ² 以上		
都市的 利用	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211			市街地	集落地			古くからある集落で農林漁業従事者がかなりある住宅地 1,000m ² 以上
		5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)					
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等					
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
		9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用		一般市街地			
		1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等					
				(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					
		2. 商業施設	402	(3)理容院、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					
				(5)劇場、映画館等					
				(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					
	工業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212		3. 宿泊施設	403	商業業務地			
				4. 商業系用途複合施設	404				店舗、事務所等が集積している地区5,000m ² 以上
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)		工場地			
			(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉砕、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)						
			(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)						
			(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等						
			(5)自動車修理工場						
公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等		市街地			
		10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			-	官公庁施設	官庁、警察署、消防署、公社等1,000m ² 以上
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			-	学校	幼稚園から大学までを含む5,000m ² 以上
				(2)小・中・高等学校、保育所等					
		11. 文教厚生施設	421	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等					
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)					
				(5)病院					
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等					
				(7)神社、寺院、教会等					
		15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
道路用地	215			道路、駅前広場		道路・鉄軌道敷	-		
				(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等					幅員20m以上の道路、鉄軌道敷、電車車庫を含む
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					
				(3)立体駐車場、駐輪施設等					
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園		普通緑地	-	公園・緑地	都市公園、緑地等5,000m ² 以上
				防衛施設用地				運動場・遊園地	民営運動場、企業厚生施設等5,000m ² 以上
その他公的施設用地	218			参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>		墓地			公共墓園を含む5,000m ² 以上
	220	ゴルフ場		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					
	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地							
	222	平面駐車場							
	223	その他の利用※3						その他の空地	未利用地、未建築宅地等5,000m ² 以上

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

その他の空地は面積要件があるため、「その他の利用」として記載。

(27) 大阪府 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			大阪府出典：平成30年度都市計画基礎調査調査要領 H30.5 建物利用 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課 H22.24.25基礎調査 属性定義書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	5 業務施設	-	業務施設		銀行・会社・事務所・質屋・民間研究所・貸会議場・ショールーム・放送局・新聞社・通信社・学会法会等法人事務所
			0 官公署	-	通信施設		郵便局・電報局・電話局・電信中継所
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	4 商業施設	-	集合販売店舗		百貨店・マーケット・小売市場
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			一般店舗施設		小売店舗・卸売店舗・飲食店・喫茶店・建具屋・たたみ屋・中古車センター
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			サービス商業施設		理容店・美容店・クリーニング店・一般浴場・ガソリンスタンド・結婚式場
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	3 興業・風俗営業・宿泊施設	-	風俗営業施設		料亭・待合・貸座敷・カフェ・バー・キャバレー・舞踏場・舞踏教習所・遊技場・ハーチンコ場・マージャン屋・ソープランド・玉突場・射的場
		(5)劇場、映画館 等			興業施設		劇場・映画館・演芸場・観覧場・競走馬・競輪場・ポートレース・オートレース
		(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			スポーツレジャー施設		ボーリング場・スケート場・水泳場・ゲームセンター
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			風俗営業施設		料亭・待合・貸座敷・カフェ・バー・キャバレー・舞踏場・舞踏教習所・遊技場・ハーチンコ場・マージャン屋・ソープランド・玉突場・射的場
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3 興業・風俗営業・宿泊施設	-	宿泊施設		ホテル・旅館・宿泊所
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	7 専用住宅	-			独立住宅（1建物が1住宅であるもの）・長屋住宅（重層長屋）（2以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別個の出入り口をもつもの）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	X 共同住宅	-			共同住宅・寄宿舎・公営住宅・寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8 併用住宅	-			
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用					兼商業・兼工業（同一の棟で居宅と他用途が併用されるもの）
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	0 官公署	-			
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等			地方国家施設		裁判所・刑務所・検察庁・税務署
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	2 医療・文教・宗教・厚生・福祉施設	-	自治体施設		市役所・市会議事堂・消防署・府庁・自治体出先機関
		(2)小・中・高等学校、保育所 等			研究施設		公的研究所・試験所・天文台・検査所・気象台・観測所
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			教育施設		小学校・中学校・高校・大学・幼稚園・養護学校・高専・塾・教習所・養成所・洋裁学校・料理学校・デザインスクール・その他各種学校
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）			教育施設		小学校・中学校・高校・大学・幼稚園・養護学校・高専・塾・教習所・養成所・洋裁学校・料理学校・デザインスクール・その他各種学校
		(5)病院			社会保護施設		保育所・託児所・母子・老人ホーム
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			文化施設		図書館・博物館・美術館・音楽堂・物産陳列室・公民館・市民集会所・共済会館・水族館・画廊・市民会館
		(7)神社、寺院、教会 等			運動施設		体育館
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスタークターミナル、港湾・空港施設 等	1 運輸・流通・供給施設	-	医療施設		診療所・医院・助産所・病院・療養所・保健所
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			社会保護施設		保育所・託児所・母子・老人ホーム
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等			医療施設		診療所・医院・助産所・病院・療養所・保健所
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	6 工業施設	-	宗教・記念施設		宗教社・寺院・教会・国宝・保存建築物（城・古建築）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			運輸・流通施設		旅客駅・停車場・電車車庫・バスタークターミナル・バス車庫・独立した大きな自家用倉庫・卸売市場・トラックターミナル・貨物駅・コンテナセンター・配送所・運送店
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）			工業施設		各種工場・作業場・印刷所・縫製所・ガス会社（ガス製造）・発電所・ボイラー室
		(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
		(5)自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	9 農漁業施設	-	農業施設		農家・搾乳場・家畜飼養所・温室
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	1 運輸・流通・供給施設	-	漁業施設		漁家・漁業施設
16. 防衛施設	453	防衛施設	1 運輸・流通・供給施設	-	供給処理施設		火葬場・埋葬場・と場・ごみ焼却場・し尿処理場・ケム工場・変電所・上下水道施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	Y その他	-			物置・土蔵・工事中で種類が豊富なもの

(28) 兵庫県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					兵庫県出典 : 都市計画基礎調査 平成26年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的利用	田	201		水田	田	-			田
	畑	202		畑・樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑・採草放牧地等	-			畑・採草放牧地等
	山林	203		樹林地					
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面					
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸					
都市的土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅施設	独立住宅		戸建住宅（寄宿舎、下宿、寮等で戸建て住宅の形態のものを含む） 共同住宅、長屋住宅、連続建住宅、寄宿舎、独身寮、家族寮 1・2階部分に店舗・事務所等を含む集合住宅、2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅	
			6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等		集合住宅			
			7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		商業・業務兼用住宅			
			8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					
			9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用					
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	業務施設	業務施設		会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、信用金庫、建設業、工務店、貸会議室、不動産鑑定所、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所、植木屋（剪定） 放送局、新聞社、新聞支局、通信社 郵便局、電報局、電話局、有線放送局（公的なもの）	
			2. 商業施設	402 (1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5) 劇場、映画館 等 (6) ポーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	官公署施設	情報報道施設			
					商業施設	一般店舗施設			
					サービス販売施設				
工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	娯楽施設		劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、バー・キャバレー、スナック、舞踏場、特殊浴場 パチンコ店、麻雀屋、遊技場、ビリヤード場、ポーリング場、競馬・競輪場、スケート場、水泳場（学校プールを除く）、釣堀、ゴルフ練習場、クラブハウス、パッティングセンター、野球場（西宮・甲子園のみ）、遊戯施設	
				4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	遊戯施設			
						宿泊施設			
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設	工業専用施設		製造工場、印刷所、食肉加工センター	
						サービス工業施設			

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					兵庫県出典 : 都市計画基礎調査 平成26年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課									
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容					
都市的 土地利用	公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公署施設	-	国家施設		出先官庁、裁判所、税務署、自衛隊、刑務所					
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			自治体行政施設		県庁、市役所、町役場、出先機関（総合庁舎、土木事務所等）					
		11. 文教厚生施設	421	(2)小・中・高等学校、保育所 等			保安施設		警察署、消防署、派出所、消防団詰所					
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			研究施設		公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター					
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)			各種教育施設		教習所、養成所、洋裁学校、料理学校、デザインスクール、研修所、各種学校、塾					
				(5)病院			学校教育施設		小学校、中学校、高等学校、大学校、幼稚園、養護学校、（校舎、体育館、職員室、事務室、給食室）、高等専門学校					
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			文化施設		図書館、博物館、美術館、音楽堂、公民館、物産陳列館					
				(7)神社、寺院、教会 等			運動施設		体育館、競技場・球技場等のスタンド、野球場（143該当分を除く）					
				15. 供給処理施設			厚生医療施設		病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院					
				452 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等			保健施設		保健所、防疫事務所					
				道路用地			社会保護施設		保育所、託児所、母子寮、老人ホーム					
				215 道路、駅前広場			宗教施設		神社、寺院、協会					
				交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	431 12. 運輸倉庫施設		記念施設		国法、保存建築物（城、古建築等）					
				(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等			供給施設		浄水場、排水場、取水場、発電所、変電所、ガス工場、ガスタンク、石油タンク					
				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			処理施設		し尿処理場、ゴミ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ場					
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等			その他の施設		どの分類にも当てはまらない施設					
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園			鉄道運輸施設		駅舎、電車車庫					
その他公的施設用地	218			防衛施設用地			運輸施設		停車場、バス車庫、タクシー車庫、バス・タクシー営業所					
その他の空地①	220			ゴルフ場			流通施設		木材市場、家畜市場、卸売市場、トラック・タクシー営業所					
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地			保管施設		駅、コンテナセンター、配送所、運送					
その他の空地③	222			平面駐車場					車庫（付属の軽易なものを除く）、蔵（堅牢なもの）、一般商業倉庫、冷凍倉庫、自転車置場、自動車スクラップ置馬、危険物貯蔵所、独立した自家用車庫、消防団の格納庫					
その他の空地④	223			その他の利用※3					公園、緑地、墓地、墓園					
※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。														
※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。														
※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場														
参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場														

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(28) 兵庫県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			兵庫県出典： 都市計画基礎調査 平成26年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	-	業務施設	121	会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、信用金庫、建設業、工務店、貸会議室、不動産鑑定所、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所、植木屋（剪定）
					情報報道施設	122	放送局、新聞社、新聞支局、通信社
			官公署施設	-	ハウジングセンター	123	住宅展示場
					通信施設	174	郵便局、電報局、電話局、有線放送局（公的なもの）
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業施設	-	集合販売施設	131	百貨店、スーパー・マーケット、小売市場
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			一般店舗施設	132	小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店、たばこ店、中古車センター、給食センター、ペンキ屋、タイル屋、電気店、米屋、自動車販売店、植木造園屋
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			サービス販売施設	133	理髪店、美容院、クリーニング店（作業場なし）、公衆浴場、ガソリンスタンド、サウナ・マッサージ、結婚式場、プロパン販売店
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	特殊商業施設	-	娯楽施設	142	劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、バー・キャバレー、スナック、舞踏場、特殊浴場
		(5)劇場、映画館 等			遊戯施設	143	パチンコ店、麻雀屋、遊技場、ビリヤード場、ボーリング場、競馬・競輪場、スケート場、水泳場（学校プールを除く）、釣堀、ゴルフ練習場、クラブハウス、バッティングセンター、野球場（西宮・甲子園のみ）、遊戯施設
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			宿泊施設	141	ホテル、旅館、宿泊所、モーテル、保養所、民宿（季節営業を含む）
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅施設	-	独立住宅	111	戸建住宅（寄宿舎、下宿、寮等で戸建て住宅の形態のものを含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等			農林漁家住宅	211	農家、林家、漁家
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	住宅施設	-	集合住宅	112	共同住宅、長屋住宅、連続建住宅、寄宿舎、独身寮、家族寮
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用			商業・業務兼用住宅	113	1・2階部分に店舗・事務所等を含む集合住宅、2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	住宅施設	-	工業兼用住宅	114	集合住宅で1・2階部分に工場等を含むもの2階以下の部分に工場等を含む独立住宅
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公署施設	-	国家施設	171	出先官庁、裁判所、税務署、自衛隊、刑務所
					自治体行政施設	172	県庁、市役所、町役場、出先機関（総合庁舎、土木事務所等）
					保安施設	173	警察署、消防署、派出所、消防団詰所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文化教育施設	-	研究施設	183	公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター
		(2)小・中・高等学校、保育所 等			各種教育施設	182	教習所、養成所、洋裁学校、料理学校、デザインスクール、研修所、各種学校、塾
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			学校教育施設	181	小学校、中学校、高等学校、大学校、幼稚園、養護学校、（校舎、体育館、職員室、事務室、給食室）、高等専門学校
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	文化教育施設	-	医療厚生施設	193	保育所、託児所、母子寮、老人ホーム
		(5)病院			社会保護施設	191	病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	医療厚生施設	-	保健施設	192	保健所、防疫事務所
		(7)神社、寺院、教会 等			社会保護施設	193	保育所、託児所、母子寮、老人ホーム
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	文化教育施設	-	宗教施設	185	神社、寺院、協会
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			記念施設	186	国法、保存建築物（城、古建築等）
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等			運輸施設	161	駅舎、停車場、電車車庫、バス車庫、タクシー車庫、バス・タクシー営業所
			運輸流通施設	-	流通施設	162	材木市場、家畜市場、卸売市場、トラックターミナル、貨物駅、コンテナセンター、配送所、運送店
					保管施設	163	車庫（附属の軽易なものを除く）、蔵（堅牢なもの）、一般営業倉庫、冷凍倉庫、自転車置場、自動車スクランプ置場、危険物貯蔵所、独立した自家用倉庫、消防団の格納庫

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			兵庫県出典： 都市計画基礎調査 平成26年度調査要綱 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業施設	-	工業専用施設	151	製造工場、印刷所、食肉加工センター
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）		-	サービス工業施設	152	自家販売用の食品製造業、作業場付きのクリーニング店、自動車修理工場、置屋、建具屋、看板屋、石材店、精米所、陶磁器の家内工場
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
		(5) 自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設	-	農業施設	221	搾乳場、家畜飼育所、牛馬豚小舎、納屋（作業場）、温室、ビニールハウス、ライスセンター
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	供給処理施設	-	供給施設	201	浄水場、排水場、取水場、発電所、変電所、ガス工場、ガスタンク、石油タンク
16. 防衛施設	453	防衛施設			処理施設	202	し尿処理場、ゴミ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ場
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	その他	-	どの他の施設	231	用途が定かでないもの、一時的なもの及び軽微なもの等（工事中で用途不明のもの、バンガロー、工事事務所、物置、取壊し中のもの等）

(29) 奈良県 土地利用現況

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					奈良県出典： 平成26年度都市計画基礎調査実施要領（県・市町村調査）奈良県 平成26年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書（市町村調査）奈良県				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然 利用	田	201		水田	田	1			水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス
	山林	203		樹林地	山林	3			樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5			原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
住宅用地 （建物用途 現況図の5～9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地 （建物用途 別現況図の9～13）	6	9. 住宅		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			10. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮、下宿、寄宿舎（詰所）
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			11. 店舗併用住宅		住宅と商業系用途（1～8）の併用
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			12. 店舗併用共同住宅		共同住宅と商業系用途（1～8）の併用
		9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			13. 作業所併用共同住宅		住宅施設（9～10）と工業系用途（17～21）の併用
商業用地 （建物用途 現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地 （建物用途 別現況図の1～8、23の ガソリンスタンド）	7	1. 業務施設		事務所、銀行、農協
		2. 商業施設	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			23. 危険物貯蔵処理・処理施設		消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
				(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			2. 商業施設		百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場
				(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			5. 娯楽施設B		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックス
				(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			4. 娯楽施設A		劇場、映画館、演芸場、観覧場
				(5) 劇場、映画館 等			6. 遊戯施設A		ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティングセンター、自動車教習所
				(6) ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			5. 娯楽施設B		キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックス
				(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			7. 遊戯施設B		マージャン屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所、ゲームセンター、玉突き場
都市的 土地利用	213	3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		8	3. 宿泊施設		ホテル、旅館、モーテル、民宿
		4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			8. 商業系用途複合施設		商業系用途（上の1～7）の複合施設
				(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）			18. 重工業施設		アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、可燃性ガス類等の準工業地域では許容されない工業施設
				(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			19. 軽工業施設		マッチ、ゴム製品の製造、製革、バルブの製造、鍛造機を使用する金属の製造等の準工業地域では許容されない工業施設
				(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）			21. サービス工業施設(B)		原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ、綿の選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン等の商業地域では許容されない工業施設
工業用地 （建物用途 現況図の13）	213	13. 工場	441	(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			22. 家内工業施設		陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング等の商業地域では許容されない工業施設
				(5) 自動車修理工場			20. サービス工業施設(A)		原動機を使用する50m ² をこえる工場、作業場150m ² をこえる自動車修理工場、印刷、木材、石材の引割、機械搬系、魚肉の練製品、セメント製品の製造
							21. サービス工業施設(B)		めっき、合成樹脂の射出成形加工等の準居住地域では許容されない工業施設
									原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
									作業場150m ² をこえない自動車修理工場
農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等					

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					奈良県出典：平成26年度都市計画基礎調査実施要領（県・市町村調査）奈良県 平成26年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書（市町村調査）奈良県							
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容			
都市的 土地利 用	公益施設用地（建物 用途現況図の10、11、 15）	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	9	14. 官公庁施設	県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所、公民館					
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			大学					
				(2)小・中・高等学校、保育所 等			高等専門学校、各種学校					
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			公会堂、体育館、競技場、研究所					
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)			小・中・高等学校					
				(5)病院			幼稚園、保育所					
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			図書館、博物館					
		11. 文教厚生施設	421	(7)神社、寺院、教会 等		16. 文教厚生施設(B)	公会堂、体育館、競技場、研究所					
				15. 供給処理施設			集会所					
				452 处理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給 施設 等			15. 文教厚生施設(A)	公会堂、体育館、競技場、研究所				
道路用地	215	道路、駅前広場		道路用地	8	15. 文教厚生施設(A)	病院					
交通施設用地（建物 用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		15. 文教厚生施設(A)	老人ホーム（老人福祉センター、デイサービスを含む）					
公共空地	217			(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		16. 文教厚生施設(B)	診療所					
その他公的施設用地	218			(3)立体駐車場、駐輪施設 等		25. その他	公衆浴場、神社、寺、教会					
その他の空地①	220	ゴルフ場	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	公園・緑地、広場、運動場、墓園	12	23. 危険物貯蔵処理・処理施設	公衆浴場、神社、寺、教会					
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを 直接整備している土地		防衛施設用地		23. 危険物貯蔵処理・処理施設	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所					
その他の空地③	222	平面駐車場		公園・緑地、広場、運動場、墓園、古墳		23. 危険物貯蔵処理・処理施設	消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド					
その他の空地④	223	その他の利用※3		防衛施設用地		23. 危険物貯蔵処理・処理施設	自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾					
※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。 ※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。 ※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他					13	公園・緑地、広場、運動場、墓園、古墳		14	改変工事中の土地、未利用地、平面駐車場、ゴルフ場			
						防衛施設用地						
					14	改変工事中の土地、未利用地、平面駐車場、ゴルフ場						

「工業用地」の「23. 危険物貯蔵処理・処理施設」は、「商業用地」「公益施設用地」に割り振り。

(29) 奈良県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			奈良県出典：平成26年度都市計画基礎調査実施要領（県・市町村調査）奈良県 平成26年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書（市町村調査）奈良県				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	101			事務所、銀行、農協
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	23. 危険物貯蔵処理・処理施設	2301			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	2. 商業施設	201			百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	5. 娯楽施設B	501			キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックス
		(5)劇場、映画館 等	4. 娯楽施設A	401			劇場、映画館、演芸場、観覧場
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	6. 遊戯施設A	601			ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、自動車教習所
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	5. 娯楽施設B	501			キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、カラオケボックス
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	301			ホテル、旅館、モーテル、民宿
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	8. 商業系用途複合施設	801			商業系用途（上の1~7）の複合施設
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	9. 住宅	901			専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	10. 共同住宅	1001			アパート、マンション、長屋、寮、下宿、寄宿舎（詰所）
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	11. 店舗併用住宅	1101			住宅と商業系用途（1~8）の併用、布教所
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	12. 店舗併用共同住宅	1201			共同住宅と商業系用途（1~8）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	13. 作業所併用共同住宅	1301			住宅施設（9~10）と工業系用途（17~21）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	14. 官公庁施設	1401			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所、公民館
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	15. 文教厚生施設(A)	1501			大学
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	16. 文教厚生施設(B)	1502			高等専門学校、各種学校
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等		1504			公会堂、体育館、競技場、研究所
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）		1601			小・中・高等学校
		(5)病院		1603			幼稚園、保育所
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等		1606			図書館、博物館
		(7)神社、寺院、教会 等		1504			公会堂、体育館、競技場、研究所
				1607			集会所
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	15. 文教厚生施設(A)	1504			公会堂、体育館、競技場、研究所
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	15. 文教厚生施設(A)	1503			病院
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等	16. 文教厚生施設(B)	1602			老人ホーム（老人福祉センター、デイサービスを含む）
				1608			その他（身障者福祉施設、児童センターを含む）
				1604			診療所
				1605			公衆浴場、神社、寺、教会
				1605			公衆浴場、神社、寺、教会
			17. 運輸倉庫施設	1701			駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			奈良県出典：平成26年度都市計画基礎調査実施要領（県・市町村調査）奈良県 平成26年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書（市町村調査）奈良県				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	18. 重工業施設	1801			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、可燃性ガス類等の準工業地域では許容されない工業施設
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	19. 軽工業施設	1901			マッチ、ゴム製品の製造、製革、バルブの製造、鍛造機を使用する金属の製造等の準工業地域では許容されない工業施設
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）	21. サービス工業施設(B)	2101			原動機を使用する50m ² を超える工場、作業場150m ² を超える自動車修理工場、印刷、木材、石材の引割、機械撲糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	22. 家内工業施設	2201			めっき、合成樹脂の射出成形加工等の準居住地域では許容されない工業施設
		(5) 自動車修理工場	20. サービス工業施設(A) 21. サービス工業施設(B)	2001 2101			原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場 作業場150m ² を超えない自動車修理工場 作業場150m ² を超える自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	24. 農林漁業用施設	2401			農業用納屋、畜舎、温室、舟小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	25. その他	2501			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、その他上記に分類されないもの
			23. 危険物貯蔵処理・処理施設	2301			消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
16. 防衛施設	453	防衛施設	25. その他	2501			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、その他上記に分類されないもの
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(30) 和歌山県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					和歌山県出典 : 実施要領は国要領に準拠 GIS定義書は未策定 他参考資料 : 都市計画基礎調査 (那智勝浦都市計画区域) 調査概要 平成30年3月 和歌山県				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然 利用	田	201		水田	田	1		水田	水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
	山林	203		樹林地	山林	3		樹林地	樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
都市的 土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5~9）	211		5. 住宅 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	6	5. 住宅 専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）		水田	水田
				6. 共同住宅 アパート、マンション、長屋、寮 等		6. 共同住宅 アパート、マンション、長屋、寮 等		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
				7. 店舗等併用住宅 住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		7. 店舗等併用住宅 住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		樹林地	樹林地
				8. 店舗等併用共同住宅 住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		8. 店舗等併用共同住宅 住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
				9. 作業所併用住宅 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		9. 作業所併用住宅 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
	商業用地（建物用途現況図の1~4）	212	1. 業務施設 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	401	7	1. 業務施設 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等		水田	水田
				(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		樹林地	樹林地
				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	451	8	13. 工場		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
				10. 官公庁施設 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		10. 官公庁施設 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		水田	水田
				11. 文教厚生施設 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		11. 文教厚生施設 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
				(2)小・中・高等学校、保育所 等		(2)小・中・高等学校、保育所 等		樹林地	樹林地
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
道路用地	215		道路、駅前広場	道路、駅前広場	10	道路用地		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
				(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等		11. 交通施設用地（建物用途現況図の12）	12. 運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等		(3)立体駐車場、駐輪施設 等		(3)立体駐車場、駐輪施設 等	
				公園・緑地、広場、運動場、墓園		公園・緑地、広場、運動場、墓園		公園・緑地、広場、運動場、墓園	
その他公的施設用地	216	12. 運輸倉庫施設	431	防衛施設用地	13	その他公的施設用地		防衛施設用地	防衛施設用地
				参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>		その他の空地	14	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場
				平面駐車場		ゴルフ場		ゴルフ場	
				太陽光発電のシステムを直接整備している土地		未利用地※2		未利用地※2	
				その他の空地③		その他の利用※3		その他の利用※3	

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(30) 和歌山県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			和歌山県出典：実施要領は国要領に準拠 GIS定義書は未策定 他参考資料：都市計画基礎調査（那智勝浦都市計画区域）調査概要 平成30年3月 和歌山県				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	4			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	5			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	7			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	8			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	9			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めつき等（居住地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めつき等（居住地域において立地不可）
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	17			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(31) 鳥取県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					鳥取県出典 : 都市計画基礎調査実施要領 平成20年4月 鳥取県生活環境部景観まちづくり課					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土 自 然 利 用	田	201			水田	田	-			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	-			畑、樹園地、採草地、養鶏場、ビニールハウス
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、運河等
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-			原野・牧野、荒れ地、低湿地、海浜、湖岸 等
都市的 土地 利用	住宅用地 (建物用途現況図の5~9)	211		5. 住宅	411 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	-			一般住宅、共同住宅、併用住宅
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等					
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
				9. 作業所併用住宅	415 住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					
	商業用地 (建物用途現況図の1~4)	212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地	-			業務施設、商業施設、宿泊施設、娯楽施設、問屋・卸売施設
				2. 商業施設	402 (1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
				3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					
				4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	213	13. 工場		441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) (4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5)自動車修理工場	工業用地	-			運輸施設、工場、倉庫
公益施設用地 (建物用途現況図の10、11、15)	214	14. 農林漁業用施設		451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		公益施設用地	-			官公庁、供給処理施設、学校、病院、寺院等
道路用地	215	10. 官公庁施設		420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		道路用地	-		道路(幅員12m以上)、駅前広場	
交通施設用地 (建物用途現況図の12)	216	11. 文教厚生施設		421 (1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等		公益施設用地	-			官公庁、供給処理施設、学校、病院、寺院等
公共空地	217	12. 運輸倉庫施設		431 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等		交通施設用地	-		自動車ターミナル、駐車場、鉄道用地、空港、港湾	
その他公的施設用地	218	13. 供給処理施設		452 处理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		道路用地	-		道路(幅員12m以上)、駅前広場	
その他の空地①	220	14. 農林漁業用施設		451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		公共空地	-		公園・緑地、広場、運動場、墓園等	
その他の空地②	221	15. 供給処理施設		452 (参考) 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場		その他公的施設用地	-		防衛施設用地	改変工事中の土地、未利用地

(31) 鳥取県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			鳥取県出典：都市計画基礎調査実施要領 平成20年4月 鳥取県生活環境部景観まちづくり課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、宗教法人施設
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	4-3. 娯楽施設(C)	-			個室付浴場業による公衆浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ
			20-1. 危険物貯蔵・処理施設(A)	-			ガソリンスタンド
			2. 商業施設	-			百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場、葬祭場、塾
					4-2. 娯楽施設(B)	-	料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー
					4-1. 娯楽施設(A)	-	劇場、映画館、演劇場、観覧場
					4-3. 娯楽施設(C)	-	個室付浴場業による公衆浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ
					5-1. 遊戯施設(A)	-	ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場、カラオケ
					5-2. 遊戯施設(B)	-	麻雀店、パチンコ店、射的場、ゲームセンター、ビリヤード場、碁会所
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、旅館、モーテル
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4-3. 娯楽施設(C)	-			個室付浴場業による公衆浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ
5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	6. 商業系用途複合施設	-			商業系用途(上の1~5)の複合施設で、主たる用途の床面積が、善床面積の3/4に満たないもの
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	7. 住宅	-			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)
7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(上の1~4, 10, 11)の併用	8. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(上の1~4, 10, 11)の併用	9. 店舗併用住宅	-			住宅(上の7)と商業系用途(上の1~6)の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(下の13)の併用	10. 店舗併用共同住宅	-			共同住宅(上の8)と商業系用途(上の1~6)の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	11. 作業所併用住宅	-			住宅施設(上の7~8)と工業系用途(下の15~19)の併用
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	12. 官公庁施設	-			県庁、市役所、町村役場、出先官庁、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、刑務所
			13. 文教厚生施設(A)	-			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館
			14. 文教厚生施設(B)	-			小・中・高等学校、図書館、博物館、美術館、老人ホーム、養老院、身体障害者福祉施設、神社・寺院・教会、保育所、託児所、公衆浴場、診療所、老人福祉センター、児童厚生施設、公衆トイレ
					13. 文教厚生施設(A)	-	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館
			14. 文教厚生施設(B)	-			小・中・高等学校、図書館、博物館、美術館、老人ホーム、養老院、身体障害者福祉施設、神社・寺院・教会、保育所、託児所、公衆浴場、診療所、老人福祉センター、児童厚生施設、公衆トイレ
					15-2. 運輸倉庫施設(B)	-	駅舎、バスターミナル、港湾施設、飛行場
					15-1. 運輸倉庫施設(A)	-	自動車車庫、倉庫
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等					

(つづき)

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			鳥取県出典： 都市計画基礎調査実施要領 平成20年4月 鳥取県生活環境部景観まちづくり課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	16. 重工業施設	-			危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場、アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメントの製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、ゴム製品の製造、整革、パルプの製造
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	17. 軽工業施設	-			作業場の床面積の合計が150 m ² を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い施設、ほろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）	18-2. サービス工業施設(B)	-			作業場の床面積が50 m ² を超えて150 m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ない施設、印刷、木材、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の加工、給食センター
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	19. 家内工業施設	-			作業場の床面積が50 m ² 以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない施設、原動機を使用しない工場
		(5) 自動車修理工場	18-1. サービス工業施設(A)	-			自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	21. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業作業所
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	20-2. 危険物貯蔵・処理施設(B)	-			消防法による設置許可の必要なもの
16. 防衛施設	453	防衛施設	22. その他	-			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設、上下水道施設、ごみ焼却場
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(32) 島根県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					島根県出典 : 松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 平成30年度改訂版 島根県土木部都市計画課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田	田	-		水田	
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鷄（牛、豚）場	畑	-		畑、樹園地、採草地、養鷄（牛、豚）場	
	山林	203		樹林地	山林	-		樹林地	
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-		原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
住宅用地 （建物用途 現況図の5~9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地 （建物用途 現況図の5~9）	5. 住宅		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）	
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等		6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等	
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		7. 店舗等併用住宅		住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		8. 店舗等併用共同住宅		住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	
		9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		9. 作業所併用住宅		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	
商業用地 （建物用途 現況図の1~4）	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地 （建物用途 現況図の1~4）	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		2. 商業施設		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
				(5)劇場、映画館 等				(5)劇場、映画館 等	
				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	
都市的 的土地 利用	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	4. 商業系用途複合施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	
				4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	
				(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業用地 （建物用途 現況図の13）	13. 工場	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）		
				(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）		
				(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）			(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）		
				(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等		
				(5)自動車修理工場			(5)自動車修理工場		
農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	-	14. 農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
公益施設用地 （建物 用途現況図の10、11、 15）	214	10. 官公庁施設	420	國県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地 （建物 用途現況図の10、11、 15）	10. 官公庁施設	國県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	
				(2)小・中・高等学校、保育所 等				(2)小・中・高等学校、保育所 等	
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 （主に公共施設）				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 （主に公共施設）	
道路用地	215	11. 文教厚生施設	421	(5)病院	11. 文教厚生施設	(5)病院	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等				(7)神社、寺院、教会 等	
				(7)神社、寺院、教会 等				(7)神社、寺院、教会 等	
				15. 供給処理施設				15. 供給処理施設	
				452				処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
道路用地	215	道路、駅前広場		道路用地	-	道路、駅前広場		道路、駅前広場	
交通施設用地 （建物 用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地 （建物 用途現況図の12）	-	12. 運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
公共空地	217	防衛施設用地		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	公共空地	防衛施設用地	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
				公園・緑地、広場、運動場、墓園				公園・緑地、広場、運動場、墓園	
				防衛施設用地				防衛施設用地	
				参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>				平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地（更地）、建物跡地、資材置き場、ゴルフ場	
その他の空地①	220	ゴルフ場							
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地							
その他の空地③	222	平面駐車場							
その他の空地④	223	その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(32) 島根県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			島根県出典： 松江圏都市計画区域都市計画基礎調査実施要綱 平成30年度改訂版 島根県土木部都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(33) 岡山県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					岡山県出典 : 岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201			水田	田	-			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-			畑、果樹園、養鶏（牛、豚）、ビニールハウス
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	河川等	-			低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
					原野等	原野等	-			原野・牧野、荒れ地
都市的 土地利用	住宅用地 （建物用途現況図の5～9）	211		5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地	-			戸建て一般住宅、アパート、マンション、社宅、長屋、寮、商業併用住宅、商業・業務併用住宅
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等					
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					
				9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用					
	商業用地 （建物用途現況図の1～4）	212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地	-		デパート、スーパー、物品販売店舗、飲食店、理容店、結婚式場、銀行、宅地建物取引業者の店舗、自動車教習所、予備校、事務所、あるいは業務系・商業系用途の複合施設、ホテル、旅館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店、料亭、スナック、キャバレー、ボウリング場、スケート場、水泳場、麻雀屋、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス ※1ha以上の大規模施設で2区分	
				2. 商業施設	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	工業用地	-			
						商業用地	-			
						商業用地	-			
						その他の空地	-			
						商業用地	-			
						商業用地	-			
						商業用地	-			
工業用地 （建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	工業用地	-		デパート、スーパー、物品販売店舗、飲食店、理容店、結婚式場、銀行、宅地建物取引業者の店舗、自動車教習所、予備校、事務所、あるいは業務系・商業系用途の複合施設、ホテル、旅館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、料理店、料亭、スナック、キャバレー、ボウリング場、スケート場、水泳場、麻雀屋、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス ※1ha以上の大規模施設で2区分	
				4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等						

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					岡山県出典：岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
都 市 的 土 地 利 用	公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地	-			国の出先機関、県・市町村の本庁及び出先機関、税務署、警察署、郵便局、消防署、保健所、派出所、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所、小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺院、教会、図書館、博物館
		11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等					
				(2)小・中・高等学校、保育所 等					
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)					
				(5)病院					
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
		15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等					
道路用地	215	道路、駅前広場		道路用地	-				道路、駅前広場
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地	-			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
公共空地	217	公園・緑地、広場、運動場、墓園		公園空地	-				公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218	防衛施設用地		その他公的施設用地	-				防衛施設用地
その他の空地①	220	ゴルフ場		その他の空地	-				資材置場、住宅展示場、ゴルフ場、改変工事中の土地 等
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		未利用宅地等	-				未利用地、平面駐車場 等
その他の空地③	222	平面駐車場		その他の空地	-				資材置場、住宅展示場、ゴルフ場、改変工事中の土地 等
その他の空地④	223	その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(33) 岡山県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			岡山県出典： 岡山県都市計画基礎調査実施要領細目 平成29年8月 岡山県土木部都市局都市計画課 国要領に準拠				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(34) 広島県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					広島県出典 : 都市計画基礎調査項目一覧表 平成29年度版 広島県 都市計画基礎調査の手引き 平成30年度版 広島県 平成29年度広島県都市計画基礎調査 (その1) 業務委託報告書 平成30年3月 (REPORT18)				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然利 用	田畠	201		水田	田畠	10			水田
	畠	202		畠、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畠	21			畠、樹園地、牧草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス
	山林	203		樹林地	山林	30			樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	40			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	52			原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
住宅用地 （建物用途 現況図の5~9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地 （用途表の7~11）	60	7. 住宅		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等			8. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			9. 店舗併用住宅		住宅（上の7）と商業系用途（1~6）の併用
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			10. 店舗併用共同住宅		共同住宅（上の8）と商業系用途（1~6）の併用
		9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			11. 作業所併用住宅		住宅（上の7~8）と工業系用途（15~19）の併用
商業用地 （建物用途 現況図の1~4）	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地 （用途表の1~6）	70	1. 業務施設		事務所、銀行
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			20. 危険物貯蔵・処理施設		消防法による設置許可の必要なもの。ガソリンスタンド
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			2. 商業施設		百貨店、小売店（専門店）、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場
				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			4. 娯楽施設		劇場、映画館、観覧場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、居酒屋
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			5. 遊戯施設		ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、勝馬投票券発売所、場外車券売場、カラオケボックス
				(5)劇場、映画館 等			3. 宿泊施設		ホテル、旅館、モーテル、民宿
				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			6. 商業系用途複合施設		商業系用途（上の1~5）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
都市的 土地利 用	213	3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	工業用地 （用途表の15~20）	80	16. 重工業施設		アスファルトの精製、金属の溶解精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘、石炭ガス、マッチ、ニトロセルロース、ゴム製品、バルブの製造
		4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			17. 軽工業施設		原動機を使用する150m ² を超える工場、岩石の粉碎、瓦れんが、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥・焼付け
							18. サービス興業施設		原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材・石材の引割、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めつき、合成樹脂の射出形成
							19. 家内工業施設		原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
農林漁業施設用地 （建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等					
公益施設用地 （建物 用途現況図の10、11、 15）	214	10. 公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公共・公益施設用地 （用途表の12~14、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所）	91	12. 公庁施設		県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、警察署、消防署、駐在所
		11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			13. 文教厚生施設(A)		大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
				(2)小・中・高等学校、保育所 等			14. 文教厚生施設(B)		小中高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			13. 文教厚生施設(A)		大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 （主に公共施設）			14. 文教厚生施設(B)		小中高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
				(5)病院					処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					消防法による設置許可の必要なもの。ガソリンスタンド
				(7)神社、寺院、教会 等					
道路用地	215	15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	工業用地 （用途表の15~20）	80	20. 危険物貯蔵・処理施設		道路、駅前広場

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					広島県出典 : 都市計画基礎調査項目一覧表 平成29年度版 広島県 都市計画基礎調査の手引き 平成30年度版 広島県 平成29年度広島県都市計画基礎調査（その1）業務委託報告書 平成30年3月 (REPORT18)				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
都 市 的 土 地 利 用	交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地	110		自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
	公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	92		公園・緑地、広場、運動場、墓園
	その他公的施設用地	218			防衛施設用地	その他公的施設用地	120		防衛施設用地
	その他の空地①	220	ゴルフ場	参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	その他の空地	132			改変工事中の土地、ゴルフ場、太陽光発電
	その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		低未利用地	131			未利用地、平面駐車場 等
	その他の空地③	222	平面駐車場		その他の空地	132			改変工事中の土地、ゴルフ場、太陽光発電
	その他の空地④	223	その他の利用※3						

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

「工業用地」の「15. 運輸倉庫施設」は、「交通施設用地」と重複のため未掲載

「工業用地」の「20. 危険物貯蔵・処理施設」は、「商業用地」と「公共・公益施設」に割り振り

(35) 山口県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					山口県出典 : 平成29年度 都市計画基礎調査実施要領 山口県 データベース製品仕様書								
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容				
土地的 自然 利用	田	201		水田	田	1			水田				
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場				
	山林	203		樹林地	山林（開発可能地）	3			樹林地				
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	山林（開発不適地）	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	水面	5			原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
	住宅用地 (建物用途現況図の5~9)	211		その他自然地（開発可能地）	その他自然地（開発不適地）	6			その他自然地（開発可能地）				
				原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地（開発不適地）	7			原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
都市的 土地 利用				住宅用地	8				住宅（専用住宅、住宅に付随する物置、車庫等を含む。）、共同住宅（アパート、マンション、長屋、寄宿舎、寮など）、店舗等併用住宅（住宅と商業施設等の併用）、店舗等併用共同住宅（共同住宅と商業施設等の併用）、作業所併用住宅（住宅や共同住宅と工業系用途の併用）				
商業用地 (建物用途現況図の1~4)	212	1. 業務施設	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫等を含む）	商業用地	9	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等					
			6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			①百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					
			7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			②食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等					
			8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			③理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
			9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			④料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					
商業用地 (建物用途現況図の1~4)		2. 商業施設	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			⑤劇場、映画館等					
			(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			⑥ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					
			(2) 食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等		(2) 食堂、喫茶店、弁当屋、宅配等			⑦マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					
			(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設								
			(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等		(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等								
工業用地 (建物用途現況図の13)	213	13. 工場	(5) 劇場、映画館等		(5) 劇場、映画館等	工業用地	10	①危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）					
			(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等		(6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等			②原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					
			(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等		(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等			③原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					
			3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等			④50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					
			4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			⑤自動車修理工場					
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地	11			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等				
				10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等				
				(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等		(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等			①大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等				
				(2) 小・中・高等学校、保育所等		(2) 小・中・高等学校、保育所等			②小・中・高等学校、保育所等				
				(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等		(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等			③図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等				
				(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）		(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）			④体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設				
				(5) 病院		(5) 病院			⑤病院				
				(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等		(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等			⑥診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等				
				(7) 神社、寺院、教会等		(7) 神社、寺院、教会等			⑦神社、寺院、教会等				
				15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等				
道路用地	215			道路、駅前広場	道路用地	13			道路、駅前広場				
交通施設用地 (建物用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等		14			①駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等				
				(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					②卸売市場、倉庫、トラックターミナル等				
				(3) 立体駐車場、駐輪施設等					③立体駐車場、駐輪施設等				
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公園・緑地、広場、運動場、墓園	15			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他公的施設用地	218			防衛施設用地		16			防衛施設用地				
その他の空地①	220			参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>		17			改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場				
その他の空地②	221			平面駐車場	平面駐車場	99			平面駐車場				
その他の空地③	222			その他の空地		17			改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場				
その他の空地④	223			その他の利用※3									

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(35) 山口県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			山口県出典：平成29年度 都市計画基礎調査実施要領 山口県 データベース製品仕様書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	4			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	5			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	7			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	8			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	9			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)幼稚園、保育所、認定こども園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(5)病院					(5)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)病院
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)診療所（内科、外科）
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	17			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(36) 徳島県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25. 6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					徳島県出典 : 平成25年度徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成26年9月 徳島県土整備部都市計画課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田	田	-		水田	
	畑	202		畑・樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-		畑・樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス	
	山林	203		樹林地	山林	-		樹林地	
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	205		原野・牧野・荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-		原野・牧野・荒れ地(耕作放棄地)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
住宅用地 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地(建物用途分類の住居系)	-	5. 独立住宅		戸建ての専用住宅(自宅を利用しての習い事、小事務所等併用をアパート、マンション、長屋、タウンハウス、寮等)
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、タウンハウス、寮等
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			7. 店舗等併用住宅		商業系施設(1~4)と独立住宅(5)の併用施設
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			8. 店舗等併用共同住宅		商業系施設(1~4)と共同住宅(6)の併用施設
		9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					
商業用地 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地(建物用途分類の商業系)	-	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場、郵便局、電話局、研修所等
		2. 商業施設	402	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等			2. 店舗・サービス商業施設		百貨店、小売店、ガソリンスタンド、食堂、飲み屋、理容店、宴会場等
				(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					
				(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			3. 遊興娯楽施設		劇場、映画館、ボーリング場、カラオケボックス、スナック、パチンコ店等
				(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等			4. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿等
				(5) 劇場、映画館等					
				(6) ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					
				(7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					
工業用地 現況図の13)	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	工業用地(建物用途分類の工業系)	-	13. 重工業施設		化学・窯業・金属・機械系に分類される大規模工場
				(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)			14. 軽工業・サービス工業施設		主として食料品・繊維・印刷など、重工業施設以外の工業専用施設
				(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)			15. 家内工業施設		住居併用またはそれに近い小規模な家内工業施設
				(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)			14. 軽工業・サービス工業施設		主として食料品・繊維・印刷など、重工業施設以外の工業専用施設
				(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等					
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	(5) 自動車修理工場					
				農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等					
				10. 官公庁施設	公益施設用地(建物用途分類の公共公益系、その他)	-	9. 官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署・交番、消防署等
				420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等			10. 文化教育施設		小・中・高校、大学、専門学校、教習所、図書館、神社仏閣、体育館等
				(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公の研究所等			11. 医療厚生施設		病院、診療所、助産院、接骨院、保育所、老人ホーム等
公益施設用地 現況図の10、11、15)	214	11. 文教厚生施設	421	(2) 小・中・高等学校、保育所等			10. 文化教育施設		小・中・高校、大学、専門学校、教習所、図書館、神社仏閣、体育館等
				(3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等			11. 医療厚生施設		病院、診療所、助産院、接骨院、保育所、老人ホーム等
				(4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)			10. 文化教育施設		小・中・高校、大学、専門学校、教習所、図書館、神社仏閣、体育館等
				(5) 病院			11. 医療厚生施設		病院、診療所、助産院、接骨院、保育所、老人ホーム等
				(6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等			10. 文化教育施設		小・中・高校、大学、専門学校、教習所、図書館、神社仏閣、体育館等
道路用地	215	15. 供給処理施設	452	(7) 神社、寺院、教会等			17. 供給処理施設		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
				15. 供給処理施設					
				処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
				道路、駅前広場					
				道路、駅前広場					
交通施設用地 現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスタークニナル、港湾・空港施設等	交通施設用地	-			
				(2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾
公共空地	217			(3) 立体駐車場、駐輪施設等					
その他公的施設用地	218			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-		公園・緑地、広場、運動場、墓園	
その他の空地①	220	ゴルフ場		防衛施設用地	その他公的施設用地	-		防衛施設用地	
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地			その他他の空地	-		改変工事中の土地、未利用地(建物跡地等)、平面駐車場、ゴルフ場、建物用途分類の農林漁業施設	
その他の空地③	222	平面駐車場							
その他の空地④	223	その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

「工業用地」の「運輸倉庫施設」は、「交通施設用地」と重複のため未掲載。

(36) 徳島県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			徳島県出典： 平成25年度徳島東部都市計画区域都市計画基礎調査実施要領 平成26年9月 徳島県県土整備部都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場、郵便局、電話局、研修所 等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 店舗・サービス商業施設	-			百貨店、小売店、ガソリンスタンド、食堂、飲み屋、理容店、宴会場 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	3. 遊興娯楽施設	-			
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					
		(5)劇場、映画館 等					劇場、映画館、ボーリング場、カラオケボックス、スナック、パンコ店 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	4. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 独立住宅	-			戸建ての専用住宅（自宅を利用しての習い事、小事務所等併用を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、タウンハウス、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			商業系施設（1～4）と独立住宅（5）の併用施設
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			商業系施設（1～4）と共同住宅（6）の併用施設
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用					
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	9. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署・交番、消防署 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	10. 文化教育施設	-			小・中・高校、大学、専門学校、教習所、図書館、神社仏閣、体育館 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	11. 医療厚生施設	-			病院、診療所、助産院、接骨院、保育所、老人ホーム 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	10. 文化教育施設	-			小・中・高校、大学、専門学校、教習所、図書館、神社仏閣、体育館 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					
		(5)病院					病院、診療所、助産院、接骨院、保育所、老人ホーム 等
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	11. 医療厚生施設	-			
		(7)神社、寺院、教会 等	10. 文化教育施設	-			小・中・高校、大学、専門学校、教習所、図書館、神社仏閣、体育館 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			駅舎、電車車庫、タクシー営業所、配送所、車庫、倉庫、自転車置場 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 重工業施設	-			化学・窯業・金属・機械系に分類される大規模工場
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	14. 軽工業・サービス工業施設	-			
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					主として食料品・繊維・印刷など、重工業施設以外の工業専用施設
		(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	15. 家内工業施設	-			住居併用またはそれに近い小規模な家内工業施設
		(5)自動車修理工場	14. 軽工業・サービス工業施設	-			主として食料品・繊維・印刷など、重工業施設以外の工業専用施設
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	16. 農林漁業用施設	-			農業用倉庫、納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用加工場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	17. 供給処理施設	-			浄水場、污水処理場、ポンプ場、火葬場、変電所、ガス供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	18. その他	-			仮設建築物、その他上記に分類できない施設

(37) 香川県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					香川県出典：香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成29年9月 調査実施は国要領に準拠				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的自然利用	田	201		水田	田	1			水田
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場		2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場
	山林	203		樹林地		3			樹林地
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面		4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸		5			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸
都市的土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地	6			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
			6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等		アパート、マンション、長屋、寮 等			
			7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			
			8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用		住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			
			9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地	7			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
				(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			
			2. 商業施設	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			
都市的土地利用	工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	(5)劇場、映画館 等	工業用地	8			(5)劇場、映画館 等
				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			
			3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等			
			4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地	9				農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
			10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等					
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
				(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
			11. 文教厚生施設	(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)
				(5)病院					(5)病院
			15. 供給処理施設	(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
道路用地	215		道路、駅前広場	道路用地	11				道路、駅前広場
			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等						
			(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等						
			(3)立体駐車場、駐輪施設 等						
			公園・緑地、広場、運動場、墓園						
公共空地	217		防衛施設用地	公共空地	13				公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218		参考						
その他の空地①	220	ゴルフ場	454(建物コード) <旧土地利用細分用途>						
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地	平面駐車場	その他公的施設用地	14				防衛施設用地
その他の空地③	222	平面駐車場	平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場						
その他の空地④	223	その他の利用※3		その他空地	15				参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

※各市町において別の定義付けがある場合は、個別判断

(37) 香川県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			香川県出典：香川県都市計画基礎調査データ定義書 平成29年9月 香川県都市計画基礎調査調査要綱 平成29年9月 調査実施は国要領に準拠				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設	4			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅	5			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	店舗等併用住宅	7			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	店舗等併用共同住宅	8			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	作業所併用住宅	9			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	運輸倉庫施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	その他	17			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

※各市町において別の定義付けがある場合は、個別判断

(38) 愛媛県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					愛媛県出典 : 都市計画基礎調査要領(平成25年度) 愛媛県土木部道路都市局都市計画課 国要領に準拠									
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容					
土地的 利用	田	201		水田 畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場 樹林地 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	田	-		水田 畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場 樹林地 河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面 原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸						
	畠	202			畠	-								
	山林	203			山林	-								
	水面	204			水面	-								
	その他自然地	205			その他自然地	-								
住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	-	5. 住宅		専用住宅(住宅に付隨する物置、車庫を含む)					
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮等					
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			7. 店舗等併用住宅		住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			8. 店舗等併用共同住宅		住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
		9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用			9. 作業所併用住宅		住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					
商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	-	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等					
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等			2. 商業施設		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等 (5)劇場、映画館等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					
				3. 宿泊施設			3. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等					
				4. 商業系用途複合施設			4. 商業系用途複合施設		商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
都市的 的土地 利用	213	13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等 (5)自動車修理工場	工業用地 (建物用途 現況図の13)	-	13. 工場		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可) (2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可) (3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可) (4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等 (5)自動車修理工場					
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	-	14. 農林漁業用施設		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等					
公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等	公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	-	10. 官公庁施設		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等					
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等					
道路用地	215	11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等	15. 供給処理施設	-	11. 文教厚生施設		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等 (2)小・中・高等学校、保育所等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設) (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等 (7)神社、寺院、教会等					
道路用地	215	12. 運輸倉庫施設	431	道路、駅前広場 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等	道路用地	-	12. 運輸倉庫施設	15. 供給処理施設	道路、駅前広場 (1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等 (3)立体駐車場、駐輪施設等					
公共空地	217	13. 公園・緑地	432	公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-	13. 公園・緑地		公園・緑地、広場、運動場、墓園					
その他公的施設用地	218	14. 防衛施設用地	433	防衛施設用地	その他公的施設用地	-	14. 防衛施設用地		防衛施設用地					
その他の空地①	220	15. その他	434	ゴルフ場	その他	-	15. その他		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					
その他の空地②	221	16. その他	435	太陽光発電のシステムを直接整備している土地	その他	-	16. その他							
その他の空地③	222	17. その他	436	平面駐車場	その他	-	17. その他							
その他の空地④	223	18. その他	437	その他の利用※3	その他	-	18. その他							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

(38) 愛媛県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			愛媛県出典： 都市計画基礎調査要領（平成25年度）愛媛県土木部道路都市局都市計画課 国要領に準拠				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場				(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(39) 高知県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					高知県出典：15都市計画区域に関する基礎調査実施要領 平成26年 高知県都市計画課 基礎調査実施要領_都市計画GISデータ定義書(2014)					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201			水田	田	18			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	19			畑、樹園地、牧草地、養鶏場、ビニールハウス
	山林	203			樹林地	山林	20			樹林地、竹林
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	22			河川水面（河原部含む）、湖沼、水辺地、水路、海浜地帯等
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野	21			牧野、原野、低湿地等
都市的 土地利用	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211		5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途現況図の住宅施設）	11	独立住宅		戸建住宅（寄宿舎、下宿、寮等で戸建住宅の形態のものを含む）
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮等			集合住宅		共同住宅、長屋住宅、連続建住宅、寄宿舎、独身寮、家族寮
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			店舗併用住宅		2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			店舗併用集合住宅		集合住宅で1、2階部分に店舗・事務所等を含むもの
				9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			作業所併用住宅		独立・集合住宅と工業施設の併用
	商業用地（建物用途現況図の1～4）	212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地（建物用途現況図の業務・商業・特殊商業施設）	12	業務施設		会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、銀行、工務店、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所
				2. 商業施設	402 (1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			情報報道施設		放送局、新聞社、新聞支局、通信社
					(2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			都市運営（建物用途現況図の官公署施設、供給処理施設）		通信施設
					(3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			14 工業用地（建物用途現況図の工業施設・運輸流通施設）		郵便局、電話局、有線放送局（公的なもの）
					(4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			13 危険物貯蔵処理施設		ガソリンスタンド、消防法による設置許可の必要なもの
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	工業用地（建物用途現況図の13）	213		13. 工場	441 (1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業用地（建物用途現況図の工業施設・運輸流通施設）	13	集合販売施設		ガソリンスタンド、百貨店、スーパーマーケット、小売市場
					(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			一般店舗施設		小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店、たばこ店、中古車センター、給食センター、タイル屋、米屋、自動車販売店、植木造園業
					(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）			サービス業施設		理髪店、美容院、クリーニング店、公衆浴場、サウナ・マッサージ、結婚式場
					(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			娯楽施設		劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、キャバレー、スナック、特殊浴場
					(5) 自動車修理工場			遊戯施設		パチンコ店、麻雀屋、遊技場、ビリヤード場、ボーリング場、競馬・競輪場、ゴルフ練習場、パッティングセンター
	農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219		14. 農林漁業用施設	451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等			店舗等付属施設		商業・業務施設と同一敷地内にある休養室などの小規模な建物や併用用途が商業系である便所・風呂場等である10m ² 以上の建物
								宿泊施設		ホテル、旅館、宿泊所、保養所、民宿（季節営業を含む）
								商業用途複合施設		商業用途複合施設で宿泊施設を含むもの
								商業用途複合施設		商業用途複合施設で娯楽施設を含むもの
								商業用途複合施設		商業用途複合施設で遊戯施設を含むもの

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					高知県出典：15都市計画区域に関する基礎調査実施要領 平成26年 高知県都市計画課 基礎調査実施要領_都市計画GISデータ定義書(2014)					
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	都市運営（建物用途現況図の官公署施設、供給処理施設）	14	国家施設		出先官庁、裁判所、税務署、刑務所	
							自治体行政施設		県庁、市役所、町役場、出先機関（総合庁舎、土木事務所）	
		11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等			保安施設		警察署、消防署、派出所、消防団詰所	
				文教厚生（建物用途現況図の文教厚生施設）	15	学校教育施設		小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、養護学校		
						各種教育施設		教習所、養成所、研修所、各種学校、塾		
						研究施設		公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター		
						学校教育施設		小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、養護学校		
						文化施設		図書館、博物館、美術館、音楽堂、公民館、物産陳列所		
						運動施設		体育館、競技場、野球場		
						医療施設		病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院		
						保健施設		保健所、防疫事務所		
						社会保護施設		保育所、託児所、母子寮、老人ホーム		
						その他B	27	墓園、神社仏閣、ゴルフ場、教習所、競馬場等		
都市的 土地 利用	215	道路用地	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	文教厚生（建物用途現況図の文教厚生施設）	15	宗教施設		神社、寺院、教会	
							都市運営（建物用途現況図の官公署施設、供給処理施設）	14	供給施設	浄水場、配水場、取水場、発電所、変電所、
							处理施設		し尿処理場、ごみ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ場	
							道路用地	16		道路、駅前広場
					交通施設用地	17				立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾施設用地等
					公共空地	217	公共緑地	23		公園・緑地、広場、運動場等
							防衛施設用地			
					参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場		その他B	27		墓園、神社仏閣、ゴルフ場、教習所、競馬場等
							その他A	25		駐車場（青空）
							その他A	24		造成地（空き地）
							その他A	26		資材置場、荒地など
							その他C	28		道路法面など上記に分類されないもの

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場

(39) 高知県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			高知県出典：15都市計画区域に関する基礎調査実施要領 平成26年 高知県都市計画課 基礎調査実施要領_都市計画GISデータ定義書(2014)					
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容	
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	21	業務施設		会社、事務所、質屋、新聞取扱所、展示場、銀行、銀行、工務店、工場内の事務室、労働組合、農協、民間研究所	
					情報報道施設		放送局、新聞社、新聞支局、通信社	
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	商業施設	31	官公署施設	51	通信施設	郵便局、電話局、有線放送局(公的なもの)
					工業施設	81	危険物貯蔵処理施設	ガソリンスタンド、消防法による設置許可の必要なもの
					集合販売施設		百貨店、スーパーマーケット、小売市場	
					一般店舗施設		小売店舗、卸売店舗、飲食店、喫茶店、たばこ店、中古車センター、給食センター、タイル屋、米屋、自動車販売店、植木造園業	
					サービス業施設		理髪店、美容院、クリーニング店、公衆浴場、サウナ・マッサージ、結婚式場	
					娯楽施設		劇場、映画館、演芸場、料亭、待合、キャバレー、スナック、特殊浴場	
					遊戯施設		パチンコ店、麻雀屋、遊技場、ビリヤード場、ボーリング場、競馬・競輪場、ゴルフ練習場、バッティングセンター	
					店舗等付属施設		商業・業務施設と同一敷地内にある休養室などの小規模な建物や併用用途が商業系である便所・風呂場等である10m ² 以上の建物	
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊施設	41	宿泊施設		ホテル、旅館、宿泊所、保養所、民宿(季節営業を含む)	
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業施設	31	商業系用途複合施設		商業用途複合施設で宿泊施設を含むもの 商業用途複合施設で娯楽施設を含むもの 商業用途複合施設で遊戯施設を含むもの	
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅施設	11	独立住宅		戸建住宅（寄宿舎、下宿、寮等で戸建住宅の形態のものを含む）	
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等		12	集合住宅		共同住宅、長屋住宅、連続建住宅、寄宿舎、独身寮、家族寮	
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用		13	店舗併用住宅		2階以下の部分に店舗・事務所等を含む独立住宅	
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			店舗併用集合住宅		集合住宅で1, 2階部分に店舗・事務所等を含むもの	
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			作業所併用住宅		独立・集合住宅と工業施設の併用	
					住宅付属施設		戸建住宅、集合住宅等と同一敷地内にある10m ² 以上の便所、風呂場、炊事場等の付属建物	
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公署施設	51	国家施設		出先官庁、裁判所、税務署、刑務所	
					自治体行政施設		県庁、市役所、町役場、出先機関（総合庁舎、土木事務所）	
					保安施設		警察署、消防署、派出所、消防団詰所	
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2)小・中・高等学校、保育所 等 (3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5)病院 (6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7)神社、寺院、教会 等	文教厚生施設	61	学校教育施設		小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、養護学校	
					各種教育施設		教習所、養成所、研修所、各種学校、塾	
					研究施設		公的研究所、試験所、天文台、検査所、公害監視センター	
					学校教育施設		小学校、中学校、高等学校、大学、幼稚園、養護学校	
					文化施設		図書館、博物館、美術館、音楽堂、公民館、物産陳列所	
					運動施設		体育館、競技場、野球場	
					医療施設		病院、診療所、療養所、助産院、接骨医院、犬猫病院	
					保健施設		保健所、防疫事務所	
					社会保護施設		保育所、託児所、母子寮、老人ホーム	
					宗教施設		神社、寺院、教会	
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	運輸倉庫施設	91	運輸施設		駅舎、空港、停車場、電車車庫、バス車庫、タクシー車庫、バス・タクシー営業所	
					流通施設		材木市場、家畜市場、卸売市場、トラックターミナル、貨物駅、コンテナセンター、配送所、運送店	
					保管施設		車庫、蔵、一般営業車庫、冷凍倉庫、自転車置場、自動車スクランプ置場、独立した自動車車庫、消防団の格納庫	

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			高知県出典：15都市計画区域に関する基礎調査実施要領 平成26年 高知県都市計画課 基礎調査実施要領_都市計画GISデータ定義書(2014)				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業施設	81	重工業施設		アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、ガス工場、ガスタンク、石油タンク
		(2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）			軽工業施設		原動機を使用する150 m ² を超える工場、ほろ・わたの選別精製、岩石の粉碎、生コン製造
		(3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）			サービス工業施設		自動車修理工場、原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材等の引割
		(4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等			家内工業施設		原動機を使用する50 m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5) 自動車修理工場			サービス工業施設		自動車修理工場、原動機を使用する50 m ² を超える工場、印刷、木材、石材等の引割
					工場等付属施設		工業施設と同一敷地内にある機械室、守衛室などの小規模な建物や併用用途が工業系である便所等の付属的な10m ² 以上の建物
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設	101	農業施設		搾乳業、家畜飼育場、牛馬豚小舎、農業用納屋（作業所）、温室、ビニールハウス、ライスセンター
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	供給処理施設	94	供給施設		浄水場、配水場、取水場、発電所、変電所、
					処理施設		し尿処理場、ごみ焼却場、火葬場、と場、下水ポンプ場、雨水排水ポンプ場
16. 防衛施設	453	防衛施設					
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	その他	201	その他の施設		用途が定かでないもの、一時的なもの及び軽微なもの等（工事中で用途不明のもの、バンガロー、工事事務所、物置、取り壊し中のもの等）
					付属建物		建物用途が明らかな建物と同一敷地内にある建物ポリゴン面積または延床面積が10m ² 未満の建物
					小規模な建物		どの建物にも属さない建物ポリゴン面積または延床面積が10m ² 未満の建物

(40) 福岡県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					福岡県出典 : 平成30年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 平成30年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県						
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容	
土 自 然 利 用	田	201			水田	田	1			水田	
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	2			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス	
	山林	203			樹林地	山林	3			樹林地	
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地1	5			原野・牧野、荒れ地、低湿地	
						その他自然地2	6			河川敷・河原、海浜、湖岸	
都市的 土地 利用	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211		5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地 (建物用途 別現況図の5~9)	7	5. 住宅		専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）	
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等	
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			7. 店舗等併用住宅		住宅（上の5）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用			8. 店舗等併用共同住宅		住宅（上の6）と商業施設等（1~4, 10, 11）の併用	
				9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			9. 作業所併用住宅		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	
	商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地 (建物用途 別現況図の1~4の中のうち小売業を除くもの)	9	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	
			2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			2. 商業施設		(1)百貨店、小売店、卸売店 等	
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)ガソリンスタンド 等	
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	
					(5)劇場、映画館 等					(5)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	
					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)劇場、映画館 等	
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	
	工業用地 (建物用途 現況図の13)	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	商業用地 (建物用途 別現況図の1~3の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの)	9	3. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
					4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの			4. 商業系用途複合施設		商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
							工業用地 (建物用途 別現況図の13、危険物 貯蔵・処理施設、倉 庫、荷とき場)	10	13. 工場		(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
											(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
											(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
											(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
											(5)自動車修理工場
	農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地	19				農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					福岡県出典：平成30年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 平成30年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
都市的 土地 利用	公益施設用地（建物 用途現況図の10、11、 15）	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物 用途別現況図の10、11、 処理場、浄水場、火葬 場、発電所、変電所）	11	10. 官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
			11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等					
					(2)小・中・高等学校、保育所 等					
					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)					
					(5)病院					
					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
					(7)神社、寺院、教会 等					
		452	15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給 施設 等		10	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所		危険物貯蔵・処理施設、倉庫、荷とき場
			道路用地							
			215 道路、駅前広場							
交通施設用地（建物 用途現況図の12）	12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3)立体駐車場、駐輪施設 等	431	12. 運輸倉庫施設	道路用地	12 道路、駅前広場	道路、駅前広場		自動車ターミナル、立体駐車場、駅舎、鉄道用地、空港、港湾
					13 交通施設用地					
					14 公共空地1					
公共空地	217		公園・緑地、広場、運動場、墓園		15 公共空地2		16 その他公的施設用地	17 その他空地	18 未利用宅地	19 未利用地、平面駐車場
					16 その他公的施設用地					
その他公的施設用地	218		防衛施設用地		17 その他空地		18 未利用宅地	17 その他空地	18 未利用地、平面駐車場	20 資材置き場、住宅展示場、ゴルフ場
その他の空地①	220	ゴルフ場			18 未利用宅地		19 未利用地、平面駐車場	17 その他空地	18 未利用地、平面駐車場	21 資材置き場、住宅展示場、ゴルフ場
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを 直接整備している土地			20 参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>		21 未利用地	17 その他空地	18 未利用地、平面駐車場	22 未利用地、平面駐車場
その他の空地③	222	平面駐車場								
その他の空地④	223	その他の利用※3								

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場

(40) 福岡県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			福岡県出典：平成30年度都市計画基礎調査実施要領 福岡県 平成30年度都市計画基礎調査データベース製品仕様書 福岡県				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1. 業務施設	1			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	2			(1)百貨店、小売店、卸売店 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)ガソリンスタンド 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(5)劇場、映画館 等					(5)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)劇場、映画館 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	3			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	4			商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	5			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	6			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	7			住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	8			住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	9			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	10			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	11			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)幼稚園、保育所、認定こども園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(5)病院					(5)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)病院
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)診療所（内科、外科）
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	12			(8)診療所（内科、外科以外）
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(9)老人福祉センター、老人居宅生活支援事業施設（老人居宅介護、老人デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業等の事業所）
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(10)上記以外の老人福祉施設（老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設など）
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17. その他	17			仮設建築物その他1~16に分類できない施設

(41) 佐賀県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					佐賀県出典 : 実施要領は国要領に準拠 定義書は未策定				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的利用	田	201		水田	田	-		水田	
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-		畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	
	山林	203		樹林地	山林	-		樹林地	
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	
住宅用地（建物用途現況図の5～9）	211	5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地（建物用途現況図の5～9）	-	5. 住宅		専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等			6. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮 等
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			7. 店舗等併用住宅		住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用			8. 店舗等併用共同住宅		住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用
		9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用			9. 作業所併用住宅		住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用
商業用地（建物用途現況図の1～4）	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地（建物用途現況図の1～4）	-	1. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等			2. 商業施設		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
				(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
				(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
都市的土地利用	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	商業用地（建物用途現況図の1～4）	-	3. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
				4. 商業系用途複合施設			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		
				(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）			工業用地（建物用途現況図の13）	-	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
				(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
				(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
				(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
				(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	-	14. 農林漁業用施設	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	-	10. 官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	
		11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等			11. 文教厚生施設		(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
				(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
				(5)病院					(5)病院
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
				(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
道路用地	215		15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等		15. 供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	
				道路、駅前広場	道路、駅前広場				
				(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地（建物用途現況図の12）	-	12. 運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	
				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等			(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等		
				(3)立体駐車場、駐輪施設 等			(3)立体駐車場、駐輪施設 等		
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-		公園・緑地、広場、運動場、墓園	
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	その他公的施設用地	-		防衛施設用地	
その他の空地①	220	ゴルフ場		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>	その他の空地	-		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		平面駐車場					
その他の空地③	222	平面駐車場		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					
その他の空地④	223	その他の利用※3							

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(41) 佐賀県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			佐賀県出典：実施要領は国要領に準拠 定義書は未策定				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(42) 長崎県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					長崎県出典 : 長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システム データベース定義書 平成26年4月 長崎県				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 利用	田	201		水田	田	201		水田	
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	202		畑、果樹園、牧場、養鶏場、養豚場、ビニールハウス	
	山林	203		樹林地	森林	203		樹林地	
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	204		河川、湖沼、ため池、水路、濠	
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	205		原野、荒地、湿地、河原、海岸、湖岸	
住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	211			住宅、店舗併用住宅、作業所併用住宅
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等					
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
		9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					
商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212	1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地	212			業務施設、商業施設、宿泊施設、娯楽施設、遊戯施設
		2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					
				(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					
				(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
				(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					
				(5)劇場、映画館等					
				(6)ボーリング場、パッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					
				(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					
都市的 土地利用	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	工業用地	213			運輸倉庫施設、工業施設、危険物貯蔵処理施設
				4. 商業系用途複合施設					
				(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)					
				(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)					
				(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)					
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451	4. (4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場等	公益施設用地	214			官公庁、文教厚生施設、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
				5. 自動車修理工場					
				6. 官公庁施設					
				7. 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等					
				(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					
公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	214	11. 文教厚生施設	421	(2)小・中・高等学校、保育所等					
				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等					
				(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設(主に公共施設)					
				(5)病院					
				(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等					
道路用地	215	15. 供給処理施設	452	(7)神社、寺院、教会等					
				処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					
				道路、駅前広場					
				道路、駅前広場					
				(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等					
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431	(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					
				(3)立体駐車場、駐輪施設等					
				公園・緑地、広場、運動場、墓園					
				防衛施設用地					
				参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					
その他の空地①	220	ゴルフ場		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	その他の空地	219			未利用地、平面駐車場、ゴルフ場
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					
その他の空地③	222	平面駐車場		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					
その他の空地④	223	その他の利用※3		平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場					

※1 耕作放棄地等自然の状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

(42) 長崎県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			長崎県出典：長崎県都市計画基礎調査データ管理・運用システム データベース定義書 平成26年4月 長崎県				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	401			事務所、金融機関、NTT等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	402			量販店、小売店、卸売店、料理、喫茶が主体の飲食店等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	4. 娯楽施設	404			劇場、映画館、酒類主体の飲食店、特殊浴場等
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					
		(5)劇場、映画館 等					
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	403			ホテル、旅館、民宿、モーテル等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	6. 住宅	411			一戸建住宅、アパート、マンション、寮等
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等					
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗併用住宅	413			商業系用途（1～5）と住宅との併用施設
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用					
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	8. 作業所併用住宅	415			工業計用途（12・13）と住宅との併用施設
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	9. 官公庁施設	420			県市町庁舎、裁判所、税務署、郵便局、警察署、消防署等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	10. 文教厚生施設	421			学校、病院、体育館、公会堂、図書館、老人ホーム、宗教施設等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					
		(5)病院					
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	11. 運輸倉庫施設	441			駅、ターミナル、倉庫等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	12. 重工業施設	431			造船所、鉄工所、科学工場、機械工場棟
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）	13. 軽工業施設	432			食品工場、縫製工場、木工所、印刷所、陶磁器製造所等
		(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					
		(5)自動車修理工場					
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	15. 農林漁業用施設	451			納屋、畜舎、温室、船小屋等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	14. 危険物取扱施設	442			ガソリンスタンド、ガス貯蔵所等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. その他	455			下水処理場、浄水場、発電所、防衛施設、その他の分類不能の施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設					

(43) 熊本県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領 (国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①～④は、改訂予定分					熊本県出典 : 平成28年度(後期)・平成29年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 平成28年12月 熊本県土木部都市計画課																
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容											
土地的利用	田	201			水田	田	-			水田											
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	-			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場											
	山林	203			樹林地	山林	-			樹林地											
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面											
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸											
住宅用地（建物用途現況図の5～9）	5. 住宅	411		211	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）											
	6. 共同住宅	412			アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等											
	7. 店舗等併用住宅	413			住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用											
	8. 店舗等併用共同住宅	414			住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用											
	9. 作業所併用住宅	415			住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用											
商業用地（建物用途現況図の1～4）	1. 業務施設	401		212	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	1. 業務施設	-		商業用地（建物用途現況図の1～4）	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等											
					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等											
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等											
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設											
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等											
都市的土地利用				213	(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等											
					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等											
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等											
					3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等		3. 宿泊施設	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等											
					4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの		4. 商業系用途複合施設	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの											
工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工業用地（建物用途現況図の13）	- 13. 工場		13. 工場	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）											
					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）											
					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）											
					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等											
					(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場											
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	-	14. 農林漁業用施設	-	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等											
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	214	10. 官公庁施設	420		国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）	- 10. 官公庁施設		10. 官公庁施設	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等											
					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等											
					(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等											
					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等											
					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）											
道路用地	215	11. 文教厚生施設	421		(5)病院	11. 文教厚生施設	- 11. 文教厚生施設		11. 文教厚生施設	(5)病院											
					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等											
					(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等											
					15. 供給処理施設	452	15. 供給処理施設		15. 供給処理施設	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等											
					処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等															
道路用地	215	12. 運輸倉庫施設	431	道路、駅前広場	道路用地	-	12. 運輸倉庫施設		12. 運輸倉庫施設	道路、駅前広場											
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216				(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	交通施設用地（建物用途現況図の12）	- 12. 運輸倉庫施設		12. 運輸倉庫施設	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等											
公共空地	217				(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等											
その他公的施設用地	218	防衛施設用地	454	公共園・緑地、広場、運動場、墓園	(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等											
その他の空地①	220				参考	その他の空地	- その他の空地		その他の空地	参考											
その他の空地②	221				454(建物コード) <旧土地利用細分用途>					454(建物コード) <旧土地利用細分用途>											
その他の空地③	222				平面駐車場					平面駐車場											
その他の空地④	223				その他の利用※3					その他の利用※3											
※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。					※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。					※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他											

(43) 熊本県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			熊本県出典： 平成28年度(後期)・平成29年度熊本県都市計画基礎調査実施要領 平成28年12月 熊本県土木部都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	2. 商業施設	-			(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	3. 宿泊施設	-			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業系用途複合施設	-			商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	5. 住宅	-			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	6. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	7. 店舗等併用住宅	-			住宅（上の5）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用	8. 店舗等併用共同住宅	-			住宅（上の6）と商業施設等（上の1～4, 10, 11）の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	-			国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	11. 文教厚生施設	-			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)小・中・高等学校、保育所 等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会 等
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸倉庫施設	-			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設 等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	-			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ³ 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設	-			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	-			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設	17. その他	-			仮設建築物その他1～16に分類できない施設

(44) 大分県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					大分県出典 : 大分県都市計画基礎調査実施要領(平成25年度改訂版) 平成26年3月 大分県都市計画課						
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容		
土地的 自然的 利用	田	201		水田	田	-			水田		
	畑	202		畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	-			畑、樹園地、採草牧草地、養鶏場、農業用ハウス等		
	山林	203		樹林地	山林	-			樹林地		
	水面	204		河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	-			河川、湖沼、ため池、水路、水辺地、その他の水面		
	その他自然地	205		原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	-			原野・牧野、草地、荒れ地(耕作放棄地等)、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、その他の自然地等		
住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211	5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅施設用地 (建物 用途別現況図の1~5)	-	1. 住宅		専用住宅(住宅に付隨する物置、車庫を含む)		
		6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮等			2. 共同住宅		アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿		
		7. 店舗等併用住宅	413	住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			3. 店舗併用住宅		住宅(上記1)と商業業務用途(下記6~7)を併用している場合、商業用途の床面積の合計が150m ² 以下、又は業務用途の床面積の合計が50m ² 以下のもの。(上記以外の併用住宅は、それぞれ該当する施設として扱う。)		
		8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用			4-1. 店舗併用共同住宅(A)		共同住宅(上記2)と商業系用途(下記6~10)を併用している場合、商業系用途の床面積の合計が150m ² 以下のもの		
		9. 作業所併用住宅	415	住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用			4-2. 店舗併用共同住宅(B)		共同住宅(上記2)と商業系用途(下記6~10)を併用している場合、商業系用途の床面積の合計が150m ² を超え、500m ² 以下のもの		
		1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等			4-3. 店舗併用共同住宅(C)		共同住宅(上記2)と商業系用途(下記6~10)を併用している場合、商業系用途の床面積の合計が150m ² 以下のもの		
		(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等			5. 作業所併用住宅		住宅(上記1~2)と工業系用途(下記15~18)を併用している場合		
							6. 業務施設		事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等		
							19-1. 危険物貯蔵処理施(A)		ガソリンスタンド		
都市的 土地 利用	212	2. 商業施設	402	(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	工業用地 (建物用途 別現況図の14~19)	-	7-1. 商業施設(A)		ガソリンスタンド		
							7-2. 商業施設(B)		小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 床面積の合計が150m ² 以下のもの		
							7-3. 商業施設(C)		小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 床面積の合計が150m ² を超えるもの		
							7-1. 商業施設(A)		食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 床面積の合計が150m ² 以下のもの		
							7-2. 商業施設(B)		食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 床面積の合計が150m ² を超え、500m ² 以下のもの		
							7-3. 商業施設(C)		食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 床面積の合計が500m ² を超えるもの		
							7-1. 商業施設(A)		理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設 床面積の合計が150m ² 以下のもの		
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等		(5)劇場、映画館等	商業用地 (建物用途 別現況図の6~11)	-	7-2. 商業施設(B)		理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設 床面積の合計が150m ² を超える、500m ² 以下のもの		
							7-3. 商業施設(C)		理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設 床面積の合計が500m ² を超えるもの		
							その他の空地		平面駐車場、資材置き場、屋外展示場 造成宅地の未建築地、建物除却後の未利用地等		
							9-2. 娯楽施設(B)		料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー(風俗営業法による風俗営業を営む施設)		
							9-1. 娯楽施設(A)		劇場、映画館、演芸場、観覧場		
							9-3. 娯楽施設(C)		個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風俗営業法による店舗型性風俗特殊営業を営む施設)		
							10-1. 遊戯施設(A)		ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場		
							10-2. 遊戯施設(B)		マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス		
							8. 宿泊施設		ホテル、旅館、民宿(モーテル、ラブホテル等風俗営業法による店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く)		
							9-3. 娯楽施設(C)		個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風俗営業法による店舗型性風俗特殊営業を営む施設)		
		3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等			11. 商業系用途複合施設		商業系用途(上記6~10)の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。(主たる用途の床面積が3/4以上のものについては、上記の6~10で表示する。)		
		4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの							

(つづき)

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					大分県出典 : 大分県都市計画基礎調査実施要領（平成25年度改訂版）平成26年3月 大分県都市計画課				
用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
工業用地（建物用途現況図の13）	213	13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4) 50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5) 自動車修理工場	工業用地（建物用途別現況図の14～19）	-	15. 重工業施設 16. 軽工業施設 17-2 サービス工業施設(B) 18. 家内工業施設 17-1. サービス工業施設(A)	/	アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造 原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング（自動車修理工場を除く） 原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織、撚糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形 原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場 自動車修理工場
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業施設用地（建物用途別現況図の20）	-	20. 農林漁業用施設	/	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
都市的 土地 利用	214	10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	公益施設用地（建物用途別現況図の12、13、21）	-	12. 官公庁施設 13-1. 文教厚生施設(A) 13-2. 文教厚生施設(B) 13-1. 文教厚生施設(A) 13-2. 文教厚生施設(B) 21. その他	/	県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、消防署、警察署、駐在所 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂 幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付浴場業に係るものは除く） 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂 幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神社、寺院、教会、公衆浴場（個室付浴場業に係るものは除く） 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等
		11. 文教厚生施設	421	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2) 小・中・高等学校、保育所 等 (3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5) 病院 (6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7) 神社、寺院、教会 等					
道路用地	215			道路、駅前広場	工業用地（建物用途別現況図の14～19）	-	19-2. 危険物貯蔵処理施設(B)	/	消防法による設置許可が必要なもの
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3) 立体駐車場、駐輪施設 等	交通施設用地（建物用途別現況図の14）	-	14-2. 運輸倉庫施設(B) 14-1. 運輸倉庫施設(A)	/	道路、駅前広場 駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港 自動車車庫
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園	公共空地	-		/	公園・緑地、広場、運動場、墓園
その他公的施設用地	218			防衛施設用地	公益施設用地（建物用途別現況図の12、13、21）	-	21. その他	/	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設
その他の空地①	220	ゴルフ場		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途> 平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地※2、ゴルフ場	その他	-		/	造成法面、ゴルフ場、改変中の土地 等
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地			その他の空地	-		/	平面駐車場、資材置き場、屋外展示場 造成宅地の未建築地、建物除却後の未利用地 等
その他の空地③	222	平面駐車場			その他	-		/	造成法面、ゴルフ場、改変中の土地 等
その他の空地④	223	その他の利用※3			その他の空地	-		/	平面駐車場、資材置き場、屋外展示場 造成宅地の未建築地、建物除却後の未利用地 等

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

「工業用地」の「14-1.運輸倉庫施設(A)」「14-2.運輸倉庫施設(B)」は「交通施設用地」に掲載。

「工業用地」の「19-1.危険物貯蔵処理施設(A)」「19-2.危険物貯蔵処理施設(B)」は該当分類に有り振り。

(44) 大分県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			大分県出典： 大分県都市計画基礎調査実施要領（平成25年度改訂版）平成26年3月 大分県都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	1. 業務施設	-			事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	19-1. 危険物貯蔵処理施(A)	-			ガソリンスタンド
			9-3. 娯楽施設(C)	-			個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風俗営業法による店舗型性風俗特殊営業を営む施設)
			7-1. 商業施設(A)	-			小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 床面積の合計が150m ² 以下のもの
			7-2. 商業施設(B)	-			小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 床面積の合計が150m ² を超え、500m ² 以下のもの
			7-3. 商業施設(C)	-			小売店、卸売店、百貨店、その他の物品販売施設 床面積の合計が500m ² を超えるもの
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等	7-1. 商業施設(A)	-			食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 床面積の合計が150m ² 以下のもの
			7-2. 商業施設(B)	-			食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 床面積の合計が150m ² を超え、500m ² 以下のもの
			7-3. 商業施設(C)	-			食堂、喫茶店、スナック、その他の飲食業を営む施設 床面積の合計が500m ² を超えるもの
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設	7-1. 商業施設(A)	-			理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設 床面積の合計が150m ² 以下のもの
			7-2. 商業施設(B)	-			理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設 床面積の合計が150m ² を超え、500m ² 以下のもの
			7-3. 商業施設(C)	-			理容店、美容院、レンタル業、銀行の支店、保険代理店、質屋、結婚式場、その他のサービス施設 床面積の合計が500m ² を超えるもの
3. 宿泊施設	403	(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等	9-2. 娯楽施設(B)	-			料理店、キャバレー、ダンスホール、ナイトクラブ、バー(風俗営業法による風俗営業を営む施設)
			9-1. 娯楽施設(A)	-			劇場、映画館、演芸場、観覧場
		(5)劇場、映画館 等	9-3. 娯楽施設(C)	-			個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風俗営業法による店舗型性風俗特殊営業を営む施設)
			10-1. 遊戯施設(A)	-			ボーリング場、スケート場、水泳場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、スキー場
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等	10-2. 遊戯施設(B)	-			マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス
			10-2. 遊戯施設(B)	-			マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場、玉突き場、ゲームセンター、カラオケボックス
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	8. 宿泊施設	-			ホテル、旅行、民宿(モーテル、ラブホテル等風俗営業法による店舗型性風俗特殊営業を営む施設を除く)
			9-3. 娯楽施設(C)	-			個室付浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ(風俗営業法による店舗型性風俗特殊営業を営む施設)
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	11. 商業系用途複合施設	-			商業系用途(上記6~10)の複合施設で、主たる用途の床面積が、全体の3/4に満たないもの。(主たる用途の床面積が3/4以上のものについては、上記の6~10で表示する。)
5. 住宅	411	専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	1. 住宅	-			専用住宅(住宅に付隨する物置、車庫を含む)
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	2. 共同住宅	-			アパート、マンション、長屋、寮、寄宿舎、下宿

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			大分県出典：大分県都市計画基礎調査実施要領（平成25年度改訂版）平成26年3月 大分県都市計画課				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	3. 店舗併用住宅	-			住宅（上記1）と商業業務用途（下記6～7）を併用している場合、商業用途の床面積の合計が150m ² 以下、又は業務用途の床面積の合計が50m ² 以下のもの。（上記以外の併用住宅は、それぞれ該当する施設として扱う。）
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用	4-1. 店舗併用共同住宅（A）	-			共同住宅（上記2）と商業系用途（下記6～10）を併用している場合、商業系用途の床面積の合計が150m ² 以下のもの
			4-2. 店舗併用共同住宅（B）	-			共同住宅（上記2）と商業系用途（下記6～10）を併用している場合、商業系用途の床面積の合計が150m ² を超え、500m ² 以下のもの
			4-3. 店舗併用共同住宅（C）	-			共同住宅（上記2）と商業系用途（下記6～10）を併用している場合、商業系用途の床面積の合計が500m ² 以上のもの
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用	9. 作業所併用住宅	-			住宅（上記1～2）と工業系用途（下記15～18）を併用している場合
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	12. 官公庁施設	-			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、電話局、消防署、警察署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	13-1. 文教厚生施設（A）	-			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	13-2 文教厚生施設（B）	-			幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	13-1. 文教厚生施設（A）	-			大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、病院、体育館、競技場、公会堂
		(5)病院					
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等	13-2. 文教厚生施設（B）	-			幼稚園、小・中・高等学校、図書館、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、診療所、神
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	14-2. 運輸倉庫施設（B）	-			駅舎、バスターミナル、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等	14-1 運輸倉庫施設（A）	-			自動車車庫
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	15. 重工業施設	-			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、セメント、鉄釘の製造、石炭ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）	16. 軽工業施設	-			原動機を使用する150m ² を超える工場、ぼろ・わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、練炭、石鹼、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング（自動車修理工場を除く）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（居住地域において立地不可）	17-2 サービス工業施設（B）	-			原動機を使用する50m ² を超える工場、印刷、木材、石材の引割、機織、燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出成形
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等	18. 家内工業施設	-			原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5)自動車修理工場	17-1. サービス工業施設（A）	-			自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	20. 農林漁業用施設	-			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	21. その他	-			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設
			19-2. 危険物貯蔵処理施（B）	-			消防法による設置許可が必要なもの
16. 防衛施設	453	防衛施設	21. その他	-			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所、防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1～16に分類できない施設					

(45) 宮崎県 土地利用現況

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.6） ※その他の空地①～④は、改訂予定分					宮崎県出典：宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計画課 平成29年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ説明書及び定義書 平成30年3月									
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容				
土地的利用	田	201			水田	田	01			水田				
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場	畑	02			畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス				
	山林	203			樹林地	山林	03			樹林地				
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	04			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面				
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	05			原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸				
住宅用地（建物用途現況図の5～9）		211		5. 住宅	411 専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅用地	06			-				
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等					-				
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅（上の5）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					-				
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅（上の6）と商業施設等（1～4, 10, 11）の併用					-				
				9. 作業所併用住宅	415 住宅（上の5, 6）と工業系用途（13）の併用					-				
商業用地（建物用途現況図の1～4）		212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所 等	商業用地	071			-				
				2. 商業施設	(1) 百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2) 食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3) 理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4) 料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5) 劇場、映画館 等 (6) ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7) マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等						-			
					072					-				
										-				
										-				
				3. 宿泊施設						403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	-			
				4. 商業系用途複合施設						404 商業系用途（上の1～3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	-			
都市的土地利用		213	13. 工場	441	(1) 危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可） (2) 原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可） (3) 原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可） (4) 50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等 (5) 自動車修理工場	工業用地	081				-			
										-				
										-				
										-				
										-				
農林漁業施設用地（建物用途現況図の14）	219	14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等										
公益施設用地（建物用途現況図の10、11、15）		214	10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等		公益施設用地	09		官公庁施設	-				
										-				
										-				
										-				
										-				
道路用地		215		11. 文教厚生施設	(1) 大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等 (2) 小・中・高等学校、保育所 等 (3) 図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等 (4) 体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設） (5) 病院 (6) 診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等 (7) 神社、寺院、教会 等	15. 供給処理施設	421	09		処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等	15. 供給処理施設	処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所		
交通施設用地（建物用途現況図の12）	216	12. 運輸倉庫施設	431	(1) 駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等 (2) 卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等 (3) 立体駐車場、駐輪施設 等		交通施設用地	11			自動車ターミナル、立体駐車場、鉄道用地、空港、港湾				
公共空地	217			公園・緑地、広場、運動場、墓園		公共空地	12			公園・緑地、広場、運動場、墓園				
その他公的施設用地	218			防衛施設用地		その他公的施設用地	13			防衛施設用地				
その他の空地①	220	ゴルフ場		参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>		その他の空地	14			平面駐車場、改変工事中の土地、未利用地、ゴルフ場				
その他の空地②	221	太陽光発電のシステムを直接整備している土地		平面駐車場										
その他の空地③	222	平面駐車場												
その他の空地④	223	その他の利用※3												

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面（道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面）、その他

(45) 宮崎県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			宮崎県出典： 宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計画課 平成29年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ説明書及び定義書 平成30年3月				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	5. 業務施設	05	1,500m ² 以下 1,500~3,000m ² 3,000m ² 超		事務所、銀行 事務所、銀行 事務所、銀行
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等 (2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等 (3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設 (4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等 (5)劇場、映画館 等 (6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等 (7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等	17. 危険物貯蔵・処理施設 4. 商業施設 8. 娯楽施設 7. 遊戯施設	17 04 08 07	150~500m ² 500~1,500m ² 1,500~3,000m ² 3,000~10,000m ² 10,000m ² 超 150~500m ² 500~1,500m ² 1,500~3,000m ² 3,000~10,000m ² 10,000m ² 超 150~500m ² 500~1,500m ² 1,500~3,000m ² 3,000~10,000m ² 10,000m ² 超 200m ² 以下 200~10,000m ² 10,000m ² 超 200m ² 以下 200~10,000m ² 10,000m ² 超 3,000m ² 以下 3,000m ² 超 3,000m ² 以下 3,000m ² 超	A B C D E A B C D E A B C D E A B C A B C A B C A B C D E	消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド 百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場 百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場 百貨店、小売店(専門店)、卸売店、食堂、喫茶店、スナック、結婚式場 劇場、映画館、料理店、キャバレー、クラブ、バー、特殊浴場(サウナ等)、飲み屋 ボーリング場、スケート場、マージャン屋、パチンコ屋、射的場、ゲームセンター、玉つき場
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	6. 宿泊施設	06	3,000m ² 以下 3,000m ² 超	A B	ホテル、旅館、モーテル、民宿
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	4. 商業施設	04	150~500m ² 500~1,500m ² 1,500~3,000m ² 3,000~10,000m ² 10,000m ² 超	A B C D E	商業系用途(04~08)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	1. 住宅	01			専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	2. 共同住宅	02			アパート、マンション、長屋、寮
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	3. 併用住宅	03			住宅(上の01)と商業系用途(04~08)の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用					共同住宅(上の02)と商業系用途(04~08)の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用					住宅施設(上の01)、共同住宅(上の02)と工業系用途(下の12~15)の併用

(つづき)

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			宮崎県出典：宮崎県都市計画基礎調査実施要領 宮崎県県土整備部都市計画課 平成29年度宮崎県都市計画基礎調査GISデータ説明書及び定義書 平成30年3月				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
10. 官公庁施設	420	県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	10. 官公庁施設	11			県市町村庁舎、裁判所、税務署、郵便局、警察署、消防署、駐在所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	9. 文教厚生施設A	09			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(2)小・中・高等学校、保育所 等	10. 文教厚生施設B	10	600m ² 以下 600m ² 超	A B	小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等	9. 文教厚生施設A	09			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
			10. 文教厚生施設B	10	600m ² 以下 600m ² 超	A B	小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）	9. 文教厚生施設A	09			大学、高等専門学校、各種学校、病院、公会堂、体育館、競技場、研究所
		(5)病院	10. 文教厚生施設B	10	600m ² 以下 600m ² 超	A B	小・中・高等学校、老人ホーム、保育所、診療所、公衆浴場、神社、寺、教会、図書館、博物館
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
		(7)神社、寺院、教会 等					
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	16. 運輸倉庫施設	16			駅舎、バスターミナル、自動車車庫、倉庫、港湾施設、荷とき場、空港
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	12. 工業施設	12			アスファルト精製、金属の溶解又は精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、鉄釘の製造、石灰ガス、圧縮ガス、マッチ、セルロイド、ゴム製品の製造、製革、パルプの製造、動力つちを使用する金属の製造
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					原動機を使用する150m ² をこえる工場、ぼろ、わたの選別再製、岩石の粉碎、瓦れんが、れん炭、せっけん、生コン、陶磁器、絵具の製造、塗料の加熱乾燥、吹付、引火性溶剤を用いるドライクリーニング
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					原動機を使用する50m ² をこえる工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃糸、魚肉の練製品、セメント製品の製造、めっき、合成樹脂の射出形成
		(4)50m ² 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					原動機を使用する50m ² 未満の工場、原動機を使用しない工場
		(5)自動車修理工場			14. サービス工業施設(B)	14	50m ² 以下 50~150m ² 150~300m ² 300m ² 超
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	18. 農林漁業用施設	18			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	19. 供給処理施設	19			処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所
			17. 危険物貯蔵・処理施設	17	3,000m ² 以下 3,000m ² 超	A B	消防法による設置許可の必要なもの、ガソリンスタンド
16. 防衛施設	453	防衛施設	20. 防衛施設	20			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	21. その他	21			以上の凡例に分類できない建物

(46) 鹿児島県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					鹿児島県出典 : 平成29年度鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課 都市計画基礎調査様式集 鹿児島県土木部都市計画課 平成29年度薩摩川内市都市計画基礎調査品質検査報告書								
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容			
土地的利用	田畠	201			水田	田畠	1			-			
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			-			
	山林	203			樹林地	山林	3			-			
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	4			-			
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	その他自然地	5			-			
住宅用地 (建物用途現況図の5~9)	211			5. 住宅	411 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	6				-			
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮等					-			
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					-			
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					-			
				9. 作業所併用住宅	415 住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					-			
商業用地 (建物用途現況図の1~4)	212			1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	8	商業用地			-			
				402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等					-			
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等					-			
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					-			
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等					-			
					(5)劇場、映画館等					-			
					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等					-			
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等					-			
都市的土地利用	213	13. 工場	441	3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル等	9	工業用地			-			
				4. 商業系用途複合施設	-								
				(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等(準工業地域において立地不可)	-								
				(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等(商業地域において立地不可)	-								
				(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等(住居地域において立地不可)	-								
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	219	14. 農林漁業用施設	451		農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等	10	農林漁業施設用地			-			
					10. 官公庁施設					-			
					420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所等					-			
			421	11. 文教厚生施設	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等					-			
					(2)小・中・高等学校、保育所等					-			
公益施設用地 (建物用途現況図の10、11、15)	214				(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園等					-			
					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場等のスポーツ施設(主に公共施設)					-			
					(5)病院					-			
					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所等					-			
					(7)神社、寺院、教会等					-			
道路用地	215		452		15. 供給処理施設	11	公共施設用地			-			
					処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等					-			
					道路、駅前広場					-			
					(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等					-			
					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等					-			
交通施設用地 (建物用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設	431		(3)立体駐車場、駐輪施設等		13	交通施設用地		-			
					公共空地					-			
					公園・緑地、広場、運動場、墓園					-			
					防衛施設用地					-			
					参考 454(建物コード) <旧土地利用細分用途>					-			
その他の空地①	220				平面駐車場		16	その他の空地		-			
その他の空地②	221				太陽光発電のシステムを直接整備している土地					-			
その他の空地③	222				ゴルフ場					-			
その他の空地④	223				平面駐車場					-			
					その他の利用※3					-			

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

(46) 鹿児島県 建物利用現況（建物用途）

国出典：都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			鹿児島県出典：平成29年度鹿児島県都市計画基礎調査実施仕様書 鹿児島県土木部都市計画課 都市計画基礎調査様式集 鹿児島県土木部都市計画課 平成29年度薩摩川内市都市計画基礎調査品質検査報告書				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	業務施設	8			-
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	商業施設	9	5		個室付き浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、アダルトショップ（風俗営業法による風俗関連営業施設）
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等			1		百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設			2		食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等			3		理容店、美容院、レンタル業、宴会場、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(5)劇場、映画館 等			4		料理店、キャバレー、クラブ、バー（風俗営業法による風俗関連営業施設）、飲み屋等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等			5		個室付き浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、アダルトショップ（風俗営業法による風俗関連営業施設）
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等			6		劇場、映画館
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	宿泊施設	10			ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、スケート場、水泳場
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	商業系用途複合施設	9	5		マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ等
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	住宅	1			ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	共同住宅	2			個室付き浴場業に係る公衆浴場、ストリップ劇場、モーテル、アダルトショップ（風俗営業法による風俗関連営業施設）
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	店舗等併用住宅	3			商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	店舗等併用共同住宅	4			住宅
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	作業所併用住宅	5			アパート、マンション、長屋、寮 等
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	官公庁施設	7			共同住宅
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	文教厚生施設	6	1		店舗等併用住宅
		(2)小・中・高等学校、保育所 等			4		店舗等併用共同住宅
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等			5		住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）			2		作業所併用住宅
		(5)病院			3		住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等			6		作業所併用住宅
		(7)神社、寺院、教会 等			7		住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	運輸倉庫施設	12			官公庁施設
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					（1）大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					（2）小・中・高等学校、保育所等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	工場	13			（3）図書館、博物館、公会堂、集会所、動物園等
		(2)原動機を使用する150m ³ を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					（4）体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(3)原動機を使用する50m ³ を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					（5）病院
		(4)50m ³ 以内のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					（6）診療所、老人ホーム、公衆浴場（個室付き浴場業に係るもの）
		(5)自動車修理工場					（7）神社、寺院、教会等
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	農林漁業用施設	15			（1）駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	危険物貯蔵・処理施設	14			（2）卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等
16. 防衛施設	453	防衛施設	その他	16			（3）立体駐車場、駐輪施設 等
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設					

(47) 沖縄県 土地利用現況

国出典 : 都市計画基礎調査実施要領(国土交通省都市局 H25.6) ※その他の空地①~④は、改訂予定分					沖縄県出典 : 沖縄県都市計画基礎調査要領 平成28年3月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 GISデータ定義書(案)修正版20180219 沖縄県データ定義					
	用途区分	土地コード	細分用途	建物コード	用途内容	用途区分	土地コード	細分用途	土地コード	用途内容
土地的 自然的 利用	田	201			水田	田	1			水田
	畑	202			畑、樹園地、採草地、養鶏(牛、豚)場	畑	2			畑・果樹園
	山林	203			樹林地	山林	3			山林
	水面	204			河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面	水面	5			河川、湖沼、ため池等
	その他自然地	205			原野・牧野、荒れ地※1、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸	原野・荒地・牧野	4			原野・荒地・牧野
					その他(海浜等)	その他(海浜等)	6			その他(海浜等)
都市的 土地利用	住宅用地 (建物用途 現況図の5~9)	211		5. 住宅	411 専用住宅(住宅に付随する物置、車庫を含む)	住宅用地	7			一般住宅、共同住宅
				6. 共同住宅	412 アパート、マンション、長屋、寮 等					
				7. 店舗等併用住宅	413 住宅(上の5)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
				8. 店舗等併用共同住宅	414 住宅(上の6)と商業施設等(1~4, 10, 11)の併用					
				9. 作業所併用住宅	415 住宅(上の5, 6)と工業系用途(13)の併用					
	商業用地 (建物用途 現況図の1~4)	212		1. 業務施設	401 事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	商業用地	9			業務施設、店舗、娯楽・遊戯施設、宿泊施設、問屋・卸売施設
					(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等					
					(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					
					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					
					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					
農林漁業施設用地 (建物用途現況図の14)	213	13. 工場			(5)劇場、映画館 等	工業用地	10			工場、研究所
					(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					
					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					
				3. 宿泊施設	403 ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等					
				4. 商業系用途複合施設	404 商業系用途(上の1~3)の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの					
公益施設用地 (建物 用途現況図の10、11、 15)	219	14. 農林漁業用施設		451 農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等		公共用地	12			
				10. 官公庁施設	420 国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等					
					(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等					
					(2)小・中・高等学校、保育所 等					
					(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					
					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設 (主に公共施設)					
					(5)病院					
					(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					
					(7)神社、寺院、教会 等					
				15. 供給処理施設	452 処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設 等					
道路用地	215			道路、駅前広場		道路用地	18			幅員4.0m以上の道路、農道、林道
交通施設用地 (建物 用途現況図の12)	216	12. 運輸倉庫施設			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	運輸施設用地	11			飛行場、港湾、倉庫、各種ターミナル
					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等	鉄道用地	19			モノレール構内、駅舎含む
					(3)立体駐車場、駐輪施設 等	公共空地	14			1.0ha未満の公園・広場・緑地
公共空地	217					公園・緑地	15			1.0ha以上の公園・広場・緑地、運動場
その他公的施設用地	218					防衛施設用地	17			米軍提供施設、自衛隊施設
その他の空地①	220			ゴルフ場		ゴルフ場	21			ゴルフ場
その他の空地②	221			太陽光発電のシステムを直接整備している土地		その他の空地	16			未建築宅地、用途改变中の土地、屋外利用地
その他の空地③	222			平面駐車場		駐車場用地	20			月極・時間貸し等の駐車場
その他の空地④	223			その他の利用※3		その他の空地	16			未建築宅地、用途改变中の土地、屋外利用地

※1 耕作放棄地等自然的状況のもの。

※2 建物跡地、資材置場等都市的状況のもの。

※3 建物跡地、資材置場、改変工事中の土地、法面(道路、山林、造成地等の主利用に含まれない法面)、その他

(47) 沖縄県 建物利用現況（建物用途）

国出典： 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局 H25.7）			沖縄県出典： 沖縄県都市計画基礎調査要領 平成28年3月 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 GISデータ定義書(案)修正版20180219 沖縄県データ定義				
用途分類	コード	例	用途分類	コード	細分用途	コード	用途内容
1. 業務施設	401	事務所、銀行、会議場・展示場、郵便局、電話局、民間研究所、研修所等	8. 業務施設	8			銀行、会社、郵便局、会議場・展示場、電話局、民間研究所、研修所、事務所、事務所附属倉庫等
2. 商業施設	402	(1)百貨店、小売店、卸売店、ガソリンスタンド 等	9. 商業施設	9			(1)小売店、百貨店、スーパーマーケット、卸売店、ガソリンスタンド等
		(2)食堂、喫茶店、弁当屋・宅配 等					(2)レストラン、ドライブイン、食堂、喫茶店、弁当屋・宅配等
		(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設					(3)理容店、美容院、レンタル業、宴会場、結婚式場、習い事教室、予備校、自動車教習所、住宅展示場、その他のサービス施設
		(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋 等					(4)料理店、キャバレー、クラブ、バー、飲み屋等、ダンスホール等、個室付き浴場業に係わる公衆浴場等
		(5)劇場、映画館 等					(5)劇場、映画館 等
		(6)ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ 等					(6)ボーリング場、スケート場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、フィットネス、カラオケボックス、インターネットカフェ等
		(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所 等					(7)マージャン屋、パチンコ屋、馬券・車券発売所等
3. 宿泊施設	403	ホテル、旅館、民宿、ラブホテル 等	11. 宿泊施設	11			ホテル、旅館、民宿、モーテル
4. 商業系用途複合施設	404	商業系用途（上の1~3）の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの	10. 商業系用途複合施設	10			商業系用途の複合施設で、主たる用途の床面積が全床面積の3/4に満たないもの
5. 住宅	411	専用住宅（住宅に付随する物置、車庫を含む）	1. 住宅	1			専用住宅（住宅に付隨する物置、車庫を含む）
6. 共同住宅	412	アパート、マンション、長屋、寮 等	2. 共同住宅	2			アパート、マンション、長屋、寮 等
7. 店舗等併用住宅	413	住宅（上の5）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	3. 店舗等併用住宅	3			住宅（上の1）と商業施設等の併用
8. 店舗等併用共同住宅	414	住宅（上の6）と商業施設等（上の1~4, 10, 11）の併用	4. 店舗等併用共同住宅	4			住宅（上の2）と商業施設等の併用
9. 作業所併用住宅	415	住宅（上の5, 6）と工業系用途（下の13）の併用	5. 作業所併用住宅	5			住宅（上の1, 2）と工業系用途の併用
10. 官公庁施設	420	国県市町村庁舎、裁判所、税務署、警察署、消防署、駐在所 等	6. 官公庁施設	6			県庁、市役所、役場、出先官庁、税務署、裁判所、消防署、刑務所、警察署、気象台、保健所等、派出所
11. 文教厚生施設	421	(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所 等	7. 文教厚生施設	7			(1)大学、高等専門学校、各種学校、公的研究所・試験所等
		(2)小・中・高等学校、保育所 等					(2)保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等
		(3)図書館、博物館、公会堂、集会場、動物園 等					(3)図書館、博物館、美術館、市民会館公会堂、集会場、動物園等
		(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）					(4)体育館、水泳場、野球場、陸上競技場その他のスポーツ施設（主に公共施設）
		(5)病院					(5)病院
		(6)診療所、老人ホーム、公衆浴場、公衆便所 等					(6)託児所、診療所、老人ホーム、養老院、身体障害福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設各種養成所、公衆浴場、公衆便所等
		(7)神社、寺院、教会 等					(7)神社、寺院、教会
12. 運輸倉庫施設	431	(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設 等	12. 運輸施設	12			(1)駅舎、電車車庫、バスターミナル、港湾・空港施設等
		(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル 等					(2)卸売市場、倉庫、トラックターミナル等
		(3)立体駐車場、駐輪施設 等					(3)立体駐車場、駐輪施設等
13. 工場	441	(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）	13. 工場	13			(1)危険物の製造、液化ガスの製造、塩素・臭素等の製造、肥料の製造、製紙、製革、アスファルトの精製、セメントの製造、金属の溶融等（準工業地域において立地不可）
		(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）					(2)原動機を使用する150m ² を超える工場、引火性溶剤を用いるドライクリーニング、原動機を使用する岩石の粉碎、レディミクストコンクリートの製造、陶磁器・ガラスの製造等（商業地域において立地不可）
		(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）					(3)原動機を使用する50m ² を超える工場、原動機を使用する魚肉の練製品の製造・セメント製品の製造・金属の加工・印刷、木工所、めっき等（住居地域において立地不可）
		(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等					(4)50m ² 以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場 等
		(5)自動車修理工場					(5)自動車修理工場
14. 農林漁業用施設	451	農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場 等	14. 農林漁業用施設	14			農業用納屋、畜舎、温室、船小屋、農林漁業用作業場等
15. 供給処理施設	452	処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、発電所、変電所、ガス・熱供給施設等	15. 供給処理施設	15			処理場、浄水場、ポンプ場、火葬場、屠場、ごみ焼却場、上下水道施設、変電所、変圧所、変電所、ガス・熱供給施設等
16. 防衛施設	453	防衛施設	16. 防衛施設	16			防衛施設
17. その他	454	仮設建築物その他1~16に分類できない施設	17. その他	17			仮設建築物その他1~16に分類できない施設